

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～<u>第3条の2</u>）</p> <p>第2章 指定事業所の設置等の<u>手続等</u></p> <p>第1節 指定事業所の設置の許可等（第4条～第20条）</p> <p><u>第2節 削除</u></p> <p>第3節 <u>環境管理事業所等</u>（第24条～第29条）</p> <p>第3章 <u>事業所等</u>における公害の防止</p> <p>第1節 大気汚染及び悪臭（第30条～第32条）</p> <p>第2節 水質汚濁（第33条～第37条）</p> <p>第3節 騒音及び振動（第38条・第39条）</p> <p>第4章 <u>事業所における環境負荷の低減等</u>（第40条～<u>第40条の4</u>）</p> <p>第5章 特定行為の制限等</p> <p>第1節 <u>屋外における焼却</u>の制限（第41条）</p> <p>第2節 炭化水素系物質を使用する<u>作業の制限</u>（第42条・第43条）</p> <p>第3節 排煙の排出の制限をする港湾等（第44条）</p> <p>第4節 拡声機騒音の規制（第45条・第46条）</p> <p>第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第47条～第48条の3）</p> <p>第6章 土壌、地下水及び地盤環境の保全</p> <p><u>第1節 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止（第48条の4～第48条の7）</u></p> <p><u>第1節の2 特定有害物質使用地の適正管理（第49条～第56条の3）</u></p> <p><u>第2節及び第3節 削除</u></p> <p>第4節 地盤の沈下の防止（第66条～第78条）</p> <p>第7章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減</p> <p>第1節 自動車の使用に伴う環境負荷の低減（<u>第79条</u>～第80条）</p> <p><u>第2節 削除</u></p> <p>第3節 自動車の駐車時における原動機の停止（第86条・第87条）</p> <p>第4節 特定自動車の運行制限（第87条の2・第87条の3）</p> <p><u>第8章 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進（第88条～第89条の2）</u></p> <p>第9章 製造事業者等の責務等（第90条）</p> <p>第10章 環境保全に係る知事の措置等（第90条の2～第93条の5）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～<u>第3条</u>）</p> <p>第2章 指定事業所の設置等の<u>手続</u></p> <p>第1節 指定事業所の設置の許可等（第4条～第20条）</p> <p><u>第2節 環境配慮書の提出（第21条～第23条）</u></p> <p>第3節 <u>環境管理事業所</u>（第24条～第29条）</p> <p>第3章 <u>事業所</u>における公害の防止</p> <p>第1節 大気汚染及び悪臭（第30条～第32条）</p> <p>第2節 水質汚濁（第33条～第37条）</p> <p>第3節 騒音及び振動（第38条・第39条）</p> <p>第4章 <u>事業所における環境負荷の低減</u>（第40条～<u>第40条の3</u>）</p> <p>第5章 特定行為の制限等</p> <p>第1節 <u>屋外燃焼行為</u>の制限（第41条）</p> <p>第2節 炭化水素系物質を使用する<u>作業の制限等</u>（第42条・第43条）</p> <p>第3節 排煙の排出の制限をする港湾等（第44条）</p> <p>第4節 拡声機騒音の規制（第45条・第46条）</p> <p>第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第47条～第48条の3）</p> <p>第6章 土壌、地下水及び地盤環境の保全</p> <p><u>第1節 特定有害物質使用地の適正管理（第49条～第56条の9）</u></p> <p><u>第2節 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理（第57条～第62条）</u></p> <p><u>第3節 削除</u></p> <p>第4節 地盤の沈下の防止（第66条～第78条）</p> <p>第7章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減</p> <p>第1節 自動車の使用に伴う環境負荷の低減（<u>第78条の2</u>～第80条）</p> <p><u>第2節 特定低公害車の導入義務（第81条～第85条）</u></p> <p>第3節 自動車の駐車時における原動機の停止（第86条・第87条）</p> <p>第4節 特定自動車の運行制限（第87条の2・第87条の3）</p> <p><u>第8章 削除</u></p> <p>第9章 製造事業者等の責務等（第90条）</p> <p>第10章 環境保全に係る知事の措置等（第90条の2～第93条の5）</p>

新	旧
<p>第11章 雑則（第94条・第95条） 附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 削除 （排煙指定物質）</p> <p>第2条 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。）<u>第2条第3号才</u>に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質（以下「排煙指定物質」という。）とする。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p><u>（排水指定物質）</u></p> <p><u>第2条の2 条例第2条第6号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</u></p> <p><u>（1）カドミウム及びその化合物</u></p> <p><u>（2）シアン化合物</u></p> <p><u>（3）有機^{リノ}燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（以下「E PN」という。）に限る。）</u></p> <p><u>（4）鉛及びその化合物</u></p> <p><u>（5）クロム及びその化合物</u></p> <p><u>（6）砒^ヒ素及びその化合物</u></p> <p><u>（7）水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</u></p> <p><u>（8）ポリ塩化ビフェニル</u></p> <p><u>（9）トリクロロエチレン</u></p> <p><u>（10）テトラクロロエチレン</u></p> <p><u>（11）ジクロロメタン</u></p> <p><u>（12）四塩化炭素</u></p> <p><u>（13）1，2-ジクロロエタン</u></p> <p><u>（14）1，1-ジクロロエチレン</u></p> <p><u>（15）1，2-ジクロロエチレン</u></p>	<p>第11章 雑則（第94条・第95条） 附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 削除 （排煙指定物質）</p> <p>第2条 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。）<u>第2条第2号才</u>に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質（以下「排煙指定物質」という。）とする。</p> <p>（1）～（9）（略）</p>

新	旧
<p>(16) <u>1, 1, 1-トリクロロエタン</u></p> <p>(17) <u>1, 1, 2-トリクロロエタン</u></p> <p>(18) <u>1, 3-ジクロロプロペン</u></p> <p>(19) <u>テトラメチルチウラムジスルフィド (以下「チウラム」という。)</u></p> <p>(20) <u>2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (以下「シマジン」という。)</u></p> <p>(21) <u>S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート (以下「チオベンカルブ」という。)</u></p> <p>(22) <u>ベンゼン</u></p> <p>(23) <u>セレン及びその化合物</u></p> <p>(24) <u>ほう素及びその化合物</u></p> <p>(25) <u>ふっ素及びその化合物</u></p> <p>(26) <u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u></p> <p>(27) <u>フェノール類</u></p> <p>(28) <u>銅及びその化合物</u></p> <p>(29) <u>亜鉛及びその化合物</u></p> <p>(30) <u>鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)</u></p> <p>(31) <u>マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)</u></p> <p>(32) <u>ニッケル及びその化合物</u></p> <p>(33) <u>塩化ビニルモノマー</u></p> <p>(34) <u>1, 4-ジオキサン</u></p> <p><u>(地下浸透禁止物質)</u></p> <p><u>第2条の3 条例第2条第7号に規定する規則で定める排水指定物質は、前条第1号から第26号まで並びに第33号及び第34号に掲げる物質 (第26号に掲げる物質にあっては、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。) とする。</u></p> <p><u>(特定有害物質)</u></p> <p><u>第2条の4 条例第2条第8号に規定する規則で定める地下浸透禁止物質は、第2条の2第1号から第25号までに掲げる物質 (第5号に掲げる物質にあっては六価クロム化合物に限り、第15号に掲げる物質にあってはシス体に限る。) とする。</u></p> <p>(指定作業)</p> <p>第3条 条例第2条第10号に規定する規則で定める作業は、別表第1の条例別表第1の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の作業の内容の欄に掲げる作業 (当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連</p>	<p>(指定作業)</p> <p>第3条 条例第2条第6号に規定する規則で定める作業は、別表第1の条例別表第1の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の作業の内容の欄に掲げる作業 (当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連</p>

新	旧
<p>する作業を含む。)とする。</p> <p><u>(指定施設)</u></p> <p><u>第3条の2 条例第2条第11号に規定する規則で定める施設は、別表第1の条例別表第1の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設とする。</u></p> <p>第2章 指定事業所の設置等の<u>手続等</u></p> <p>第1節 指定事業所の設置の許可等 (設置許可申請書等)</p> <p>第4条 条例第3条第2項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 指定事業所設置許可申請書(第1号様式)</p> <p>(2) 指定事業所概要書(第2号様式)</p> <p>(3) <u>公害防止方法概要書</u>(第3号様式)</p> <p><u>2 前項第1号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。</u></p> <p><u>(1) 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書</u></p> <p><u>(2) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し</u></p> <p><u>(3) 申請者が前2号に該当しない者である場合にあつては、その組織及び運営に関する事項を記載した書類</u></p> <p><u>(4) 申請に係る指定事業所を、複数の事業所(当該指定事業所を含む。)が立地する一団の土地に設置する場合であつて、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、次に掲げる書類のうち知事が必要と認める書類</u></p> <p><u>ア 当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることについて、当該一団の土地の所有者、占有者その他当該土地の使用権原を有する者全ての合意を得たことを証する書類</u></p> <p><u>イ 当該一団の土地内における事業所の建物等の配置及び敷地の境界線を明示した図面</u></p> <p>第5条 <u>削除</u></p>	<p>する作業を含む。<u>以下「指定作業」という。</u>)とする。</p> <p>第2章 指定事業所の設置等の<u>手続</u></p> <p>第1節 指定事業所の設置の許可等 (設置許可申請書等)</p> <p>第4条 条例第3条第2項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 指定事業所設置許可申請書(第1号様式)</p> <p>(2) 指定事業所概要書(第2号様式)</p> <p>(3) <u>公害防止方法計画書</u>(第3号様式)</p> <p><u>(提出書類の一部省略)</u></p> <p>第5条 <u>条例第3条第2項ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、省略することができる事項はそれぞれ当該各号に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 指定事業所が条例別表第1に掲げる作業のうち指定作業と指定作業</u></p>

新	旧
	<p>以外の作業を併せて行う場合 指定作業以外の作業に係る条例第3条第2項第7号から第14号までに掲げる事項</p> <p>(2) <u>統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号。以下「日本標準産業分類」という。)</u>に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る指定事業所が、別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉若しくは尿処理施設又は同表の61の項に掲げるボイラー若しくは冷暖房施設のみを設置する場合 <u>条例第3条第2項第5号から第14号までに掲げる事項のうち当該施設と直接関連することのない事項</u></p> <p><u>ア 農業のうち、次に掲げる分類</u></p> <p><u>(ア) 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (01 農業) ((イ)及び(ウ)に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(イ) 耕種農業 (もやし栽培に係るものを除く。)</u></p> <p><u>(ウ) 畜産農業 (養蚕農業を除く。)</u></p> <p><u>イ 建設業</u></p> <p><u>ウ 電気業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</u></p> <p><u>(ア) 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (33 電気業) ((イ)に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(イ) 発電所</u></p> <p><u>エ ガス業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</u></p> <p><u>(ア) 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (34 ガス業) ((イ)に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(イ) ガス製造工場</u></p> <p><u>オ 水道業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</u></p> <p><u>(ア) 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (36 水道業) ((イ)に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(イ) 下水道業 (終末処理場に係るものに限る。)</u></p> <p><u>カ 情報通信業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</u></p> <p><u>(ア) 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (41 映像・音声・文字情報制作業) ((イ)及び(ウ)に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(イ) 新聞業</u></p> <p><u>(ウ) 出版業</u></p> <p><u>キ 運輸業, 郵便業</u></p> <p><u>ク 卸売業, 小売業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</u></p> <p><u>(ア) 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (53 建築材料、鉱物・</u></p>

新	旧
	<p><u>金属材料等卸売業</u>（(イ)に係るものに限る。）</p> <p><u>(イ) 再生資源卸売業</u></p> <p><u>ケ 金融業, 保険業</u></p> <p><u>コ 不動産業, 物品賃貸業</u></p> <p><u>サ 学術研究, 専門・技術サービス業</u></p> <p><u>シ 宿泊業, 飲食サービス業</u></p> <p><u>ス 生活関連サービス業, 娯楽業</u></p> <p><u>セ 教育, 学習支援業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</u></p> <p><u>(ア) 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (82 その他の教育、学習支援業)（(イ)に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(イ) 動物園, 植物園, 水族館（動物園及び水族館に係るものに限る。）</u></p> <p><u>ソ 医療, 福祉のうち、次に掲げる分類を除いたもの</u></p> <p><u>(ア) 医療業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</u></p> <p><u>a 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (83 医療業)（bに係るものに限る。）</u></p> <p><u>b 病院</u></p> <p><u>(イ) 保健衛生</u></p> <p><u>タ 複合サービス事業</u></p> <p><u>チ サービス業（他に分類されないもの）のうち、次に掲げる分類を除いたもの</u></p> <p><u>(ア) 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (88 廃棄物処理業)（(イ)、(ウ)及び(エ)に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(イ) 一般廃棄物処理業（し尿処分場及び廃棄物処理場に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(ウ) 産業廃棄物処理業（廃棄物処理場に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(エ) 死亡獣畜取扱業（死亡獣畜取扱場に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(オ) 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (95 その他のサービス業)（(カ)に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(カ) と畜場</u></p> <p><u>(指定施設)</u></p> <p><u>第6条 条例第3条第2項第8号に規定する規則で定める施設は、別表第1の条例別表第1の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設（以下「指定施設」という。）とする。</u></p> <p><u>(設置許可申請書の記載事項)</u></p>

新	旧
<p><u>(予測値の算出方法)</u></p> <p><u>第6条 条例第3条第2項第12号から第14号までに規定する予測値の算出方法は、次の各号に掲げる予測値の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</u></p> <p><u>(1) 条例第3条第2項第12号及び第13号に規定する予測値 理論的解析による方法、実証試験の結果若しくは類似の事例を参考にする方法又はその他適切な方法</u></p> <p><u>(2) 条例第3条第2項第14号に規定する予測値 別表第1の2及び別表第1の3に定める方法</u></p> <p><u>(自動車の出入口の位置を記載する施設)</u></p> <p><u>第7条 条例第3条第2項第17号に規定する規則で定める施設は、生コンクリートプラント（その容量が0.3立方メートル未満である生コンクリートプラント及び生コンクリートプラントを設置する指定事業所内でコンクリート二次製品を製造するためにのみ設置される当該生コンクリートプラントを除く。）とする。</u></p> <p><u>(設置許可申請書の記載事項)</u></p> <p><u>第7条の2 条例第3条第2項第20号に規定する規則で定める事項は、指定事業所における事業内容とする。</u></p> <p><u>(生コンクリートプラント等を設置する指定事業所の周辺の状況に係る基準)</u></p> <p><u>第8条 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、指定事業所における自動車の出入口が幅員12メートル以上の道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）に接していることとする。ただし、知事が当該指定事業所の周辺の状況等から特に支障がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>第7条 条例第3条第2項第14号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 指定事業所における自動車の出入口の位置</u></p> <p><u>(2) その他知事が必要と認める事項</u></p> <p><u>(周囲の状況から設置の制約を受ける施設等)</u></p> <p><u>第8条 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める施設は、生コンクリートプラントとする。ただし、容量が0.3立方メートル未満の生コンクリートプラント及び生コンクリートプラントを設置する指定事業所内でコンクリート二次製品を製造するためにのみ設置される当該生コンクリートプラントを除く。</u></p> <p><u>2 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、指定事業所における自動車の出入口が幅員12メートル以上の道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）に接していることとする。ただし、知事が当該指定事業所の周辺の状況等から特に支障がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(表示板の掲示等)</u></p> <p><u>第9条 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る指定事業所を設置しようとする者とする。</u></p> <p><u>(1) 農業のうち、次に掲げる分類</u></p>

新	旧
	<p><u>ア 管理，補助的経済活動を行う事業所（01 農業）（イに係るものに限る。）</u></p> <p><u>イ 耕種農業（もやし栽培に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 製造業</u></p> <p><u>(3) 電気業のうち、次に掲げる分類</u></p> <p><u>ア 管理，補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）（イに係るものに限る。）</u></p> <p><u>イ 発電所</u></p> <p><u>(4) ガス業のうち、次に掲げる分類</u></p> <p><u>ア 管理，補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）（イに係るものに限る。）</u></p> <p><u>イ ガス製造工場</u></p> <p><u>(5) 水道業のうち、次に掲げる分類</u></p> <p><u>ア 管理，補助的経済活動を行う事業所（36 水道業）（イに係るものに限る。）</u></p> <p><u>イ 下水道業（終末処理場に係るものに限る。）</u></p> <p><u>(6) 情報通信業のうち、次に掲げる分類</u></p> <p><u>ア 管理，補助的経済活動を行う事業所（41 映像・音声・文字情報制作業）（イ及びウに係るものに限る。）</u></p> <p><u>イ 新聞業</u></p> <p><u>ウ 出版業</u></p> <p><u>(7) 卸売業，小売業のうち、次に掲げる分類</u></p> <p><u>ア 管理，補助的経済活動を行う事業所（53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）（イに係るものに限る。）</u></p> <p><u>イ 再生資源卸売業</u></p> <p><u>(8) 医療，福祉（保健衛生に限る。）</u></p> <p><u>(9) サービス業（他に分類されないもの）のうち、次に掲げる分類</u></p> <p><u>ア 管理，補助的経済活動を行う事業所（88 廃棄物処理業）（イ、ウ及びエに係るものに限る。）</u></p> <p><u>イ 一般廃棄物処理業（し尿処分場及び廃棄物処理場に係るものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 産業廃棄物処理業（廃棄物処理場に係るものに限る。）</u></p> <p><u>エ 死亡獣畜取扱業（死亡獣畜取扱場に係るものに限る。）</u></p> <p><u>オ 自動車整備業</u></p> <p><u>カ 機械等修理業（別掲を除く）のうち、次に掲げる分類</u></p>

新	旧
<p>(表示板の<u>掲示事項</u>)</p> <p>第9条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 指定事業所の名称</p> <p>(2) 条例第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号</p> <p><u>(3) 指定事業所に係る公害防止担当部課等及び連絡先</u></p> <p><u>(設置工事完了届出書)</u></p> <p>第10条 条例第7条第1項の規定による届出は、<u>指定施設設置工事完了届出書</u> (第5号様式) により行うものとする。</p> <p><u>2 前項の届出書には、指定施設及び公害を防止するための装置の配置図を添付しなければならない。</u></p> <p>(変更の許可)</p> <p>第11条 条例第8条第1項に規定する公害の防止上<u>特に重要な変更</u>として規則で定める変更は、<u>別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係る変更のうち、条例第3条第2項第8号から第15号まで及び第19号に掲げる事項の変更</u>とする。</p>	<p><u>(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (90 機械等修理業) ((イ)、(ウ)及び(エ)に係るものに限る。)</u></p> <p><u>(イ) 機械修理業 (電気機械器具を除く)</u></p> <p><u>(ウ) 電気機械器具修理業</u></p> <p><u>キ 管理、補助的経済活動を行う事業所 (95 その他のサービス業) (クに係るものに限る。)</u></p> <p><u>ク と畜場</u></p> <p><u>2 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) 指定事業所の名称<u>及び所在地</u></p> <p>(2) 条例第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号</p> <p><u>(3) 指定事業所の業種</u></p> <p><u>(4) 指定事業所の所在地の区域 (都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第7条第1項に規定する市街化区域又は市街化調整区域の区分 (当該区分が定められていない場合にあつては、その旨) 及び同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の区分をいう。)</u></p> <p><u>(5) 指定事業所に係る公害防止担当部課及び公害防止責任者</u></p> <p><u>3 条例第6条第1項の規定による表示板は、第4号様式のとおりとする。</u></p> <p><u>(事業開始届出書)</u></p> <p>第10条 条例第7条の規定による届出は、<u>指定事業所事業開始届出書</u> (第5号様式) により行うものとする。</p> <p>(変更の許可)</p> <p>第11条 条例第8条第1項に規定する公害の防止上<u>重要なもの</u>として規則で定める変更は、<u>次に掲げる場合</u>とする。</p> <p><u>(1) 指定事業所 (第8条第1項の施設を設置するものに限る。) における自動車の出入口の位置の変更 (出入口が異なる道路に接することとなる場合に限る。)</u></p> <p><u>(2) 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更</u></p> <p><u>(3) 指定作業の追加</u></p>

新	旧
<p><u>2 条例第8条第1項第4号に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</u></p> <p><u>(1) 条例第3条第2項第4号又は第11号に掲げる事項の変更であって、変更後の指定事業所の位置又は排水の排出先に適用される条例第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準が変更前の規制基準より厳しくなる変更</u></p> <p><u>(2) 条例第3条第2項第6号、第8号から第10号まで、第15号、第16号又は第19号に掲げる事項の変更であって、同項第12号から第14号までに規定する予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更</u></p> <p><u>(3) 条例第3条第2項第7号に掲げる事項の変更であって、指定作業の種類の変更</u></p> <p><u>3 条例第8条第1項の規定による許可の申請は、次に掲げる書類により行うものとする。</u></p> <p>(1) 指定事業所に係る変更許可申請書（第6号様式）</p> <p>(2) 指定事業所に係る変更概要書（第7号様式）</p> <p>(3) <u>公害防止方法変更概要書</u>（第8号様式）</p> <p><u>4 条例第3条第2項第6号、第8号、第14号及び第19号に掲げる事項を変更しようとする場合であって、同項第14号に規定する騒音の予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更であるときは、前項第1号の申請書には、第4条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>第12条（略）</p> <p>第13条（略）</p> <p><u>第14条及び第15条 削除</u></p>	<p><u>(4) 指定施設の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。）</u></p> <p><u>(5) 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更</u></p> <p><u>(6) 公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却</u></p> <p><u>(7) 排煙指定物質、第34条に掲げる物質及び別表第4の2の(1)の表に掲げる物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用</u></p> <p><u>2 条例第8条第1項の規定による許可の申請は、次に掲げる書類により行うものとする。ただし、第3号に掲げる書類は、前項各号に掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合にはその提出を省略することができる。</u></p> <p>(1) 指定事業所に係る変更許可申請書（第6号様式）</p> <p>(2) 指定事業所に係る変更概要書（第7号様式）</p> <p>(3) <u>公害防止方法変更計画書</u>（第8号様式）</p> <p>第12条（略）</p> <p>第13条（略）</p> <p><u>(変更の事前届出)</u></p> <p><u>第14条 条例第9条第1項に規定する規則で定める変更は、次に掲げる場合</u></p>

新	旧
	<p><u>とする。</u></p> <p>(1) <u>指定事業所の敷地の境界線の変更</u></p> <p>(2) <u>指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。）に限る。）</u></p> <p>(3) <u>指定施設の配置の変更（指定事業所から発生する騒音又は振動が増大する場合に限る。）</u></p> <p>(4) <u>指定施設の使用時間の変更（別表第11又は別表第12に定める許容限度のより小さい数値が適用されることとなる場合に限る。）</u></p> <p>(5) <u>指定施設（横浜市、川崎市及び横須賀市の区域内に設置されるものに限る。）に係る別表第2の1に定める原料の種類又は使用量の変更</u></p> <p>(6) <u>指定施設（横浜市、川崎市及び横須賀市の区域以外の区域内に設置されるものに限る。）のうち焼成炉（別表第1の29の項及び33の項に掲げるものに限る。）、熔融炉又は金属溶解炉において用いられる原料（金属溶解炉にあつては、キューポラ用コークスに限る。）の種類又は使用量の変更</u></p> <p>(7) <u>指定施設に係る別表第3に定める原料の種類又は使用量の変更</u></p> <p>(8) <u>指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更</u></p> <p>(9) <u>別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更</u></p> <p>(10) <u>排水の系統の変更</u></p> <p>(11) <u>排水の排出先の変更（第16条第1項第4号に掲げる場合を除く。）</u></p> <p><u>2 条例第9条第1項の規定による届出は、指定事業所に係る変更計画届出書（第11号様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>（変更の日の繰上げ）</u></p> <p><u>第15条 知事は、条例第9条第1項の規定による届出があつた場合において、公害の防止上支障がないと認めるときは、当該届出をした事業者の申請に基づき、当該届出に係る変更の日の繰上げを認めることができる。</u></p> <p><u>2 前項の申請は、指定事業所に係る変更計画早期着手申請書（第12号様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>（変更の事後届出）</u></p> <p><u>第16条 条例第10条第2項に規定する規則で定める変更は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>指定作業の廃止（指定事業所の廃止に伴う廃止を除く。）</u></p> <p>(2) <u>指定施設の使用の廃止又は除却（指定事業所の排水量の変更により指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を含み、指定事業所の廃</u></p>

新	旧
<p><u>(変更の届出)</u></p> <p>第16条 条例第10条の規定による届出は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類</u>により行うものとする。</p> <p><u>(1) 条例第10条第1号に掲げる変更 次に掲げる書類</u></p> <p>ア 指定事業所に係る変更届出書（第13号様式）</p> <p>イ 条例第3条第2項第1号に掲げる事項の変更にあつては、<u>第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる書類</u></p> <p><u>(2) 条例第10条第2号から第5号までに掲げる変更 次に掲げる書類</u></p> <p>ア 指定事業所に係る変更届出書</p> <p>イ 指定事業所に係る変更概要書</p> <p>ウ 公害防止方法変更概要書</p> <p><u>2 前項第2号ウに掲げる書類は、条例第10条第2号から第5号までに掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合は、その提出を省略することができる。</u></p> <p>(指定事業所の変更手続に関する特例)</p> <p>第17条 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者が条例第35条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音<u>又は</u>振動の処理の方法、施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ぜられたことにより当該指定事業所に係る事項を変更することとなった場合においては、第11条から<u>第13条まで及び前条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(地位承継届出書)</p> <p>第18条 条例第11条第3項の規定による届出は、指定事業所に係る地位承継届出書（第14号様式）により行うものとする。</p> <p><u>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 条例第3条第1項の許可を受けた者の地位を継承したことを証する</u></p>	<p><u>止に伴う使用の廃止又は除却を除く。)</u></p> <p><u>(3) 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合で指定施設が指定施設に該当しなくなったときに限る。)</u></p> <p><u>(4) 排水の排出先の変更（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置している水路（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）への変更（当該変更により指定事業所が指定事業所に該当しなくなった場合を除く。）に限る。)</u></p> <p><u>2 条例第10条の規定による届出は、指定事業所に係る変更届出書（第13号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>(指定事業所の変更手続に関する特例)</p> <p>第17条 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者が条例第35条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音<u>若しくは</u>振動の処理の方法、施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ぜられたことにより当該指定事業所に係る事項を変更することとなった場合においては、第11条から<u>前条まで</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(地位承継届出書)</p> <p>第18条 条例第11条第3項の規定による届出は、指定事業所に係る地位承継届出書（第14号様式）により行うものとする。</p>

新	旧
<p><u>書面</u></p> <p><u>(2) 分割により指定事業所の一部を承継した法人にあっては、当該指定事業所における排水の系統</u></p> <p>(指定事業所廃止等届出書)</p> <p>第19条 条例第12条の規定による届出は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類</u>により行うものとする。</p> <p><u>(1) 指定事業所を廃止したとき(条例第14条の規定による取消しによる場合を除く。)、指定事業所が指定事業所に該当しなくなったとき(条例又は第3条若しくは第3条の2の改正により該当しなくなった場合を除く。)</u>又は<u>指定事業所の設置の計画を中止したとき</u> <u>指定事業所廃止等届出書(第15号様式)</u></p> <p><u>(2) 指定事業所に係る事業若しくは指定施設に係る指定作業を休止し、又は休止した指定事業所に係る事業若しくは指定施設に係る指定作業を再開したとき</u> <u>指定事業所休止等届出書(第15号様式の2)</u></p> <p>(既設の指定事業所に係る届出)</p> <p>第20条 条例第15条第2項に規定する規則で定める事項は、<u>指定事業所における事業内容</u>とする。</p> <p><u>2</u> 条例第15条第2項の規定による届出は、<u>指定事業所現況届出書(第16号様式)</u>により行うものとする。</p> <p><u>3</u> <u>前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 指定事業所概要書</u></p> <p><u>(2) 公害防止方法概要書</u></p> <p><u>(3) 第4条第2項各号に掲げる書類</u></p> <p><u>第2節 削除</u></p> <p><u>第21条から第23条まで 削除</u></p>	<p>(指定事業所廃止等届出書)</p> <p>第19条 条例第12条の規定による届出は、<u>指定事業所廃止等届出書(第15号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>(既設の指定事業所に係る届出)</p> <p>第20条 条例第15条第2項に規定する規則で定める事項は、<u>次に掲げる事項</u>とする。</p> <p><u>(1) 公害の防止の方法の現況</u></p> <p><u>(2) 指定事業所における自動車の出入口の位置</u></p> <p><u>(3) その他知事が必要と認める事項</u></p> <p><u>2</u> <u>条例第15条第2項の規定による届出をする指定事業所は、同項の届出を行うに当たり、当該指定事業所で行われる作業又は当該指定事業所が第5条各号に該当する場合にあっては、当該各号に掲げる事項を省略することができる。</u></p> <p><u>3</u> 条例第15条第2項の規定による届出は、<u>指定事業所現況届出書(第16号様式)</u>により行うものとする。</p> <p><u>第2節 環境配慮書の提出</u></p> <p><u>(環境配慮書の提出を要する指定事業所)</u></p> <p>第21条 条例第16条第1項に規定する規則で定める指定事業所は、<u>次に掲げる指定事業所とする。</u></p>

新	旧
	<p>(1) <u>常時使用する従業員の数が50人以上の指定事業所</u></p> <p>(2) <u>常時使用する従業員の数が50人未満の指定事業所のうち、建築物の床面積の合計が3,000平方メートル以上である指定事業所又は百貨店若しくはマーケット（生鮮食料品を販売するものに限る。以下同じ。）であってその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満である指定事業所（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域に所在し、ボイラー、冷暖房施設及びし尿処理施設以外の指定施設を設置していないこれらの指定事業所を除く。）</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる指定事業所のほか、常時使用する従業員の数が30人以上の指定事業所</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる指定事業所のほか、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上である指定施設又は焼却能力が1時間当たり625キログラム以上である廃棄物焼却炉を設置している指定事業所</u></p> <p>2 <u>条例第16条第1項の規定により提出する環境配慮書は、前項第1号に掲げる指定事業所にあつては同条第1項各号に掲げる事項に係る環境配慮書とし、前項第2号に掲げる指定事業所にあつては同条第1項第2号から第5号までに掲げる事項（同項第2号及び第3号に掲げる事項については常時使用する従業員の数が30人以上の指定事業所である場合に限る。）に係る環境配慮書とし、前項第3号に掲げる指定事業所にあつては同条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項に係る環境配慮書とし、前項第4号に掲げる指定事業所にあつては同条第1項第5号に掲げる事項に係る環境配慮書とする。</u></p> <p><u>(変更許可申請時の環境配慮書の提出)</u></p> <p>第22条 <u>条例第16条第2項の規定による環境配慮書の提出は、前条第1項第1号に掲げる指定事業所にあつては条例第16条第1項各号に掲げる事項、前条第1項第2号に掲げる指定事業所にあつては条例第16条第1項第2号から第5号までに掲げる事項（同項第2号及び第3号に掲げる事項については常時使用する従業員の数が30人以上の指定事業所である場合に限る。）、前条第1項第3号に掲げる指定事業所にあつては条例第16条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項、前条第1項第4号に掲げる指定事業所にあつては条例第16条第1項第5号に掲げる事項について、当該指定事業所が行おうとする変更の内容に関して配慮した内容（同項第5号に掲げる事項については、環境配慮書を提出する時点における内容）を記載した環境配慮書を提出することにより行うものとする。</u></p> <p><u>(指定外事業所の環境配慮書の提出)</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第3節 環境管理事業所等</p> <p>(環境管理事業所の認定の基準)</p> <p>第24条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定事業所が、<u>次のいずれかに該当していること。</u></p> <p><u>ア 日本工業規格（以下「規格」という。）Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、公益財団法人日本適合性認定協会（平成5年11月1日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。）又は同協会と同等と認められる外国の認定機関で知事が指定するものの認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること。</u></p> <p><u>イ エコアクション21（一般財団法人持続性推進機構（平成22年12月2日に一般財産法人持続性推進機構という名称で設立された法人をいう。）が実施する環境マネジメントシステムをいう。以下同じ。）を実施しているものとして、同機構に登録されていること。</u></p> <p><u>ウ KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（特定非営利活動法人 KES環境機構（平成19年4月2日に特定非営利活動法人 KES環境機構という名称で設立された法人をいう。）が実施する環境マネジメントシステムをいう。）のステップ2の内容を実施しているものとして、同機構に登録されていること。</u></p> <p>(2) 指定事業所において、条例第27条及び第31条に定めるところにより、排煙及び排水の測定がなされ、<u>かつ、3年以上継続して条例第25条第1項及び第28条第1項の規制基準が遵守されていること。</u></p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>	<p>第23条 <u>条例第16条第3項の規則で定める指定外事業所は、建築物の床面積の合計が3,000平方メートル以上である指定外事業所又は百貨店若しくはマーケットであってその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上である指定外事業所（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域に設置されるこれらの指定外事業所を除く。）とする。</u></p> <p>2 <u>条例第16条第3項に規定する規則で定める規模は、増築される部分の床面積（百貨店又はマーケットにあつては、その用途に供する部分の床面積）の合計が300平方メートルとする。</u></p> <p>3 <u>条例第16条第3項に規定する規則で定める場合は、第1項の指定外事業所の建物の改築であつて、改築される部分の床面積（百貨店又はマーケットにあつては、その用途に供する部分の床面積）の合計が300平方メートル以上である場合とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 環境管理事業所</p> <p>(環境管理事業所の認定の基準)</p> <p>第24条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定事業所が、<u>日本工業規格（以下「規格」という。）Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、財団法人日本適合性認定協会（平成5年11月1日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。）又は同協会と同等と認められる外国の認定機関で知事が指定するものの認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること。</u></p> <p>(2) 指定事業所において、条例第27条及び第31条に定めるところにより、排煙及び排水の測定がなされていること。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>

新	旧
<p><u>(6) 指定事業所において、条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合しない土壌又は条例第113条の3に規定する環境汚染（以下この号及び第26条第5号において「土壌汚染等」という。）が認められる場合にあつては、土壌汚染等の拡大を防止するために必要な措置を講じていること。</u></p> <p><u>(7) 指定事業所を設置している者が条例第110条の2の規定により勧告を受けた場合にあつては、当該勧告に従ったこと（当該勧告に従わないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。</u></p> <p>(環境管理事業所認定申請書)</p> <p>第25条 条例第18条第2項に規定する申請書は、環境管理事業所認定申請書（第17号様式）とする。</p> <p><u>2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前条第1号ア、イ又はウの登録を証する書面</u></p> <p><u>(2) 申請者が条例第19条各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約する書面（第17号様式の2）</u></p> <p>(環境管理事業所認定申請書の記載事項等)</p> <p>第26条 条例<u>第18条第2項第5号</u>に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第24条第1号<u>ア、イ又はウ</u>の登録をした環境マネジメントシステム審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 土壌汚染等が認められる場合にあつては、当該土壌汚染等の拡大を防止するために必要な措置の概要</u></p> <p>第27条 (略)</p> <p><u>(環境配慮推進事業所の登録の要件)</u></p> <p><u>第27条の2 条例第19条の2第1項の規則で定める要件は、別表第1の4のとおりとする。</u></p> <p><u>(環境配慮推進事業所登録申請書)</u></p> <p><u>第27条の3 条例第19条の2第2項に規定する申請書は、環境配慮推進事業所登録申請書（第17号様式の3）とする。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、指定施設及び公害を防止するための装置の配置図を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(環境配慮推進事業所登録申請書の記載事項等)</u></p>	<p>(環境管理事業所認定申請書)</p> <p>第25条 条例第18条第2項に規定する申請書は、環境管理事業所認定申請書（第17号様式）とする。</p> <p>(環境管理事業所認定申請書の記載事項等)</p> <p>第26条 条例<u>第18条第2項第6号</u>に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第24条第1号の登録をした環境マネジメントシステム審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p><u>2 条例第18条第2項に規定する申請書には、第24条第1号の登録を証する書面を添付するものとする。</u></p> <p>第27条 (略)</p>

新	旧
<p><u>第27条の4 条例第19条の2第2項第5号に規定する規則で定める事項は、 条例第19条の2第1項の規則で定める要件に適合しているかどうかについて自ら評価した結果とする。</u> <u>(環境管理事業所及び環境配慮推進事業所の公表)</u></p> <p>第28条 条例<u>第20条第1項</u>の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条各号に掲げる事項を記載した書面を、知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定は、条例第20条第2項において準用する環境配慮推進事業所の公表について準用する。</u> <u>(環境管理事業所及び環境配慮推進事業所に係る変更届出書)</u></p> <p>第29条 条例<u>第21条第1項及び第2項</u>の規定による届出は、<u>環境管理事業所(環境配慮推進事業所)に係る変更届出書</u>(第18号様式)により行うものとする。</p> <p>第3章 <u>事業所等</u>における公害の防止 第1節 大気汚染及び悪臭</p> <p>第30条 (略) (住居系地域において禁止される行為)</p> <p>第31条 条例第26条第1項の規定により規則で指定する行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器、^{けん}臄若しくは羽毛を直接加工して行う皮革、油脂、にかわ、肥料又は飼料の製造 (2) フィッシュソリュブルを原料とする吸着飼料の製造 <u>(3) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業</u></p> <p>(排煙の測定)</p> <p>第32条 条例第27条に規定する規則で定める事業者は、<u>次の各号に掲げる物質の種類ごとに、当該各号に定める事業者とする。</u></p> <p><u>(1) 硫黄酸化物(条例第2条第3号アに定める硫黄酸化物に限る。以下この条及び別表第2において同じ。)</u> <u>次に掲げる事業者</u> <u>ア 燃料(ガス燃料を除く。以下この号及び次項第1号において同じ。)</u> <u>の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設及び土壤汚染対策法第22条第1項の許可に係る同項に規定する汚染土壤処理施設のうち汚染土壤処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第1条第</u></p>	<p><u>(環境管理事業所の公表)</u></p> <p>第28条 条例<u>第20条</u>の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条各号に掲げる事項を記載した書面を、<u>環境農政局環境保全部大気水質課及び条例第18条第2項に規定する申請書の提出先とされている機関の事務所その他</u>知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</p> <p><u>(環境管理事業所に係る変更届出書)</u></p> <p>第29条 条例<u>第21条</u>の規定による届出は、<u>環境管理事業所に係る変更届出書</u>(第18号様式)により行うものとする。</p> <p>第3章 <u>事業所</u>における公害の防止 第1節 大気汚染及び悪臭</p> <p>第30条 (略) (住居系地域において禁止される行為)</p> <p>第31条 条例第26条第1項の規定により規則で指定する行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器、^{けん}臄若しくは羽毛を直接加工して行う皮革、油脂、にかわ、肥料又は飼料の製造 (2) フィッシュソリュブルを原料とする吸着飼料の製造</p> <p>(排煙の測定)</p> <p>第32条 条例第27条に規定する規則で定める事業者は、<u>次に掲げる事業者とする。</u></p> <p><u>(1) 燃料(ガス燃料を除く。以下この号及び次項第1号において同じ。)</u> <u>の燃焼により硫黄酸化物(条例第2条第2号アに定める硫黄酸化物に限る。以下この条及び別表第2において同じ。)を発生する指定施設を使用する指定事業所の事業者及び燃料以外の物の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設(排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以</u></p>

新	旧
<p><u>1号に規定する浄化等処理施設（補助燃料を使用する浄化等処理施設であって当該補助燃料用のバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。以下「法許可浄化等処理施設」という。）を使用する事業所の事業者</u></p> <p><u>イ 燃料以外の物の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設（排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。）が1万立方メートル未満であり、かつ、排煙脱硫設備を設置していない施設を除く。）を使用する事業所の事業者</u></p> <p><u>(2) 窒素酸化物（条例第2条第3号イに定める窒素酸化物に限る。以下この条及び別表第3において同じ。） 事業所に設置されている窒素酸化物を発生する全ての排煙発生施設（大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、別表第1の51の2の項作業の内容の欄に掲げる作業に係る同項に掲げる浄化等処理施設（補助燃料を使用する浄化等処理施設であって当該補助燃料用のバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。）、別表第1の54の項作業の内容の欄に掲げる作業に係る同項に掲げる廃ガス燃焼施設及び法許可浄化等処理施設をいう。以下同じ。）（ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンのうち専ら非常時において用いられるものを除く。）を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を別表第3の1の備考5に定めるところにより重油の量に換算したものの合計量が1時間当たり4.0キロリットル以上である事業所（別表第3において「窒素酸化物に係る特定事業所」という。）の事業者</u></p> <p><u>(3) 炭化水素系物質（条例第2条第3号ウに定める炭化水素系物質に限る。以下この条及び別表第4において同じ。） 別表第1の68の項に掲げる出荷施設を使用する指定事業所の事業者</u></p> <p><u>(4) 炭化水素系特定物質（別表第4の2の(1)の表に掲げる物質をいう。以下同じ。） 炭化水素系特定物質を排出する指定事業所及び土壤汚染対策法第22条第1項の許可に係る同項に規定する汚染土壌処理施設（以下「法許可汚染土壌処理施設」という。）（汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設を除く。）を使用する指定外事業所の事業者（資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。第6号において同じ。）</u></p>	<p><u>下同じ。）が1万立方メートル未満であり、かつ、排煙脱硫設備を設置していない施設を除く。）を使用する指定事業所の事業者</u></p> <p><u>(2) 事業所に設置されている窒素酸化物（条例第2条第2号イに定める窒素酸化物をいう。以下この条及び別表第3において同じ。）を発生するすべての排煙発生施設（大気汚染防止法第2条第2項に規定する施設及び廃ガス燃焼施設（補助燃料を使用する廃ガス燃焼施設であって当該補助燃料用のバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるものに限る。）をいう。以下同じ。）（ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンのうち専ら非常時において用いられるものを除く。）を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を別表第3の1の備考5に定めるところにより重油の量に換算したものの合計量が1時間当たり4.0キロリットル以上である事業所（別表第3において「窒素酸化物に係る特定事業所」という。）の事業者</u></p> <p><u>(3) 排煙指定物質又は別表第4の2の(1)の表に掲げる物質（以下「炭化水素系特定物質」という。）を排出する指定事業所の事業者（資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。）</u></p> <p><u>(4) 揮発油を排出する指定事業所のうち別表第1の68の項に掲げる出荷施設を使用する指定事業所の事業者</u></p>

新	旧
<p>(5) <u>ばいじん（条例第2条第3号エに定めるばいじんに限る。以下この条及び別表第5において同じ。）</u> <u>ばいじんを発生する排煙発生施設（同表に掲げる施設（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの（以下「小型ボイラー」という。）のうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）に限る。）を使用する指定事業所及び法許可浄化等処理施設を使用する指定外事業所の事業者</u></p> <p>(6) <u>排煙指定物質</u> <u>排煙指定物質を排出する指定事業所及び法許可浄化等処理施設を使用する指定外事業所の事業者</u></p> <p>2 条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、<u>次の各号に掲げる物質の種類に応じ、当該各号に定める方法</u>により行わなければならない。</p> <p>(1) <u>硫黄酸化物</u> <u>2箇月に1回以上次に掲げる方法により行うこと。</u></p> <p>ア 燃料の燃焼の場合（指定施設<u>及び法許可浄化等処理施設</u>に排煙脱硫設備を設置している場合を除く。）は、燃料の使用量及び燃料中の硫黄含有率から硫黄酸化物の量を測定すること。この場合において、液体燃料（石油系のものに限る。）中の硫黄含有率は規格<u>K2541-1から2541-7</u>までに定める方法により、固体燃料中の硫黄含有率は規格M8813に定める全硫黄の定量方法により測定すること。ただし、他の方法により燃料中の硫黄含有量を確認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>イ <u>燃料の燃焼の場合（指定施設及び法許可浄化等処理施設に排煙脱硫設備を設置している場合に限る。）及び燃料以外</u>の物の燃焼の場合は、規格Z8808に定める方法により排出ガスの量を、規格K0103に定める方法により硫黄酸化物の濃度をそれぞれ測定して硫黄酸化物の量を算定すること。</p> <p>(2) <u>窒素酸化物</u> <u>次に掲げる方法により行うこと。この場合における当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度の測定方法は、当該排出ガス量については規格Z8808に定める方法、窒素酸化物の濃度については規格K0104に定める方法によるものとする。</u></p> <p>ア <u>排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満の排煙発生施設の場合</u> 当該</p>	<p>(5) <u>ばいじん（条例第2条第2号エに定めるばいじんをいう。以下この条及び別表第5において同じ。）</u> <u>が発生する排煙発生施設（同表に掲げる施設（小型ボイラー（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のものをいう。以下同じ。）のうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）に限る。）を使用する指定事業所の事業者</u></p> <p>2 条例第27条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、<u>次に定めるところ</u>により行わなければならない。</p> <p>(1) <u>硫黄酸化物にあつては、2箇月に1回以上次に掲げる方法により行うこと。</u></p> <p>ア 燃料の燃焼の場合（指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合を除く。）は、燃料の使用量及び燃料中の硫黄含有率から硫黄酸化物の量を測定すること。この場合において、液体燃料（石油系のものに限る。）中の硫黄含有率は規格<u>K2541</u>に定める方法により、固体燃料中の硫黄含有率は規格M8813に定める全硫黄の定量方法により測定すること。ただし、他の方法により燃料中の硫黄含有量を確認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>イ <u>燃料以外</u>の物の燃焼の場合は、規格Z8808に定める方法により排出ガスの量を、規格K0103に定める方法により硫黄酸化物の濃度をそれぞれ測定して硫黄酸化物の量を算定すること。<u>指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合についても同様とする。</u></p> <p>(2) <u>窒素酸化物にあつては、排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル未満の排煙発生施設においては当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を年2回以上それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定し、当該排出ガス量が毎時4万立方メートル以上の排煙発生施設においては当該排出ガス量を2箇月に1回以上測定し、及び窒素酸化物の濃度を常時測定して窒素酸化物の量を算定すること。この場合における当該排出ガス量及び窒素酸</u></p>

新	旧
<p><u>排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を年2回以上（1年につき継続して休止する期間が6月以上の排煙発生施設にあっては年1回以上、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉（イにおいて「ガス発生炉」という。）のうち燃料電池用改質器にあっては5年に1回以上）それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定すること。</u></p> <p>イ 排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル以上の排煙発生施設の場合 当該排出ガス量を2箇月に1回以上（ガス発生炉のうち燃料電池用改質器にあっては、5年に1回以上）測定し、及び窒素酸化物の濃度を常時（ガス発生炉のうち燃料電池用改質器については、5年に1回以上）測定して窒素酸化物の量を算定すること。</p> <p><u>(3) 炭化水素系物質 別表第4の1に定める規制基準の適用を受ける出荷施設から排出する炭化水素系物質にあっては、同表の1に定める方法により、当該炭化水素系物質の濃度又は除去率を年2回以上測定すること。</u></p> <p><u>(4) 炭化水素系特定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。） 別表第4の2に定める規制基準の適用を受ける施設にあっては、同表の2に定める方法により、排出口から大気中に排出される炭化水素系特定物質の濃度を年2回以上測定すること。ただし、1年につき継続して休止する期間が6月以上の施設にあっては、年1回以上測定すること。</u></p> <p><u>(5) ばいじん 次に掲げる方法により行うこと。</u></p> <p>ア 排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル以上の排煙発生施設のうち、別表第5の1に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の1に定める方法により、同表の2に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の2に定める方法により、同表の3に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の3に定める方法により2箇月に1回以上（同表の1に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの並びに同表の3の表51の項、53の項、<u>54の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び65の項にあっては、5年に1回以上</u>）測定すること。</p> <p>イ 排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル</p>	<p><u>化物の濃度の測定方法は、当該排出ガス量については規格Z8808に定める方法、窒素酸化物の濃度については規格K0104に定める方法によるものとする。</u></p> <p><u>(3) 炭化水素系特定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）にあっては別表第4の2に定める方法により、排煙指定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）にあっては別表第6の1に定める方法により、年2回以上それぞれの物質の濃度を測定すること。</u></p> <p><u>(4) 別表第4の1に定める規制基準の適用を受ける出荷施設から排出する揮発油にあっては、同表の1に定める方法により、当該揮発油の濃度又は除去率を年2回以上測定すること。</u></p> <p><u>(5) ばいじんにあっては、次に掲げる方法により行うこと。</u></p> <p>ア 排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル以上の排煙発生施設のうち、別表第5の1に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の1に定める方法により、同表の2に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の2に定める方法により、同表の3に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の3に定める方法により2箇月に1回以上（同表の1に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの並びに同表の3の表51の項、53の項及び65の項にあっては、<u>年1回以上</u>）測定すること。</p> <p>イ 排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時4万立方メートル</p>

新	旧
<p>ル未満の排煙発生施設（平成2年4月1日前に設置された小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）のうち、別表第5の1に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の1に定める方法により、同表の2に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の2に定める方法により、同表の3に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の3に定める方法により年2回以上（<u>1年につき継続して休止する期間が6月以上の排煙発生施設にあっては年1回以上</u>、同表の1に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの並びに同表の3の表51の項、53の項、<u>54の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器</u>及び65の項にあっては<u>5年に1回以上</u>）測定すること。</p> <p><u>(6) 排煙指定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。） 別表第6に定める規制基準の適用を受ける施設にあっては、同表の1に定める方法により、排出口から大気中に排出される排煙指定物質の濃度を年2回以上測定すること。ただし、1年につき継続して休止する期間が6月以上の施設にあっては、年1回以上測定すること。</u></p> <p>3 条例第27条の規定による記録は、3年間（<u>排煙量及び排煙濃度を5年に1回以上測定する施設にあっては、5年間</u>）保存しておかなければならない。</p> <p>第2節 水質の汚濁 （水質の汚濁の防止に関する規制基準等） 第33条 条例第28条第1項に規定する規制基準は、別表第9及び別表第10のとおりとする。</p>	<p>ル未満の排煙発生施設（平成2年4月1日前に設置された小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）のうち、別表第5の1に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の1に定める方法により、同表の2に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の2に定める方法により、同表の3に掲げる施設にあっては排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の3に定める方法により年2回以上（同表の1に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの並びに同表の3の表51の項、53の項及び65の項にあっては、<u>年1回以上</u>）測定すること。</p> <p>3 条例第27条の規定による記録は、3年間保存しておかなければならない。</p> <p>第2節 水質の汚濁 （水質の汚濁の防止に関する規制基準等） 第33条 条例第28条第1項に規定する規制基準は、別表第9及び別表第10のとおりとする。</p> <p><u>2 条例第28条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質（以下「排水指定物質」という。）とする。</u></p> <p><u>(1) カドミウム及びその化合物</u> <u>(2) シアン化合物</u> <u>(3) 有機^酸化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）</u></p>

新	旧
	<p><u>及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（以下「E PN」という。）に限る。）</u></p> <p>(4) <u>鉛及びその化合物</u></p> <p>(5) <u>クロム及びその化合物</u></p> <p>(6) <u>砒素及びその化合物</u></p> <p>(7) <u>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</u></p> <p>(8) <u>ポリ塩化ビフェニル</u></p> <p>(9) <u>トリクロロエチレン</u></p> <p>(10) <u>テトラクロロエチレン</u></p> <p>(11) <u>ジクロロメタン</u></p> <p>(12) <u>四塩化炭素</u></p> <p>(13) <u>1, 2-ジクロロエタン</u></p> <p>(14) <u>1, 1-ジクロロエチレン</u></p> <p>(15) <u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u></p> <p>(16) <u>1, 1, 1-トリクロロエタン</u></p> <p>(17) <u>1, 1, 2-トリクロロエタン</u></p> <p>(18) <u>1, 3-ジクロロプロペン</u></p> <p>(19) <u>テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）</u></p> <p>(20) <u>2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（以 下「シマジン」という。）</u></p> <p>(21) <u>S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（以 下「チオベンカルブ」という。）</u></p> <p>(22) <u>ベンゼン</u></p> <p>(23) <u>セレン及びその化合物</u></p> <p>(24) <u>ほう素及びその化合物</u></p> <p>(25) <u>ふっ素及びその化合物</u></p> <p>(26) <u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u></p> <p>(27) <u>フェノール類</u></p> <p>(28) <u>銅及びその化合物</u></p> <p>(29) <u>亜鉛及びその化合物</u></p> <p>(30) <u>鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）</u></p> <p>(31) <u>マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）</u></p> <p>(32) <u>ニッケル及びその化合物</u></p> <p><u>（特定有害物質）</u></p>

新	旧
<p>第34条 削除</p> <p>(施設の構造基準)</p> <p>第35条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。</p> <p>(1) 床面は、地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。</p> <p>(2) 取り扱う地下浸透禁止物質の量及び作業に応じ必要な場合には、地下浸透禁止物質を取り扱う施設の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等地下浸透禁止物質の流出を防止する措置がとられていること。</p> <p>(3) 有機塩素系溶剤を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であって、床面の材質にひび割れ等が心配される場合にあつては有機塩素系溶剤に耐浸透性をもつフラン樹脂、<small>フッ</small>素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面の被覆がなされていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の地下浸透禁止物質を含む水又はその他の液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。</p> <p>(水質保全水域への排水の排出の禁止)</p> <p>第36条 条例第30条第1項に規定する事業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2条の2第1号から第25号までに規定する物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を生じる事業者にあつては、統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号。以下「日本標準産業分類」という。)に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者</p> <p>ア ～ シ (略)</p> <p>(2) 第2条の2第26号に規定する物質(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。)を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を生じる事業者にあつては、日本</p>	<p>第34条 <u>条例第29条第1項に規定する規則で定める排水指定物質は、前条第2項第1号から第26号までに掲げる物質(同号に掲げる物質にあつては、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。以下「特定有害物質」という。)</u>とする。</p> <p>(施設の構造基準)</p> <p>第35条 条例第29条第2項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。</p> <p>(1) 床面は、特定有害物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質とし、その表面は耐性のある材質で被覆がなされていること。</p> <p>(2) 取り扱う特定有害物質の量及び作業に応じ必要な場合には、特定有害物質を取り扱う施設の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等特定有害物質の流出を防止する措置がとられていること。</p> <p>(3) 有機塩素系溶剤を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る施設である場合であって、床面の材質にひび割れ等が心配される場合にあつては有機塩素系溶剤に耐浸透性をもつフラン樹脂、<small>フッ</small>素樹脂、エポキシアクリレート樹脂その他の合成樹脂で必要な床面の被覆がなされていること又は当該作業に係る施設の下にステンレス鋼の受け皿を設置することその他の特定有害物質を含む水又はその他の液体の浸透を防止するために必要な措置がとられていること。</p> <p>(水質保全水域への排水の排出の禁止)</p> <p>第36条 条例第30条第1項に規定する事業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第33条第2項第1号から第25号までに規定する物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を生じる事業者にあつては、日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者</p> <p>ア ～ シ (略)</p> <p>(2) 第33条第2項第26号に規定する物質(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。)を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水を生じる事業者にあつては、日本</p>

新	旧
<p>標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者 ア (略) イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第30条第1項に規定する規則で定める排水指定物質は、次に掲げる排水指定物質とする。 (1) 前項第1号及び第2号に掲げる水域にあつては、<u>地下浸透禁止物質</u> (2) 前項第3号に掲げる水域にあつては、シアン化合物</p> <p>第37条 ～ 第39条 (略)</p>	<p>は、日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者 ア (略) イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第30条第1項に規定する規則で定める排水指定物質は、次に掲げる排水指定物質とする。 (1) 前項第1号及び第2号に掲げる水域にあつては、<u>特定有害物質</u> (2) 前項第3号に掲げる水域にあつては、シアン化合物</p> <p>第37条 ～ 第39条 (略)</p>
<p>第4章 事業所における環境負荷の<u>低減等</u> (化学物質管理目標の報告)</p> <p>第40条 条例第42条第1項の規定による化学物質管理目標の作成は、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5項第2項の規定に基づく届出(以下「排出量等の届出」という。)に係る事業所ごとの当該事業所の属する業種の特性、排出量等の届出に係る<u>第一種指定化学物質(同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下この条及び次条において同じ。)ごとの</u>管理状況、取扱量、用途、環境への排出量、廃棄物としての移動量及び安全性並びに今後の技術導入及び設備の変更予定を勘案し、排出量等の届出を行う年における次に掲げる事項について、当該届出に係る<u>第一種指定化学物質ごとに</u>定めなければならない。</p> <p>(1) 排出量等の届出に係る<u>第一種指定化学物質</u>の名称 (2) <u>第一種指定化学物質</u>の取扱量、環境への排出量及び廃棄物としての移動量、事業所の設備の改善その他の化学物質管理目標を作成するに当たって指標とする項目(以下「指標項目」という。) (3) 指標項目の達成目標及び達成までの予定期間(以下「達成予定期間」という。)</p> <p>(4) 指標項目の達成目標を実現するための取組内容</p> <p>2 条例第42条第1項に規定する規則で定める事項は、排出量等の届出に係る<u>第一種指定化学物質</u>の名称、年間取扱量及び用途とする。 3 条例第42条第1項に規定する報告は、<u>毎年6月30日までに、化学物質管</u></p>	<p>第4章 事業所における環境負荷の<u>低減</u> (化学物質管理目標の報告)</p> <p>第40条 条例第42条第1項の規定による化学物質管理目標の作成は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第2項の規定に基づく届出(以下「排出量等の届出」という。)に係る事業所ごとの当該事業所の属する業種の特性、排出量等の届出に係る<u>化学物質ごとの</u>管理状況、取扱量、用途、環境への排出量、廃棄物としての移動量及び安全性並びに今後の技術導入及び設備の変更予定を勘案し、排出量等の届出を行う年における次に掲げる事項について、当該届出に係る<u>化学物質ごとに</u>定めなければならない。</p> <p>(1) 排出量等の届出に係る<u>化学物質</u>の名称 (2) <u>化学物質</u>の取扱量、環境への排出量及び廃棄物としての移動量、事業所の設備の改善その他の化学物質管理目標を作成するに当たって指標とする項目(以下「指標項目」という。) (3) 指標項目の達成目標及び達成までの予定期間(以下「達成予定期間」という。)<u>(達成予定期間が複数年にわたる場合は、達成予定期間内の各年ごとの達成目標)</u> (4) 指標項目の達成目標を実現するための取組内容<u>(達成予定期間が複数年にわたる場合は、達成予定期間内の各年ごとの取組内容)</u></p> <p>2 条例第42条第1項に規定する規則で定める事項は、排出量等の届出に係る<u>化学物質</u>の名称、年間取扱量及び用途とする。 3 条例第42条第1項に規定する報告は、<u>化学物質管理目標作成・達成状況</u></p>

新	旧
<p><u>理目標作成（達成状況）報告書</u>（第18号様式の2）により行うものとする。 （化学物質管理目標の達成状況の報告）</p> <p>第40条の2 条例第42条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定により報告した化学物質管理目標に関し、当該報告をした翌年の排出量等の届出の際に、次に掲げる事項について、<u>第一種指定化学物質ごと</u>に行わなければならない。</p> <p>(1) 化学物質管理目標を作成した<u>第一種指定化学物質</u>の名称 (2) 指標項目 (3) 指標項目の達成状況</p> <p>(4) 指標項目の達成目標を達成するために取り組んだ内容</p> <p>2 条例第42条第2項に規定する報告は、<u>毎年6月30日までに、化学物質管理目標作成（達成状況）報告書</u>により行うものとする。</p> <p>第40条の3 （略） <u>（化学物質の自主的な管理の状況の報告）</u></p> <p><u>第40条の4 条例第42条の3第1項に規定する規則で定める期間は、3年とする。</u></p> <p><u>2 条例第42条の3第1項の規定による報告は、指定事業所に係る化学物質管理状況報告書（第18号様式の3）により行うものとする。</u></p> <p><u>3 条例第42条の3第1項第5号に規定する規則で定める炭化水素系特定物質は、別表第4の2の項（1）の表に掲げる物質とする。</u></p> <p>第5章 特定行為の制限等 第1節 <u>屋外における焼却の制限</u> <u>（屋外における焼却の制限）</u></p> <p>第41条 条例第49条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。 (1) ～ (6) （略）</p> <p>2 条例<u>第49条第1項第1号</u>に規定する規則で定める焼却施設は、別表第5の2の規制基準に適合する焼却施設とする。</p> <p>3 条例<u>第49条第1項第2号</u>に規定する規則で定める<u>焼却</u>は、次に掲げる<u>焼却</u>とする。 (1) 農林業者（日本標準産業分類に定める農業、林業（管理、補助的経</p>	<p><u>報告書</u>（第18号様式の2）により行うものとする。 （化学物質管理目標の達成状況の報告）</p> <p>第40条の2 条例第42条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定により報告した化学物質管理目標に関し、当該報告をした翌年の排出量等の届出の際に、次に掲げる事項について、<u>化学物質ごと</u>に行わなければならない。</p> <p>(1) 化学物質管理目標を作成した<u>化学物質</u>の名称 (2) 指標項目 (3) 指標項目の達成状況 <u>（達成予定期間が複数年にわたる場合は、前年までの達成予定期間内の各年ごとの達成状況）</u></p> <p>(4) 指標項目の達成目標を達成するために取り組んだ内容 <u>（達成予定期間が複数年にわたる場合は、前年までの達成予定期間内の各年ごとに取り組んだ内容）</u></p> <p>2 条例第42条第2項に規定する報告は、<u>化学物質管理目標作成・達成状況報告書（第18号様式の2）</u>により行うものとする。</p> <p>第40条の3 （略）</p> <p>第5章 特定行為の制限等 第1節 <u>屋外燃焼行為の制限</u> <u>（屋外燃焼行為の制限）</u></p> <p>第41条 条例第49条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。 (1) ～ (6) （略）</p> <p>2 条例<u>第49条第1項</u>に規定する規則で定める焼却施設は、別表第5の2の規制基準に適合する焼却施設とする。</p> <p>3 条例<u>第49条第1項</u>に規定する規則で定める<u>燃焼行為</u>は、次に掲げる<u>燃焼行為</u>とする。 (1) 農林業者（日本標準産業分類に定める農業、林業（管理、補助的経</p>

新	旧
<p>済活動を行う事業所(01 農業) (園芸サービス業に係るものに限る。)及び園芸サービス業を除く。)を営む者をいう。)が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う<u>焼却であって軽微なもの</u></p> <p>(2) 日常生活を営む<u>上</u>で通常行われる<u>焼却</u>であって軽微なもの</p> <p>(3) 屋外レジャーにおいて通常行われる<u>焼却</u>であって軽微なもの</p> <p><u>(4) 教育活動の一環として通常行われる焼却であって軽微なもの</u></p> <p><u>(5) 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事のために必要な焼却</u></p> <p><u>(6) 消火訓練に伴う焼却</u></p> <p><u>(7) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却</u></p> <p><u>4 条例第49条第1項第2号に規定する規則で定める物は、第1項第3号、第4号(前項第6号に掲げる焼却に限る。)及び第6号に掲げる物とする。</u></p> <p>第2節 炭化水素系物質を使用する作業の<u>制限</u></p> <p>第42条 (略)</p> <p><u>第43条 削除</u></p> <p>第3節 ～ 第5節 (略)</p> <p>第6章 土壌、地下水及び地盤環境の保全</p> <p>第1節 <u>土地の区画形質の変更に伴う公害の防止</u> <u>(土壌の汚染状態の基準)</u></p> <p><u>第48条の4 条例第58条第2項に規定する規則で定める基準は、別表第12の2のとおりとする。</u></p> <p><u>(汚染された土地)</u></p> <p><u>第48条の5 条例第58条第2項に規定する規則で定める土地(以下「汚染さ</u></p>	<p>済活動を行う事業所(01 農業) (園芸サービス業に係るものに限る。)及び園芸サービス業を除く。)を営む者をいう。)が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う<u>燃焼行為(合成樹脂、ゴム、油脂類又は布を含まないものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>たき火その他</u>日常生活を営む<u>うえ</u>で通常行われる<u>燃焼行為</u>であって軽微なもの</p> <p>(3) <u>キャンプファイアー、バーベキューその他</u>屋外レジャーにおいて通常行われる<u>燃焼行為</u>であって軽微なもの</p> <p><u>(4) 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為</u></p> <p><u>(5) 消火訓練に伴う燃焼行為</u></p> <p><u>(6) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為</u></p> <p>第2節 炭化水素系物質を使用する作業の<u>制限等</u></p> <p>第42条 (略)</p> <p><u>(不飽和ポリエステル樹脂の塗布作業に係る届出)</u></p> <p><u>第43条 条例第51条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、同項に規定する作業の実施に伴う公害の防止に必要な限度において、知事が必要と認める事項とする。</u></p> <p><u>2 条例第51条第1項の規定による届出は、不飽和ポリエステル樹脂塗布作業開始届出書(第19号様式)により行うものとする。</u></p> <p><u>3 条例第51条第3項の規定による届出は、不飽和ポリエステル樹脂塗布作業に係る変更届出書(第20号様式)又は不飽和ポリエステル樹脂塗布作業に係る中止届出書(第21号様式)により行うものとする。</u></p> <p>第3節 ～ 第5節 (略)</p> <p>第6章 土壌、地下水及び地盤環境の保全</p>

新	旧
<p><u>れた土地」という。)は、次に掲げるいずれかの調査の結果、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合していないと認められた土壤が存在する土地とする。</u></p> <p><u>(1) 条例第59条第3項本文(条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>条例第60条第2項(条例第63条の3において準用する場合を含む。)</u>の規定による調査</p> <p><u>(2) 土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査(同法第14条第3項の規定により土壤状況調査とみなされる調査を含む。)</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、条例第58条の6の指針に定められた調査の方法と同等以上の方法により行った調査</u></p> <p><u>(汚染土壤)</u></p> <p><u>第48条の6 条例第58条第3項に規定する規則で定める土壤(以下「汚染土壤」という。)は、次に掲げる土壤とする。</u></p> <p><u>(1) 汚染された土地の土壤(条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合していると認められた土壤(以下この条において「汚染されていない土壤」という。)を除く。)</u></p> <p><u>(2) 汚染された土地から搬出された土壤(汚染されていない土壤を除く。)</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、条例第58条第2項に規定する規則で定める基準に適合していないと認められた土壤</u></p> <p><u>(生活環境を保全するために必要な措置)</u></p> <p><u>第48条の7 条例第58条の3第1項ただし書の規則で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置とする。</u></p> <p><u>(1) 汚染土壤の処理のため、汚染土壤の埋立て又は盛土を行う場合 法許可汚染土壤処理施設において行うこと又は特定有害物質若しくはダイオキシン類若しくはこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出若しくは地下への浸透を防止するための措置を講ずること。</u></p> <p><u>(2) 汚染土壤の処理のため、汚染土壤の一時的な堆積を行う場合 指定事業所(条例別表第1の51の2の項に掲げる作業を行う指定施設を設置するものに限る。)</u>又は<u>法許可汚染土壤処理施設において行うこと。</u></p> <p><u>(3) 汚染土壤の積替えのため、汚染土壤の一時的な堆積を行う場合 特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出又は地下への浸透を防止するための措置を講ずること。</u></p> <p><u>(4) 土壤汚染の除去等の措置のため、汚染された土地で汚染土壤の一時</u></p>	

新	旧
<p><u>的な堆積を行う場合 当該汚染された土地を含む一連の敷地内で行うこと。</u></p> <p><u>(5) 土壤汚染の除去等の措置のため、汚染された土地で汚染土壤の埋め戻しを行う場合 当該汚染された土地内で行うこと。</u></p> <p><u>第1節の2 特定有害物質使用地の適正管理</u></p> <p>第49条 (略)</p> <p>(特定有害物質使用事業所の廃止時の調査等)</p> <p>第50条 条例<u>第59条第3項本文</u>の規定による調査は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) <u>前条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施すること。</u></p> <p><u>(2) 土壤その他の試料の採取及び測定を行うこと。</u></p>	<p><u>第1節 特定有害物質使用地の適正管理</u></p> <p>第49条 (略)</p> <p>(特定有害物質使用事業所の廃止時の調査等)</p> <p>第50条 条例<u>第59条第3項</u>の規定による調査は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる調査を実施すること。</u></p> <p><u>ア 前条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査</u></p> <p><u>イ 表土調査を実施し、特定有害物質による汚染の状況について土壤の汚染に係る環境基準（土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）第1に規定する環境基準をいう。以下同じ。）により確認する調査（アの調査により、第33条第2項第1号から第8号まで、第19号から第21号まで及び第23号から第25号までに掲げる物質による土壤汚染の可能性がないと認められる場合を除き、土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項又は第5条第1項の規定による土壤汚染状況調査（同法第14条第3項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この号において同じ。）が行われた土地であって、当該土壤汚染状況調査の行われた日以後に当該土地において当該土壤汚染状況調査の対象となった特定有害物質を製造し、使用し、処理し又は保管していない場合にあつては、当該土壤汚染状況調査の対象となった特定有害物質に係るものを除く。）</u></p> <p><u>ウ 表層の土壤ガス調査（アの調査により、第33条第2項第9号から第18号まで及び第22号に掲げる物質による土壤汚染の可能性がないと認められる場合を除き、土壤汚染対策法第3条第1項、第4条第2項又は第5条第1項の規定による土壤汚染状況調査が行われた土地であつて、当該土壤汚染状況調査の行われた日以後に当該土地において当該土壤汚染状況調査の対象となった特定有害物質を製造し、使用し、処理し又は保管していない場合にあつては、当該土壤汚染状況調査の対象となった特定有害物質に係るものを除く。）</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる調査の結果、特定有害物質による土壤の汚染が確認さ</u></p>

新	旧
<p>(3) その他知事が特に必要と認める調査を実施すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第59条第3項本文の規定による報告は、<u>特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)廃止報告書</u>(第22号様式)により行うものとする。</p> <p>4 条例第59条第4項の<u>規則で定める事項</u>は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>条例第59条第3項の報告に係る特定有害物質使用地の所在</u></p> <p>(2) <u>条例第59条第3項の報告に係る特定有害物質使用地の概況</u></p> <p>(3) 土壌の汚染の状況及び特定有害物質の名称</p> <p>(4) 地下水が汚染されている場合にあつては、地下水の汚濁の状況及び特定有害物質の名称</p> <p>5 <u>条例第59条第4項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</u> (土地の区画形質の変更の届出)</p> <p>第51条 条例第60条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 条例第59条第1項の規定による記録(同条第3項の規定による報告により、当該記録の報告がなされている場合を除く。)</p> <p>2 条例第60条第1項の規定による届出は、<u>土地区画形質変更等届出書</u>(第23号様式)により行うものとする。</p> <p><u>(公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更)</u></p> <p>第51条の2 <u>条例第60条第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げる変更とする。</u></p> <p>(1) <u>土壌の掘削を伴わない土地の形質の変更</u></p>	<p><u>れた場合又は下層の土壌に特定有害物質による汚染のおそれがあると認められる場合には、ボーリング調査を実施し、下層の土壌の特定有害物質による汚染の状況について前号イに掲げる基準により確認する調査を実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号の調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染により帯水層が汚染されていると認められる場合は、地下水の汚染状況の調査を実施すること。</u></p> <p>(4) その他知事が特に必要と認める調査を実施すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第59条第3項の規定による届出は、<u>特定有害物質使用事業所廃止報告書</u>(第22号様式)により行うものとする。</p> <p>4 <u>条例第59条第4項に規定する規則で定める土壌汚染に係る基準は、第1項第1号イに掲げる基準とする。</u></p> <p>5 条例第59条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を、環境農政局環境保全部大気水質課その他知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</p> <p>(1) <u>土壌の汚染が確認された土地の住所</u></p> <p>(2) <u>土壌の汚染が確認された土地の概況</u></p> <p>(3) 土壌の汚染の状況及び特定有害物質の名称</p> <p>(4) 地下水が汚染されている場合にあつては、地下水の汚濁の状況及び特定有害物質の名称</p> <p>(<u>特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更の届出</u>)</p> <p>第51条 条例第60条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 条例第59条第1項の規定による記録(同条第3項の規定による届出により、当該記録の届出がなされている場合を除く。)</p> <p>2 条例第60条第1項の規定による届出は、<u>特定有害物質使用地に係る土地区画形質変更等届出書</u>(第23号様式)により行うものとする。</p>

新	旧
<p><u>(2) 土壌の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>ア 土地の形質の変更を行う土地の土壌に第2条の2第9号から第18号まで及び第22号に掲げる物質による汚染のおそれがないと認められること。</u></p> <p><u>イ 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。</u></p> <p><u>ウ 土壌を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。</u></p> <p><u>エ 掘削した土壌の飛散、揮散、流出、地下への浸透その他の土壌の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。</u></p> <p>(土壌調査)</p> <p>第52条 条例第60条第2項の規定による調査は、第50条第1項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 条例第60条第2項の規定による報告は、<u>土壌調査報告書</u> (第24号様式) により行うものとする。</p> <p><u>(特定有害物質使用地の所在等の公表)</u></p> <p>第53条 条例第60条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p><u>(1) 条例第60条第2項の報告に係る特定有害物質使用地の所在</u></p> <p><u>(2) 条例第60条第2項の報告に係る特定有害物質使用地の概況</u></p> <p><u>(3) 土壌の汚染の状況及び特定有害物質の名称</u></p> <p><u>(4) 地下水が汚染されている場合にあっては、地下水の汚濁の状況及び特定有害物質の名称</u></p> <p><u>2 第50条第5項の規定は、条例第60条第3項の規定による公表について準用する。</u></p> <p>(公害防止計画書)</p> <p>第54条 条例第60条第4項に規定する計画は、<u>公害防止計画書</u> (第25号様式) により作成するものとする。</p> <p>(公害防止計画完了報告書)</p> <p>第55条 条例第60条第5項の規定による報告は、<u>公害防止計画完了報告書</u> (第26号様式) により行うものとする。</p> <p><u>(非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質の変更の届出)</u></p> <p><u>第55条の2 条例第60条第6項の規定による届出は、非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質変更届出書 (第26号様式の2) により行うものとする。</u></p>	<p>(特定有害物質使用地土壌調査)</p> <p>第52条 条例第60条第2項の規定による調査は、第50条第1項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 条例第60条第2項の規定による報告は、<u>特定有害物質使用地に係る土壌調査報告書</u> (第24号様式) により行うものとする</p> <p><u>(土壌汚染に係る基準)</u></p> <p>第53条 <u>条例第60条第3項に規定する規則で定める土壌汚染に係る基準は、第50条第1項第1号イに掲げる基準とする。</u></p> <p>(特定有害物質使用地に係る公害防止計画書)</p> <p>第54条 条例第60条第3項に規定する計画は、<u>特定有害物質使用地に係る公害防止計画書</u> (第25号様式) により作成するものとする。</p> <p>(特定有害物質使用地に係る公害防止計画完了報告書)</p> <p>第55条 条例第60条第4項の規定による報告は、<u>特定有害物質使用地に係る公害防止計画完了報告書</u> (第26号様式) により行うものとする。</p>

新	旧
<p>(周知計画の作成)</p> <p><u>第55条の3</u> 条例第60条の2第1項に規定する規則で定める者は、<u>条例第60条第4項</u>の規定により特定有害物質使用地公害防止計画書を作成した事業者及び土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第60条の2第2項に規定する計画は、周知計画書<u>(第26号様式の3)</u>により作成するものとする。</p> <p>4 条例第60条の2第3項の規定による報告は、<u>周知計画完了報告書(第26号様式の4)</u>により行うものとする。</p> <p><u>(土壤汚染による地下水への影響の調査)</u></p> <p><u>第55条の4</u> 条例第62条の2に規定する規則で定める事項は、別表第12の2の2に定める基準とする。</p> <p><u>2</u> 条例第62条の2の規定による報告は、地下水への影響調査結果報告書(第26号様式の5)により行うものとする。この場合において、当該報告が条例第59条第3項本文又は条例第60条第2項の規定による調査に伴って行われた地下水への影響の調査の結果に係るものにあつては、<u>特定有害物質使用事業所(ダイオキシン類管理対象事業所)廃止報告書又は土壤調査報告書に当該地下水への影響の調査の結果を添付して行うことができる。</u></p> <p>第56条 ～ 第56条の2 (略)</p> <p><u>(ダイオキシン類管理対象事業所等への準用)</u></p> <p><u>第56条の3</u> 第50条第1項から第3項までの規定は条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項本文の規定による調査、規則で定める事項及び報告について、第50条第4項及び第5項の規定は条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第4項の規定による規則で定める事項及び公表について、第51条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第1項の規定による規則で定める事項及び届出について、第51条の2(第2号アを除く。)の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による規則で定めるものについて、第52条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による調査及び報告について、第53条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第3項の規定による規則で定める事項及び公表について、第54条の規定は条例第63条の3において準用する条例第</p>	<p>(周知計画の作成)</p> <p><u>第55条の2</u> 条例第60条の2第1項に規定する規則で定める者は、<u>条例第60条第3項</u>の規定により特定有害物質使用地公害防止計画書を作成した事業者及び土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域内において土地の区画形質を変更する事業者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第60条の2第2項の規定による届出は、<u>土地の区画形質の変更の周知計画届出書(第26号様式の2)</u>により行うものとする。</p> <p>4 条例第60条の2第3項の規定による報告は、<u>周知計画完了届出書(第26号様式の3)</u>により行うものとする。</p> <p>第56条 ～ 第56条の2 (略)</p> <p><u>(ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時の調査等)</u></p> <p><u>第56条の3</u> 条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項の規定による調査は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる調査を実施すること。</u></p> <p>ア <u>前条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査</u></p> <p>イ <u>表土調査を実施し、ダイオキシン類による汚染の状況について、別に定める基準により確認する調査(アの調査により、ダイオキシン類による土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる場合を除く。)</u></p> <p>(2) <u>前号イに掲げる調査の結果、土壤1グラム当たりダイオキシン類の換算量(土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法により測定されるダイオキシン類の量を2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾーパラ</u></p>

新			旧		
<p><u>60条第4項の規定による計画について、第55条の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第5項の規定による報告について、第55条の2の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第6項の規定による届出について、第55条の3第1項及び第2項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第1項の規定による規則で定める者及び土地の区画形質の変更の周知計画について、第55条の3第3項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第2項の規定による計画について、第55条の3第4項の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条の2第3項の規定による報告について、第55条の4第2項の規定は条例第63条の3において準用する条例第62条の2の規定による報告について、第56条の規定は条例第63条の3において準用する条例第63条の規定による規則で定める場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>			<p><u>一</u>ジオキシンの毒性にダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第3条に定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。）が250ピコグラム以上である場合は、同号イに掲げる調査を行った地点の周囲の表土調査を実施すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる調査の結果、土壌1グラム当たりダイオキシン類の換算量が1,000ピコグラムを超える場合は、当該調査を行った地点の周囲の表土調査及び土壌1グラム当たりダイオキシン類の換算量が1,000ピコグラムを超える地点のボーリング調査を実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号の調査の結果、ダイオキシン類による土壌の汚染により帯水層が汚染されていると認められる場合は、地下水の汚染状況の調査を実施すること。</u></p> <p>(5) <u>その他知事が特に必要と認める調査を実施すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第3項の規定による届出は、ダイオキシン類管理対象事業所廃止届出書（第26号様式の4）により行うものとする。</u></p> <p>4 <u>条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第4項に規定する土壌汚染に係る基準は、土壌1グラム当たりダイオキシン類の換算量が1,000ピコグラム以下とする。</u></p> <p>5 <u>条例第63条の2第2項において準用する条例第59条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を、環境農政局環境保全部大気水質課その他知事が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>土壌の汚染が確認された土地の住所</u></p> <p>(2) <u>土壌の汚染が確認された土地の概況</u></p> <p>(3) <u>土壌の汚染の状況</u></p> <p>(4) <u>地下水が汚染されている場合にあつては、地下水の汚濁の状況（ダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質の変更の届出）</u></p> <p>第56条の4 <u>条例第63条の3において準用する条例第60条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>条例第63条の2第1項の規定による記録（同条第2項において準用する条例第59条第3項の規定による届出により、当該記録の届出がなされている場合を除く。）</u></p> <p>2 <u>条例第63条の3において準用する条例第60条第1項の規定による届</u></p>		
<u>第50条第1項第1号</u>	<u>前条第2項</u>	<u>第56条の2第2項</u>			
<u>第50条第2項第6号</u>	<u>第59条第1項</u>	<u>第63条の2第1項</u>			
<u>第50条第4項第3号及び第4号</u>	<u>状況及び特定有害物質の名称</u>	<u>状況</u>			
<u>第51条第1項第5号</u>	<u>第59条第1項</u>	<u>第63条の2第1項</u>			
	<u>同条第3項</u>	<u>同条第2項において準用する条例第59条第3項</u>			
<u>第53条第1項第3号及び第4号</u>	<u>状況及び特定有害物質の名称</u>	<u>状況</u>			
<u>第55条の3第1項</u>	<u>特定有害物質使用地公害防止計画書を作成した事業者及び土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された区域</u>	<u>ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画を作成した事業者</u>			

新		旧
<p><u>内において土地の区画形質を変更する事業者</u></p>		<p><u>出は、ダイオキシン類管理対象地に係る土地区画形質変更等届出書（第26号様式の5）により行うものとする。</u> <u>（ダイオキシン類管理対象地土壤調査）</u> 第56条の5 （略） 2 <u>条例第63条の3において準用する条例第60条第2項の規定による報告は、ダイオキシン類管理対象地に係る土壤調査報告書（第26号様式の6）により行うものとする。</u> <u>（ダイオキシン類による汚染の基準）</u> 第56条の6 <u>条例第63条の3において準用する条例第60条第3項に規定する規則で定める基準は、土壤1グラム当たりダイオキシン類の換算量が1,000ピコグラム以下とする。</u> <u>（ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画書）</u> 第56条の7 <u>条例第63条の3において準用する条例第60条第3項に規定する計画は、ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画書（第26号様式の7）により作成するものとする。</u> <u>（ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画完了報告書）</u> 第56条の8 <u>条例第63条の3において準用する条例第60条第4項の規定による報告は、ダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画完了報告書（第26号様式の8）により行うものとする。</u> <u>（周知計画の作成）</u> 第56条の9 <u>条例第63条の3において準用する条例第60条の2第1項に規定する規則で定める者は、条例第63条の3において準用する条例第60条第3項の規定によりダイオキシン類管理対象地に係る公害防止計画を作成した事業者とする。</u> 2 <u>（略）</u> 3 <u>条例第63条の3において準用する条例第60条の2第2項の規定による届出は、土地の区画形質の変更の周知計画届出書（第26号様式の2）により行うものとする。</u> 4 <u>条例第63条の3において準用する条例第60条の2第3項の規定による報告は、周知計画完了届出書（第26号様式の3）により行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理 <u>（特定廃棄物処分場敷地等の記録の管理等）</u> 第57条 <u>条例第64条第1項に規定する規則で定める廃棄物処分場は、次に掲</u></p>
<p>第2節及び第3節 削除</p> <p>第57条から第65条まで 削除</p>		

新	旧
	<p><u>げる廃棄物処分場とする。</u></p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可に係る一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正前の廃棄物処理法」という。）第8条第1項の届出に係る一般廃棄物の最終処分場を含む。）</u></p> <p>(2) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の届出に係る一般廃棄物の最終処分場（改正前の廃棄物処理法第8条第1項の届出に係る一般廃棄物の最終処分場を含む。）</u></p> <p>(3) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る産業廃棄物の最終処分場（改正前の廃棄物処理法第15条第1項の届出に係る産業廃棄物の最終処分場を含む。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場</u></p> <p>(4) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可（平成9年11月30日以前の許可に限る。）に係る産業廃棄物処理業の用に供する施設（改正前の廃棄物処理法第14条第1項の許可に係る産業廃棄物処理業の用に供する施設を含む。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに規定する産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所であって、その面積が1,000平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>2 条例第64条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>設置者、管理者及び所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>埋立開始年月日、埋立終了年月日及び閉鎖年月日</u></p> <p>(3) <u>総面積、埋立面積、埋立容量、埋立ての深さ及び埋立ての終了した区画における覆土の厚さ</u></p> <p>(4) <u>埋め立てられた廃棄物の種類</u></p> <p>(5) <u>埋立地の構造及び設備の概要</u></p> <p>(6) <u>閉鎖後の跡地利用計画</u></p> <p>(7) <u>周辺の地形、地質及び地下水の状況</u></p> <p>(8) <u>その他知事が特に必要と認める事項</u></p> <p><u>（特定廃棄物処分場跡地における土地の区画形質の変更の届出）</u></p> <p><u>第58条 条例第65条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項</u></p>

新	旧
	<p><u>とする。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>特定廃棄物処分場の名称、位置及び区域</u></p> <p>(3) <u>土地の区画形質の変更後の特定廃棄物処分場跡地の利用の計画</u></p> <p>(4) <u>条例第64条第1項の規定による記録</u></p> <p>2 <u>条例第65条第1項の規定による届出は、特定廃棄物処分場跡地に係る土地区画形質変更等届出書（第27号様式）により行うものとする。</u> <u>(特定廃棄物処分場跡地土壌等調査)</u></p> <p>第59条 <u>条例第65条第2項の規定による調査は、次に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>第57条第2項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を実施すること。</u></p> <p>(2) <u>前号の調査の結果を踏まえ、ボーリング調査を実施し、下層の土壌の特定有害物質による汚染の状況について第50条第1項第1号イ(ア)及び(イ)に掲げる基準により確認する調査を実施すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号の調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染により帯水層が汚染されていると認められる場合は、地下水の汚染状況の調査を実施すること。</u></p> <p>(4) <u>その他知事が特に必要と認める調査を実施すること。</u></p> <p>2 <u>条例第65条第2項の規定による報告は、特定廃棄物処分場跡地に係る土壌等調査報告書（第28号様式）により行うものとする。</u> <u>(特定廃棄物処分場跡地に係る公害防止計画書)</u></p> <p>第60条 <u>条例第65条第3項の規定による計画の報告は、特定廃棄物処分場跡地に係る公害防止計画書（第29号様式）により行うものとする。</u> <u>(特定廃棄物処分場跡地に係る公害防止計画完了報告書)</u></p> <p>第61条 <u>条例第65条第4項の規定による報告は、特定廃棄物処分場跡地に係る公害防止計画完了報告書（第30号様式）により行うものとする。</u> <u>(特定廃棄物処分場敷地等における記録の交付等を要しない場合)</u></p> <p>第62条 <u>条例第68条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>特定廃棄物処分場敷地等における土壌及び特定廃棄物処分場敷地等に埋め立てられた物の無害化処理が完了した場合</u></p> <p>(2) <u>特定廃棄物処分場敷地等における汚染された土壌及び特定廃棄物処分場敷地等に埋め立てられた物を敷地外に持ち出す方法による処理が完了した場合</u></p> <p>(3) <u>その他土地の区画形質の変更に伴う当該土地に埋め立てられた物又</u></p>

新	旧
<p>第4節 地盤の沈下の防止 (地下水採取の規制地域の指定)</p> <p>第66条 条例第73条の規定により規則で指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 平塚市の地域 (2) 茅ヶ崎市の地域 (3) 厚木市のうち平塚市と厚木市との境界線と一般国道129号線との交点を起点とし、同一般国道を北方に進み、厚木市酒井及び同松枝2丁目を経て、同市金田地内の一般国道246号線との接点に至り、同所から同一般国道を東方に進み、厚木市と海老名市との境界線に至り、同所から同境界線を南下し、海老名市と高座郡寒川町との交点に至り、同所から厚木市と高座郡寒川町との境界線を南下し、厚木市と平塚市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西方に進んで起点に至る線により囲まれた地域 (4) 海老名市の地域 (5) 高座郡寒川町の地域 (許可を要する揚水施設)</p> <p>第67条 条例第75条第1項に規定する規則で定める揚水施設は、一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートルを超える場合の揚水施設とする。</p> <p>2 (略) 3 (略) (許可の基準)</p> <p>第68条 条例第76条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が22平方センチメートル以下であること。 (2) 揚水機を設置する井戸のストレーナーの地表面からの位置が100メートルより深いものであること。 (3) 揚水機の原因機の定格出力が2.2キロワット(当該揚水機を設置する</p>	<p>は汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として知事が認める場合</p> <p>第3節 削除 第63条から第65条まで 削除</p> <p>第4節 地盤の沈下の防止 (地下水採取の規制地域の指定)</p> <p>第66条 条例第73条の規定により規則で指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 横浜市の地域 (2) 平塚市の地域 (3) 茅ヶ崎市の地域 (4) 厚木市のうち平塚市と厚木市との境界線と一般国道129号線との交点を起点とし、同一般国道を北方に進み、厚木市酒井及び同松枝2丁目を経て、同市金田地内の一般国道246号線との接点に至り、同所から同一般国道を東方に進み、厚木市と海老名市との境界線に至り、同所から同境界線を南下し、海老名市と高座郡寒川町との交点に至り、同所から厚木市と高座郡寒川町との境界線を南下し、厚木市と平塚市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西方に進んで起点に至る線により囲まれた地域 (5) 海老名市の地域 (6) 高座郡寒川町の地域 (許可を要する揚水施設)</p> <p>第67条 条例第75条第1項に規定する規則で定める揚水施設は、一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートルを超える場合の揚水機とする。</p> <p>2 (略) 3 (略) (許可の基準)</p> <p>第68条 条例第76条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が22平方センチメートル以下であること。 (2) 揚水機のストレーナーの地表面からの位置が100メートルより深いものであること。 (3) 揚水機の原因機の定格出力が2.2キロワット(当該揚水機を設置する</p>

新	旧
<p>井戸の全揚程（実揚程に管の損失水頭を加えたものをいう。）が50メートル以深の場合にあっては、3.7キロワット）以下であること。</p> <p>2（略） 第69条～第78条（略）</p> <p>第7章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減 第1節 自動車の使用に伴う環境負荷の低減</p> <p>（環境仕様書の備置きを要する自動車） 第79条 条例第88条第2項に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）のうち中古自動車（自動車業における表示に関する公正競争規約（昭和52年公正取引委員会告示第6号）第2条第3項本文に規定する自動車をいう。）を除くものとする。</p> <p><u>（環境に係る項目の情報）</u> 第80条 条例第88条第2項に規定する規則で定める環境に係る項目は、次に</p>	<p>井戸の全揚程（実揚程に管の損失水頭を加えたものをいう。）が50メートル以深の場合にあっては、3.7キロワット）以下であること。</p> <p>2（略） 第69条～第78条（略）</p> <p>第7章 自動車の使用に伴う環境負荷の低減 第1節 自動車の使用に伴う環境負荷の低減 <u>（特定低公害車の定義）</u> 第78条の2 <u>条例第86条の2第4号に規定する特定低公害車は、軽自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する軽自動車をいう。）以外の自動車であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>（1）超低公害車 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のものをいう。）並びに低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）第5条の規定により平成17年基準排出ガス75%低減レベルの基準に適合すると認定された自動車、平成17年基準排出ガス50%低減レベルの基準に適合すると認定された自動車及び平成12年基準排出ガス75%低減レベルの基準に適合すると認定された自動車</u></p> <p><u>（2）優低公害車 低排出ガス車認定実施要領第5条の規定により平成12年基準排出ガス50%低減レベルの基準に適合すると認定された自動車</u></p> <p><u>（3）良低公害車 低排出ガス車認定実施要領第5条の規定により平成12年基準排出ガス25%低減レベルの基準に適合すると認定された自動車</u></p> <p><u>（4）前3号に掲げるもののほか、知事が超低公害車、優低公害車又は良低公害車のいずれかに相当するものとして指定する自動車</u></p> <p><u>2 前項第4号の自動車の指定は、神奈川県公報により行う。</u></p> <p>（環境仕様書の備置きを要する自動車） 第79条 条例第88条第2項に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）のうち中古自動車（自動車業における表示に関する公正競争規約（昭和52年公正取引委員会告示第6号）<u>別記</u>第2条第3項本文に規定する自動車をいう。）を除くものとする。</p> <p><u>（環境情報）</u> 第80条 条例第88条第2項に規定する規則で定める環境に係る項目は、次に</p>

新	旧
<p>掲げる項目とする。 (1) ～ (4) (略) <u>第2節 削除</u> <u>第81条から第85条まで 削除</u></p> <p>第3節 (略) 第4節 (略)</p> <p><u>第8章 環境情報の提供及び周辺の地域の環境への配慮の促進</u> (周辺の地域の環境への配慮が特に必要と認められる事業等)</p> <p><u>第88条 条例第99条第1項に規定する規則で定める事業は、次に掲げる作業を定常的に行う事業とする。</u></p> <p><u>(1) 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において廃棄物を焼却する作業</u></p> <p><u>(2) 別表第1の61の項に掲げるボイラーにおいて再生資源の燃焼により発生する熱を原動力とする発電を行う作業</u></p> <p><u>(3) 施設(常時使用する従業員の数が30人未満の事業所に係る施設を除く。)において先端技術(マイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジーその他知事が先端技術であると認める技術をいう。)を用いて化学物質の反応、分解、合成等又は生物の遺伝子の組換えを行う作業</u></p> <p><u>2 条例第99条第2項に規定する周辺環境配慮計画書は、周辺環境配慮計画書(第46号様式)とする。</u></p> <p><u>3 条例第99条第3項に規定する規則で定める周辺の地域の生活環境に及ぼす影響は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める影響とする。</u></p>	<p>掲げる項目とする。 (1) ～ (4) (略) <u>第2節 特定低公害車の導入義務</u> <u>(特定事業者等)</u> <u>第81条 条例第89条に規定する規則で定める者は、自己を使用者として道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条の規定により有効な自動車検査証の交付を受けた普通自動車又は小型自動車(道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車又は小型自動車(二輪の小型自動車及び被けん引車を除く。))をいう。以下同じ。)</u>を、県内に所在する事業所において、<u>50台以上自己の事業の用に供する者とする。</u></p> <p><u>2 条例第89条に規定する規則で定める事業の用に供する自動車の台数に占める特定低公害車の台数の割合(以下「特定低公害車の導入率」という。)の算定方法は、別表第14に掲げる方法とする。</u></p> <p><u>3 条例第89条に規定する規則で定める割合は、前項に規定する方法によって算定した場合において、20パーセントとする。</u></p> <p><u>第82条から第85条まで 削除</u> 第3節 (略) 第4節 (略)</p> <p><u>第8章 削除</u> <u>第88条及び第89条 削除</u></p>

新	旧
<p><u>(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる作業を定常的に行う事業 排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動の影響</u></p> <p><u>(2) 第1項第3号に掲げる作業を定常的に行う事業 排煙、悪臭、排水、騒音又は振動の影響</u></p> <p><u>(周辺環境配慮報告書の提出期限等)</u></p> <p><u>第89条 条例第100条に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる作業を定常的に行う事業 当該各号に掲げる施設を設置する日の30日前の日</u></p> <p><u>(2) 前条第1項第3号に掲げる作業を定常的に行う事業 同号に掲げる作業を開始する日の30日前の日</u></p> <p><u>2 条例第100条に規定する周辺環境配慮報告書は、周辺環境配慮報告書（第47号様式）とする。</u></p> <p><u>(変更等の届出)</u></p> <p><u>第89条の2 条例第101条第1項の規定による届出は、周辺環境配慮事業に係る変更（廃止）届出書（第47号様式の2）により行うものとする。</u></p> <p>第9章 （略）</p> <p>第10章 環境保全に係る知事の措置等 （公表）</p> <p>第90条の2 条例<u>第110条の3第1項</u>に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ～ (3) （略）</p> <p>第91条 （略） （事故時における物質の指定等）</p> <p>第92条 条例第113条第1項に規定する規則で定める物質は、<u>別表第16の2</u>に掲げる物質とする。</p>	<p>第9章 （略）</p> <p>第10章 環境保全に係る知事の措置等 （公表）</p> <p>第90条の2 条例<u>第110条の2</u>に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ～ (3) （略）</p> <p>第91条 （略） （事故時における物質の指定等）</p> <p>第92条 条例第113条第1項に規定する規則で定める物質は、<u>次</u>に掲げる物質とする。</p> <p><u>(1) 大気の汚染及び悪臭に係る物質</u></p> <p><u>ア アクロレイン</u></p> <p><u>イ アンモニア</u></p> <p><u>ウ 一酸化炭素</u></p> <p><u>エ 塩素及び塩化水素</u></p> <p><u>オ 黄燐</u></p>

新	旧
	<p> <u>カ</u> <u>カドミウム及びその化合物</u> <u>キ</u> <u>キシレン</u> <u>ク</u> <u>クロルスルホン酸</u> <u>ケ</u> <u>五塩化^{りん}燐</u> <u>コ</u> <u>三塩化^{りん}燐</u> <u>サ</u> <u>シアン化合物</u> <u>シ</u> <u>ジクロロメタン</u> <u>ス</u> <u>臭化メチル</u> <u>セ</u> <u>臭素</u> <u>ソ</u> <u>硝酸</u> <u>タ</u> <u>窒素酸化物</u> <u>チ</u> <u>テトラクロロエチレン</u> <u>ツ</u> <u>トリクロロエチレン</u> <u>テ</u> <u>トルエン</u> <u>ト</u> <u>鉛及びその化合物</u> <u>ナ</u> <u>二酸化硫黄</u> <u>ニ</u> <u>二酸化セレン</u> <u>ヌ</u> <u>ニッケルカルボニル</u> <u>ネ</u> <u>二硫化炭素</u> <u>ノ</u> <u>ピリジン</u> <u>ハ</u> <u>フェノール類</u> <u>ヒ</u> <u>弗^{ふっ}化水素及び弗^{ふっ}化珪^{けい}素</u> <u>フ</u> <u>ベンゼン</u> <u>ヘ</u> <u>ホスゲン</u> <u>ホ</u> <u>ホルムアルデヒド</u> <u>マ</u> <u>メタノール</u> <u>ミ</u> <u>メルカプタン</u> <u>ム</u> <u>硫化水素</u> <u>メ</u> <u>硫酸（三酸化硫黄を含む。）</u> <u>モ</u> <u>燐化水素</u> <u>(2)</u> <u>水質の汚濁に係る物質</u> <u>ア</u> <u>アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6を超えるものに限る。）</u> <u>イ</u> <u>カドミウム及びその化合物</u> </p>

新	旧
<p>2 条例第113条第1項の規定により知事が指定する機関は、各地域県政総合センター環境部とする。</p> <p><u>3 条例第113条第2項の規定による報告は、事故時等応急措置等報告書（第48号様式の2）により行うものとする。</u> （事故時応急措置等完了報告書）</p> <p>第93条 条例<u>第113条の2第2項</u>の規定による報告は、事故時等応急措置等完了報告書（第49号様式）により行うものとする。 （環境汚染に係る物質の指定）</p> <p>第93条の2 条例<u>第113条の3</u>に規定する規則で定める物質（以下「環境汚染原因物質」という。）は、別表第17の1の(1)の表の左欄、(2)の表の左欄及び(3)の表の左欄並びに別表第17の2の表の物質の欄に掲げる物質とする。</p> <p>2 条例<u>第113条の3</u>に規定する規則で定める基準値は、別表第17の1の(1)の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の1の(2)の表</p>	<p>ウ クロム及びその化合物</p> <p>エ 酸性物質（水素イオン濃度（水素指数）が5.8未満のものに限る。）</p> <p>オ シアン化合物</p> <p>カ 1, 3-ジクロロプロペン</p> <p>キ シマジン</p> <p>ク 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>ケ セレン及びその化合物</p> <p>コ チウラム</p> <p>サ チオベンカルブ</p> <p>シ 鉛及びその化合物</p> <p>ス 砒素及びその化合物</p> <p>セ フェノール類</p> <p>ソ ふっ素及びその化合物</p> <p>タ ポリ塩化ビフェニル</p> <p>チ 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）</p> <p>ツ ほう素及びその化合物</p> <p>テ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>ト 油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）</p> <p>2 条例第113条第1項の規定により知事が指定する機関は、各地域県政総合センター環境部とする。</p> <p>（事故時応急措置等完了報告書）</p> <p>第93条 条例<u>第113条第3項</u>の規定による報告は、事故時応急措置等完了報告書（第49号様式）により行うものとする。 （環境汚染に係る物質の指定）</p> <p>第93条の2 条例<u>第113条の2</u>に規定する規則で定める物質（以下「環境汚染原因物質」という。）は、別表第17の1の(1)の表の左欄、(2)の表の左欄及び(3)の表の左欄並びに別表第17の2の表の物質の欄に掲げる物質とする。</p> <p>2 条例<u>第113条の2</u>に規定する規則で定める基準値は、別表第17の1の(1)の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の1の(2)の表</p>

新	旧
<p>の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の1の(3)の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の2の表の物質の欄に掲げる物質にあっては、媒体の欄に掲げる媒体ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により測定された同表の基準値の欄に掲げる値とする。</p> <p>(環境汚染の状況確認に係る調査)</p> <p>第93条の3 条例第113条の5第1項に規定する規則で定める者は、同項に規定する環境汚染の原因である可能性があると認められる土地において、当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業を行っている者又は過去においてこれらの作業を行っていた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)とする。</p> <p>2 知事は、条例第113条の5第1項の規定により土地の所有者等に環境汚染の状況を確認するための調査を実施するよう指導するに当たり、土地の所有者等が環境汚染の原因の調査に必要な限度において効率的に調査が実施できるよう、技術的指導を行うものとする。</p> <p>3 条例第113条の5第2項の規定による報告は、環境汚染原因調査報告書(第50号様式)により行うものとする。</p> <p>(環境汚染の改善に係る指導等)</p> <p>第93条の4 条例第113条の6第1項に規定する規則で定める者は、<u>環境汚染の原因であることが認められた土地(以下「環境汚染原因地」という。)</u>において、当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者及び<u>条例第58条の3の規定に違反して当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質に係る条例第58条第2項に規定する規則で定める基準(別表第12の2の2に掲げる基準を除く。)</u>に適合しない汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行った者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)とする。</p> <p>2 条例第113条の6第1項の規定による報告は、環境汚染対策計画報告書(第51号様式)により行うものとする。</p> <p>3 条例第113条の6第2項の規定による報告は、環境汚染対策完了報告書(第52号様式)により行うものとする。</p> <p>4 条例第113条の6第4項に規定する規則で定める場合は、環境汚染原因地</p>	<p>の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の1の(3)の表の左欄に掲げる物質にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定された同表の中欄に掲げる値とし、別表第17の2の表の物質の欄に掲げる物質にあっては、媒体の欄に掲げる媒体ごとにそれぞれ同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により測定された同表の基準値の欄に掲げる値とする。</p> <p>(環境汚染の状況確認に係る調査)</p> <p>第93条の3 条例第113条の4第1項に規定する規則で定める者は、同項に規定する環境汚染の原因である可能性があると認められる土地において、当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業を行っている者又は過去においてこれらの作業を行っていた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)とする。</p> <p>2 知事は、条例第113条の4第1項の規定により土地の所有者等に環境汚染の状況を確認するための調査を実施するよう指導するに当たり、土地の所有者等が環境汚染の原因の調査に必要な限度において効率的に調査が実施できるよう、技術的指導を行うものとする。</p> <p>3 条例第113条の4第2項の規定による報告は、環境汚染原因調査報告書(第50号様式)により行うものとする。</p> <p>(環境汚染の改善に係る指導等)</p> <p>第93条の4 条例第113条の5第1項に規定する規則で定める者は、<u>環境汚染原因地</u>において、当該環境汚染の原因物質である環境汚染原因物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)とする。</p> <p>2 条例第113条の5第1項の規定による報告は、環境汚染対策計画報告書(第51号様式)により行うものとする。</p> <p>3 条例第113条の5第2項の規定による報告は、環境汚染対策完了報告書(第52号様式)により行うものとする。</p> <p>4 条例第113条の5第4項に規定する規則で定める場合は、環境汚染原因地</p>

新	旧
<p>から環境汚染原因物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合とする。</p> <p>(地下水の水質の浄化に係る命令)</p> <p>第93条の5 条例<u>第113条の7第1項</u>に規定する必要な限度は、地下水に含まれる<u>地下浸透禁止物質</u>の量について、別表第18の左欄に掲げる<u>地下浸透禁止物質</u>の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値(以下「浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「測定点」という。)において当該地下水に含まれる<u>地下浸透禁止物質</u>の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を2以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚濁原因地における<u>地下浸透禁止物質</u>を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる<u>地下浸透禁止物質</u>の量の削減目標(以下「削減目標」という。)を達成することとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示第59号」という。)(<u>地下浸透禁止物質</u>に該当する物質に係るものに限る。)が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域への<u>湧出口</u>に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>2 (略)</p>	<p>から環境汚染原因物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合とする。</p> <p>(地下水の水質の浄化に係る命令)</p> <p>第93条の5 条例<u>第113条の6第1項</u>に規定する必要な限度は、地下水に含まれる<u>特定有害物質</u>の量について、別表第18の左欄に掲げる<u>特定有害物質</u>の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値(以下「浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「測定点」という。)において当該地下水に含まれる<u>特定有害物質</u>の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を2以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚濁原因地における<u>特定有害物質</u>を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる<u>特定有害物質</u>の量の削減目標(以下「削減目標」という。)を達成することとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示第59号」という。)(<u>特定有害物質</u>に該当する物質に係るものに限る。)が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域への<u>ゆう出口</u>に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>2 (略)</p>
<p>第11章 雑則</p> <p><u>(申請書等の提出部数等)</u></p> <p>第94条 条例又はこの規則に基づき知事に提出する申請書等の提出部数は、次に掲げる部数とする。</p> <p>(1) 条例第2章、<u>第42条の3第1項及び第9章</u>の規定により知事に提出する申請書等は、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市の区域にあっては正本1通、それ以外の区域にあっては正本1通及びその写し1通とする。</p> <p>(2) 条例<u>第42条第1項及び第2項、第6章</u>第5節、第7章第2節<u>並びに第12章第3節</u>の規定により知事に提出する<u>書類</u>は、正本1通とする。</p>	<p>第11章 雑則</p> <p><u>(申請書等の提出部数)</u></p> <p>第94条 条例又はこの規則に基づき知事に提出する申請書等の提出部数は、次に掲げる部数とする。</p> <p>(1) 条例第2章の規定により知事に提出する申請書等は、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市の区域にあっては正本1通、それ以外の区域にあっては正本1通及びその写し1通とする。</p> <p>(2) 条例<u>第5章第2節、第6章第2節及び第5節、第7章第2節及び第3節並びに第12章第2節及び第3節並びにこの規則第15条第1項</u>の規</p>

新	旧
<p>(3) 条例第7章第5節の規定により知事に提出する書類は、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市及び厚木市の区域にあっては正本1通、それ以外の区域にあっては正本1通及びその写し1通とする。</p> <p><u>2 条例又はこの規則に基づく申請等を代理人が行うときは、当該代理人は、当該代理人が当該申請等についての権限を有することを証する書類を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、その提出を省略することができる。</u></p> <p>第95条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>23 条例附則第20項の規定により規則で定める基準は、変更後の揚水機の吐出口の断面積及び揚水機の原動機の定格出力がこの規則の施行の際現に設置されている揚水機の吐出口及び揚水機の原動機の定格出力に比して同等又はそれ以下であること（当該揚水機の吐出口の断面積及び揚水機の原動機の定格出力が第68条第1項に定める基準以下である場合においては、同項に定める基準）及び変更後の揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置がこの規則の施行の際現に設置されている揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置に比して同等又はより深いものであること（当該揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置が第68条第1項に定める基準より深い場合にあっては、同項に定める基準）とする。</p>	<p>定により知事に提出する申請書等は、<u>横浜市の区域にあっては正本1通及びその写し1通、それ以外の区域にあっては正本1通とする。</u></p> <p>(3) 条例第7章第5節の規定により知事に提出する申請書等は、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市及び厚木市の区域にあっては正本1通、それ以外の区域にあっては正本1通及びその写し1通とする。</p> <p>第95条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>23 条例附則第20項の規定により規則で定める基準は、変更後の揚水機の吐出口の断面積及び定格出力がこの規則の施行の際現に設置されている揚水機の吐出口及び定格出力に比して同等又はそれ以下であること（当該揚水機の吐出口の断面積及び定格出力が第68条第1項に定める基準以下である場合においては、同項に定める基準）及び変更後の揚水機のストレーナーの位置がこの規則の施行の際現に設置されている揚水機のストレーナーの位置に比して同等又はより深いものであること（当該揚水機のストレーナーの位置が第68条第1項に定める基準より深い場合にあっては、同項に定める基準）とする。</p>

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表 新旧対照表

新			旧		
別表第1 (第3条、第3条の2、第11条、第32条、第42条、第48条の7、第88条関係)			別表第1 (第3条、第5条、第6条、第11条、第14条、第32条、第42条関係)		
条例別表第1の作業	作業の内容	施設	条例別表第1の作業	作業の内容	施設
1～16 (略)	(略)	(略)	1～16 (略)	(略)	(略)
17 無機顔料の製造の作業	無機顔料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(5) (略) (6) 湿式分別施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u>	17 無機顔料の製造の作業	無機顔料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(5) (略) (6) 湿式分別施設
18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) (略) (2) (略) (3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u> (4)～(6) (略)	18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) (略) (2) (略) (3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (4)～(6) (略)
19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	無機化学工業製品の製造の作業(17及び18に掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(5) (略) (6) 蒸留施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u> (7) 抽出施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u> (8) (略) (9) 混合施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u> (10) 濃縮施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u> (11)～(15) (略)	19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	無機化学工業製品の製造の作業(17及び18に掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(5) (略) (6) 蒸留施設 (7) 抽出施設 (8) (略) (9) 混合施設 (10) 濃縮施設 (11)～(15) (略)
20～22 (略)	(略)	(略)	20～22 (略)	(略)	(略)
23 非鉄金属若しくはその合金の製造又は	非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の casting、塑性	(1) 金属溶解炉(鉛用溶解炉及び鉛用溶解炉以外のものに	23 非鉄金属若しくはその合金の製造又は	非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の casting、塑性	(1) 金属溶解炉(鉛用溶解炉並びに鉛用溶解炉以外のものにあっ

新			旧		
これらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>あつては、バーナーの燃料の燃焼能力が1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) ろ過施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u></p> <p>(8)～(12) (略)</p>	これらの鋳造、塑性加工若しくは熱処理の作業	加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>ては、バーナーの燃料の燃焼能力が1時間当たり50リットル以上であるもの及び変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であるものに限る。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) ろ過施設</p> <p>(8)～(12) (略)</p>
24～29 (略)	(略)	(略)	24～29 (略)	(略)	(略)
30 セメント又はセメント製品の製造の作業	セメント又はセメント製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 抄造施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u></p> <p>(8) (略)</p>	30 セメント又はセメント製品の製造の作業	セメント又はセメント製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 抄造施設 <u>(特定有害物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設 (以下「特定排水施設」という。)</u>に限る。)</p> <p>(8) (略)</p>
31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	ガラス又はガラス製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 洗浄施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>	31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	ガラス又はガラス製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 洗浄施設</p> <p>(4)～(8) (略)</p>
32 陶磁器の製造の作業	陶磁器の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 湿式分別施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u></p>	32 陶磁器の製造の作業	陶磁器の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 湿式分別施設</p>

新			旧		
		(6) 脱水施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u> (7) 成形施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u>			(6) 脱水施設 (7) 成形施設
33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業	炭素又は黒鉛製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(6) (略) (7) 冷却施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u>	33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業	炭素又は黒鉛製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(6) (略) (7) 冷却施設
34 29 から 33 までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	窯業製品又は土石製品の製造の作業 (29 から 33 までに掲げる作業を除く。) のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(5) (略) (6) 脱水施設 <u>(特定排水施設に限る。)</u> (7) 混合施設 (有機質砂壁材の製造の作業に用いられるもので、 <u>特定排水施設</u> に限る。) (8) (略)	34 29 から 33 までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業	窯業製品又は土石製品の製造の作業 (29 から 33 までに掲げる作業を除く。) のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(5) (略) (6) 脱水施設 (7) 混合施設 (有機質砂壁材の製造の作業に用いられるものに限る。) (8) (略)
35 飼料又は有機質肥料の製造の作業	<u>動植物性飼料</u> 又は有機質肥料の製造の作業 (農業又は漁業を営む者 (同居人を含む。) がその業に関して取得した物を加工する作業及びその者が消費するために加工する作業 <u>並びに 51 に掲げる作業のうち 51 の項の施設の欄の(8)、(21)及び(23)に掲げる施設のいずれかを用いる作業</u> を除く。) のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(9) (略) <u>(10) 乾燥施設</u>	35 飼料又は有機質肥料の製造の作業	<u>動物性飼料</u> 又は有機質肥料の製造の作業 (農業又は漁業を営む者 (同居人を含む。) がその業に関して取得した物を加工する作業及びその者が消費するために加工する作業を除く。) のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(9) (略)
36・37 (略)	(略)	(略)	36・37 (略)	(略)	(略)

新			旧		
38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業	木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(5) (略) (6) 湯煮施設 (蒸煮施設を <u>含む</u> 、 <u>特定排水施設に限る</u> 。) (7)～(10)	38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業	木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(5) (略) (6) 湯煮施設 (蒸煮施設を <u>含む</u> 。) (7)～(10)
39 (略)	(略)	(略)	39 (略)	(略)	(略)
40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業	畜産食料品又は水産食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) (略) (2) (略) (3) 原料処理施設 (<u>小規模排水施設を除く</u> 。) (4)～(7) (略)	40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業	畜産食料品又は水産食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) (略) (2) (略) (3) 原料処理施設 (<u>1日当たりの排水の量が20立方メートル未満である事業所に設置される施設 (以下「小規模排水施設」という)を除く</u> 。) (4)～(7) (略)
41～47 (略)	(略)	(略)	41～47 (略)	(略)	(略)
48 40 から 47 までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業	食料品の製造の作業 (40 から 47 までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(11) (略) (12) <u>磨砕施設 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)</u>	48 40 から 47 までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業	食料品の製造の作業 (40 から 47 までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(11) (略)
49・50 (略)	(略)	(略)	49・50 (略)	(略)	(略)
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) 金属、合成樹脂、ゴム、 <u>木材 (伐採木及び木の枝を含む。)</u> 、油脂類 (鉱物油及び有機溶剤を含む。) その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)か	(1) (略) (2) (略) (3) 洗浄施設 (<u>特定排水施設に限る。)</u> (4)～(10) (略) (11) 金属回収溶解槽 (<u>特定排水施設に限る。)</u> (12)・(13) (略)	51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	(1) 金属、合成樹脂、ゴム、油脂類 (鉱物油及び有機溶剤を含む。) その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(14)まで及び(17)から(19)までに掲げる施設のい	(1) (略) (2) (略) (3) <u>容器洗浄施設</u> (4)～(10) (略) (11) 金属回収溶解槽 (12)・(13) (略)

新			旧			
	<p>ら(14)まで及び(17)から(24)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業</p> <p>(2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p> <p>(3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場(埋立処分場を除く。)において行われる作業(53に掲げる作業を除く。)のうち右欄の(17)から(19)までに掲げる施設のうちいずれかを用いる作業</p>	<p>(14) <u>熱分解施設(乾留施設を含む。)</u></p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>(20) <u>コンベア施設(ベルトの幅が75センチメートル以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケツトの内容積が0.03立方メートル以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。)</u></p> <p>(21) <u>乾燥施設</u></p> <p>(22) <u>圧縮成形施設</u></p> <p>(23) <u>発酵施設</u></p> <p>(24) <u>メタン発酵施設</u></p>			<p>ずれかを用いる作業</p> <p>(2) 廃棄物の処理の作業のうち(1)から(16)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業</p> <p>(3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場(埋立処分場を除く。)において行われる作業(53に掲げる作業を除く。)のうち右欄の(17)から(19)までに掲げる施設のうちいずれかを用いる作業</p>	<p>(14) <u>乾留施設</u></p> <p>(15)～(19) (略)</p>
<p><u>51の2 汚染土壌の処理の作業</u></p>	<p><u>汚染された土地が含まれる一連の敷地内から搬出された汚染土壌の処理の作業のうち、右欄に掲げる施設のうちいずれかを用いる作業(法許可汚染土壌処理施設を用いる作業を除く。)</u></p>	<p>(1) <u>浄化等処理施設</u></p> <p>(2) <u>セメント製造施設</u></p> <p>(3) <u>分別等処理施設</u></p>	(新設)			

新			旧		
52 (略)	(略)	(略)	52 (略)	(略)	(略)
53 汚水又は廃液の処理の作業	2以上の事業所から排出される汚水及び廃液の共同処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 処理施設(2以上の事業所から排出される汚水及び廃液を共同で処理するものに限る。)	53 汚水又は廃液の処理の作業	2以上の事業所から排出される汚水又は廃液の共同処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業	(1) 処理施設(2以上の事業所から排出される汚水又は廃液を共同で処理するものに限る。)
54 廃ガスの燃焼又は分解の作業	廃ガスの燃焼又は分解の作業(51に掲げる作業のうち51の項の施設の欄の(15)に掲げる施設、51の2に掲げる作業のうち51の2の項の施設の欄の(1)に掲げる施設及び法許可浄化等処理施設のいずれかを用いる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) (略) (2) (略)	54 廃ガスの燃焼又は分解の作業	廃ガスの燃焼又は分解の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) (略) (2) (略)
55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(7) (略) (8) コンテナ洗浄施設(コンテナに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナの洗浄に係るもので、特定排水施設に限る。) (9) (略)	55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業	車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(7) (略) (8) コンテナ洗浄施設(コンテナに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナの洗浄に係るものに限る。) (9) (略)

新			旧		
56～60 (略)	(略)	(略)	56～60 (略)	(略)	(略)
61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうち右欄に掲げる施設のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうち右欄に掲げる施設のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ボイラー（電気ボイラー及び廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積（規格 B 8201 又は B 8203 に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。）が 10 平方メートル以上であるもの及びバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。） (2) (略)	61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうち右欄に掲げる施設のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) ボイラー（電気ボイラー及び廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積（規格 B 8201 又は B 8203 に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。）が 10 平方メートル以上であるもの又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるものに限る。） (2) (略)
62・63 (略)			62・63 (略)		
64 物の表面処理又はめっきの作業のうち右欄に掲げる施設のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	物の表面処理又はめっきの作業のうち右欄に掲げる施設のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) (略) (2) 脱脂洗浄施設（有機塩素系溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、 <u>1, 2-ジクロロエチレン</u> 、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタンに限	64 物の表面処理又はめっきの作業	物の表面処理又はめっきの作業のうち右欄に掲げる施設のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) (略) (2) 脱脂洗浄施設（有機塩素系溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、 <u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u> 、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタンに

新			旧		
		る。)を用いるもの及び当該有機塩素系溶剤以外の有機溶剤を用いる施設で脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500リットル以上であるものに限る。) (3) (略)			限る。)を用いるもの及び当該有機塩素系溶剤以外の有機溶剤を用いる施設で脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が500リットル以上であるものに限る。) (3) (略)
65 (略)	(略)	(略)	65 (略)	(略)	(略)
66 鉍物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業	鉍物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業 (29 <u>又は51の2</u> に掲げる作業に該当するものを除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(4) (略)	66 鉍物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業	鉍物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業(29に掲げる作業に該当するものを除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1)～(4) (略)
67～69 (略)	(略)	(略)	67～69 (略)	(略)	(略)

備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10ℓ
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)
固体燃料	16kg

2 備考1の規定にかかわらず、ガスエンジンにあっては、重油以外の燃料の重油の量への換算は、気体燃料は次の換算式により算出し、液体燃料は10リットルが重油10リットルに相当するものとして算出する。この場合において、当該換算式中気体燃料の発熱量は、総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は40,186.08kJ/ℓとする。

$$\text{重油換算量 (ℓ/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (Nm}^3/\text{h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/Nm}^3) \div \text{重油の発熱量 (kJ/ℓ)}$$

3 「特定排水施設」とは、地下浸透禁止物質を使用する施設及び排出

備考 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料10リットル、ガス燃料16ノルマル立方メートル(液化石油ガスにあっては、16キログラム)又は固体燃料16キログラムがそれぞれ重油10リットルに相当するものとして算定する。ただし、ガスエンジンにあっては、重油以外の燃料の重油の量への換算は、気体燃料は次の換算式により算出し、液体燃料は10リットルが重油10リットルに相当するものとして算出する。この場合において、当該換算式中気体燃料の発熱量は、総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は40,186.08kJ/ℓとする。

$$\text{重油換算量 (ℓ/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (Nm}^3/\text{h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/Nm}^3) \div \text{重油の発熱量 (kJ/ℓ)}$$

新	旧
<p><u>される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設をいう。</u></p> <p><u>4 「小規模排水施設」とは、1日当たりの排水の量が20立方メートル未満である事業所に設置される施設をいう。</u></p> <p><u>別表第1の2（第6条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>騒音の予測値の算出方法</u></p> <p><u>騒音の予測値の算出方法は、次に定めるとおりとする。ただし、他の方法により騒音の予測値を算出することができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>$L = A - B - C - D - E$</u></p> <p><u>(1) 「L」とは、騒音の予測値（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>(2) 「A」とは、発生源での騒音レベル（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>(3) 「B」とは、音源対策による減衰（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>(4) 「C」とは、距離減衰（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>(5) 「D」とは、建屋による減衰（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>(6) 「E」とは、防音対策による減衰（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>備考 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。</u></p> <p><u>別表第1の3（第6条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>振動の予測値の算出方法</u></p> <p><u>振動の予測値の算出方法は、次に定めるとおりとする。ただし、他の方法により振動の予測値を算出することができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>$L = A - B - C - D$</u></p> <p><u>(1) 「L」とは、振動の予測値（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>(2) 「A」とは、発生源での振動レベル（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>(3) 「B」とは、振動源対策による減衰（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>(4) 「C」とは、距離減衰（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>(5) 「D」とは、基礎対策による減衰（単位 デシベル）をいう。</u></p> <p><u>備考 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。</u></p> <p><u>別表第1の4（第27条の2関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>環境配慮推進事業所の登録の要件</u></p> <p><u>環境配慮推進事業所の登録の要件は、次のいずれかに適合するものとする。</u></p>	

新		旧																			
<p>1 登録を申請する年度前の3年間において、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 環境への負荷の低減に関する要件</p> <p>次の表の中欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容を実施している場合を1点として、点数の合計が全ての項目（事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除く。）の数に1点を乗じて得た点数の3割以上であること。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有害な物質の使用の回避</td> <td>原材料の選択</td> <td>物の製造に用いる原料には、無害な原料又はより有害性の低い原料を選択していること。</td> </tr> <tr> <td>有機塩素系溶剤の代替物質への転換</td> <td>トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤については、代替物質への転換を図ることとし、適当な代替物質がない場合には、施設の密閉化等の排出防止対策を実施していること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">有害な物質の発生の防止</td> <td>良質な燃料の使用</td> <td>都市ガス、液化石油ガス、灯油その他の硫黄酸化物、窒素酸化物、粒子状物質等の発生量がより少ない良質燃料を使用していること。</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物の発生抑制</td> <td>ボイラー等の燃焼機器については、低ノックスバーナー、排ガス再循環方式の機器を採用すること等により窒素酸化物の発生量を減少させていること。</td> </tr> <tr> <td>燃焼機器の適正使用</td> <td>燃焼機器の運転管理に当たっては、適正な燃焼空気比を維持していること。</td> </tr> <tr> <td>燃焼の適正管理の徹底</td> <td>焼却炉の使用に当たっては、焼却物投入量を適正に維持すること、燃焼を管理する担当者を現場に配置すること等により燃焼の適正管理を徹底すること。</td> </tr> <tr> <td>二次生成汚染物質の発生抑制</td> <td>浮遊粒子状物質、窒素酸化物、炭化水素系物質等二次生成汚染物質の生成要因となる物質の使用及び排出を削減していること。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	項目	内容	有害な物質の使用の回避	原材料の選択	物の製造に用いる原料には、無害な原料又はより有害性の低い原料を選択していること。	有機塩素系溶剤の代替物質への転換	トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤については、代替物質への転換を図ることとし、適当な代替物質がない場合には、施設の密閉化等の排出防止対策を実施していること。	有害な物質の発生の防止	良質な燃料の使用	都市ガス、液化石油ガス、灯油その他の硫黄酸化物、窒素酸化物、粒子状物質等の発生量がより少ない良質燃料を使用していること。	窒素酸化物の発生抑制	ボイラー等の燃焼機器については、低ノックスバーナー、排ガス再循環方式の機器を採用すること等により窒素酸化物の発生量を減少させていること。	燃焼機器の適正使用	燃焼機器の運転管理に当たっては、適正な燃焼空気比を維持していること。	燃焼の適正管理の徹底	焼却炉の使用に当たっては、焼却物投入量を適正に維持すること、燃焼を管理する担当者を現場に配置すること等により燃焼の適正管理を徹底すること。	二次生成汚染物質の発生抑制	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、炭化水素系物質等二次生成汚染物質の生成要因となる物質の使用及び排出を削減していること。	
分類	項目	内容																			
有害な物質の使用の回避	原材料の選択	物の製造に用いる原料には、無害な原料又はより有害性の低い原料を選択していること。																			
	有機塩素系溶剤の代替物質への転換	トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤については、代替物質への転換を図ることとし、適当な代替物質がない場合には、施設の密閉化等の排出防止対策を実施していること。																			
有害な物質の発生の防止	良質な燃料の使用	都市ガス、液化石油ガス、灯油その他の硫黄酸化物、窒素酸化物、粒子状物質等の発生量がより少ない良質燃料を使用していること。																			
	窒素酸化物の発生抑制	ボイラー等の燃焼機器については、低ノックスバーナー、排ガス再循環方式の機器を採用すること等により窒素酸化物の発生量を減少させていること。																			
	燃焼機器の適正使用	燃焼機器の運転管理に当たっては、適正な燃焼空気比を維持していること。																			
	燃焼の適正管理の徹底	焼却炉の使用に当たっては、焼却物投入量を適正に維持すること、燃焼を管理する担当者を現場に配置すること等により燃焼の適正管理を徹底すること。																			
	二次生成汚染物質の発生抑制	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、炭化水素系物質等二次生成汚染物質の生成要因となる物質の使用及び排出を削減していること。																			

新			旧
<u>光化学オキシダントの発生の防止</u>	<u>揮発性有機化合物の排出抑制</u>	<u>揮発性有機化合物の年間の排出量及び削減の目標値を掲げた自主行動計画を作成し、削減目標の達成状況の把握及び評価を行っていること。</u>	
	<u>揮発性有機化合物の削減目標の達成状況の公表</u>	<u>揮発性有機化合物の削減目標の達成状況の結果を積極的に公表していること。</u>	
	<u>揮発性有機化合物を含む塗料等の使用量削減</u>	<u>塗料及び不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業に当たっては、揮発性有機化合物を含む塗料及び溶剤の使用量を削減していること。</u>	
	<u>低揮発性有機化合物含有量の塗料等への転換</u>	<u>揮発性有機化合物を含まないか又は含有量の少ない塗料及び溶剤への転換を行っていること。</u>	
<u>騒音及び振動の低減</u>	<u>機械類の防音又は防振対策</u>	<u>騒音の発生源となる機械類には消音器、防音カバー又は防音壁の設置等の防音対策を講じ、振動の発生源となる機械類には防振ゴム又は防振架台の設置等の防振対策を講じていること。</u>	
	<u>建物の防音対策</u>	<u>建物の中において騒音を伴う作業を行う場合にあつては、建物に吸音材を用いて騒音を減衰していること。</u>	
	<u>建物の配置</u>	<u>周辺の地域への騒音又は振動を減衰するため、著しい騒音又は振動を伴う作業を行う建物を敷地の中央に配置し、他の建物をその周囲に配置していること。</u>	
<u>公害防止管理の徹底</u>	<u>自主的かつ積極的な排煙及び排水の測定の実施</u>	<u>自主的かつ積極的に排煙及び排水の測定を実施し、その結果を記録していること。</u>	
	<u>施設及び設備の定常状態等の把握</u>	<u>工程、生産量の変動等事業内容、事業所の形態等に応じ、排煙及び排水の測定が必要な施設及び設備の定常時及び負荷変動時の状態を把握しているこ</u>	

新			旧		
		<u>と。</u>			
	<u>排煙及び排水の測定</u> の周知徹底	<u>排煙及び排水の測定方法、測定の実施体制、測定結果の管理体制等を明確化し、周知徹底していること。</u>			
	<u>技術的な検証の実施</u>	<u>排煙の濃度が変動する要因を検証し、排煙の排出の制御方法や施設の運転管理の効率について技術的な検証を十分行っていること。</u>			
	<u>精度管理の体制の整備</u>	<u>法令の規定により適正な方法で実施された排煙及び排水の測定であること及びその測定結果の精度の管理に信頼があることを検証し、管理する体制を整備していること。</u>			
<u>水の再利用等</u>	<u>水の使用量の削減</u>	<u>冷却水の循環使用、生産工程における水の再利用等により水の使用量を削減していること。</u>			
<u>エネルギーの有効活用</u>	<u>エネルギーの消費の見直し</u>	<u>エネルギーの使用の合理化により燃料使用量及び電力使用量を削減していること。</u>			
	<u>新エネルギー等の活用</u>	<u>太陽光発電等の新エネルギー等を活用していること。</u>			
<u>公共用水域の富栄養化の防止</u>	<u>窒素及び^{りん}の削減及び除去</u>	<u>窒素又は^{りん}を含有する副原料等の使用量を削減するとともに、窒素又は^{りん}を含む排水を排出する場合には、窒素又は^{りん}を除去する機能を有する排水処理施設を設置していること。</u>			
<u>公共用水域の汚濁負荷の防止</u>	<u>定期的な排水の測定及び記録の保管</u>	<u>公共用水域に排出される排水の規制基準が設けられている項目について、定期的に排水の汚濁状態を測定し、その結果を記録していること。</u>			
<u>地下水の保全</u>	<u>地下水の採取量の削減</u>	<u>冷却水の循環使用、生産工程における水の再利用等により地下水の採取量を削減していること。</u>			

新	旧
---	---

	<u>地下水のかん養</u>	<u>雨水の浸透効果が高い升の設置、舗装方法の採用等により地下水のかん養を行っていること。</u>
<u>自動車の使用に伴う環境負荷の低減</u>	<u>低公害車の導入</u>	<u>低公害車を優先して導入する計画を策定していること。</u>
	<u>燃費目標の設定</u>	<u>燃費目標を設定し、達成に向け取り組んでいること。</u>
	<u>エコドライブに関する教育の実施</u>	<u>従業員に対しエコドライブに関する教育を定期的実施していること。</u>
	<u>関係者へのエコドライブ実施要請</u>	<u>取引のある運送事業者等に対し、低公害車の優先利用とエコドライブの実施を要請していること。</u>

(2) 化学物質の適正な管理に関する要件

次の表の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容のうち、第1段階の内容を実施している場合は1点、第1段階及び第2段階の内容を実施している場合は2点、第1段階から第3段階までの内容を実施している場合は3点として、点数の合計が全ての項目（事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除く。）の数に3点を乗じて得た点数の6割以上であること。

<u>項 目</u>	<u>内 容</u>		
	<u>第1段階</u>	<u>第2段階</u>	<u>第3段階</u>
<u>化学物質の管理体制の整備</u>	<u>管理組織の整備</u>	<u>連絡体制の明確化</u>	<u>責任者の選任</u>
	<u>化学物質の適正管理について検討し、実施することを目的とする経営部門、事業部門、環境安全部門等を包括した組織を整備していること。</u>	<u>責任者、役割分担、連絡体制等を明確にし、事業所の長から各部門の担当者に至るまで十分な意思疎通を図っていること。</u>	<u>取り扱う化学物質の性状及び取り扱い、施設及び設備の管理等に関し必要な知識や経験等を有する者を化学物質を取り扱う部門の責任者として選</u>

新				旧			
<u>化学物質管理規程類の整備</u>	<u>規程類の整備</u>	<u>定期的な点検</u>	<u>任していること。</u> <u>点検結果の見直し</u>				
	<u>事業所内の組織及びその職務の内容並びに化学物質の取扱い及び管理方法等を定めた化学物質管理規程類を整備していること。</u>	<u>点検計画により、化学物質管理規程類の点検を定期的実施していること。</u>	<u>化学物質管理規定類について、定期点検の結果に基づき、必要な見直しを行っていること。</u>				
<u>化学物質管理の徹底</u>	<u>研修の実施</u>	<u>従業員等への周知徹底</u>	<u>情報の提供</u>				
	<u>従業員等に対し計画的かつ定期的に化学物質の適正な管理の仕組みについての研修を行っていること。</u>	<u>事業所内の適切な箇所に管理体制図、化学物質の安全情報等必要な事項を表示し、従業員等へ周知徹底していること。</u>	<u>近隣住民等に対し、定期的に事業所の化学物質に関する取組状況についての情報を提供していること。</u>				
<u>化学物質の有害性等の評価</u>	<u>有害性等の把握</u>	<u>安全性影響度の評価</u>	<u>新規導入化学物質等の評価</u>				
	<u>取り扱う化学物質の成分、物理化学的性状、危険性、有害性、生態系への影響、関連する法規、汚染及び事故の事例等に係る情報を収集していること。</u>	<u>化学物質の安全性影響度の評価に関する指針に基づき、安全性影響度（化学物質による人への影響及び生態系への影響の度合をいう。）を評価し、その結果に基づき環境に影響を</u>	<u>新規に化学物質又は代替物質を導入する場合は、あらかじめその危険性及び有害性等を評価するための基準を定め、評価を行っていること。</u>				

新				旧			
		<u>及ぼすおそれを低減するための管理目標を定めていること。</u>					
<u>工程管理</u>	<u>化学物質の量及び使用等の方法の把握</u>	<u>代替技術の情報収集</u>	<u>工程管理対策</u>				
	<u>化学物質の受入れ、保管、使用及び製造の量及び方法を把握し、記録していること。</u>	<u>生産工程中の化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術又は機器の情報並びに危険性及び有害性の低い代替物質の情報を収集していること。</u>	<u>危険性及び有害性が高い化学物質、生態系への影響がある化学物質又は排出量の多い化学物質から順次使用量及び排出量の削減をしていること。</u>				
<u>排出処理</u>	<u>作業工程等の維持管理</u>	<u>技術の情報収集</u>	<u>排出処理対策</u>				
	<u>作業工程の合理化、密閉性の高い機器の使用及び適正な維持管理等を行っていること。</u>	<u>排煙、排水及び廃棄物の中に含まれる化学物質の回収、除去及び処理のための技術並びに設備の情報を収集していること。</u>	<u>排煙、排水及び廃棄物の中に含まれる化学物質の回収、除去及び処理のための技術並びに設備を導入するとともに、その適正な維持管理を行うこと。</u>				
<u>自己監視及び自主測定</u>	<u>排出の量の把握</u>	<u>環境汚染の未然防止</u>	<u>環境汚染の実態把握</u>				
	<u>排煙及び排水の測定又は化学物質の使用量等からの推計等によ</u>	<u>化学物質の土壌への漏えいや施設外への流出等を未然に防止す</u>	<u>取扱いのある有害な化学物質の使用履歴を基に、事業所内の土壌</u>				

新				旧			
	<u>り、化学物質の大気、水及び土壌への排出の量を把握していること。</u>	<u>るための施設を設置していること。</u>	<u>及び地下水の調査等を実施し、汚染の有無の実態を把握していること。</u>				
<u>未然防止対策</u>	<u>施設及び設備等の整備</u>	<u>事故防止体制の整備</u>	<u>訓練の実施</u>				
	<u>環境汚染を未然に防止するため、災害及び事故の発生防止に十分配慮し、公害を防止するための設備等を設置していること。</u>	<u>災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を未然に防止するための作業規準を作成し、施設の保守及び点検、巡視等を実施していること。</u>	<u>定期的に災害及び事故に対応するための訓練を実施していること。</u>				
<u>災害及び事故への対応</u>	<u>関係機関等への通報</u>	<u>周辺地域等への周知</u>	<u>県民への情報の提供</u>				
	<u>化学物質の漏えい、流出等が確認された場合は、速やかに関係機関等へ通報する体制を整備していること。</u>	<u>近隣住民等及び近接する配慮施設（学校、病院、福祉施設等をいう。）への連絡体制を整備していること。</u>	<u>化学物質の漏えい事故、土壌汚染等が判明した場合は、近隣住民等に対して情報を提供するとともに、事実関係の公表に努めていること。</u>				
<u>化学物質を含む廃棄物の適正処理</u>	<u>廃棄物の発生抑制</u>	<u>廃棄物の適正保管</u>	<u>廃棄物の適正処理</u>				
	<u>化学物質を含む廃棄物の削減計画等を作成し、廃棄物の発生抑制に努めている</u>	<u>化学物質を性状に応じた方法で保管し、長期にわたる保管は避け、速やかに処理及</u>	<u>処理に伴う化学反応等についての情報を収集し、保管、運搬、処理及び処分に当た</u>				

新				旧			
	<u>こと。</u>	<u>び処分している</u> <u>こと。</u>	<u>る者に情報を提</u> <u>供し、適正な処理</u> <u>を行っているこ</u> <u>と。</u>				
<p>(3) <u>環境に係る組織体制の整備に関する要件</u> <u>次の表の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容のうち、第1段階の内容を実施している場合は1点、第1段階及び第2段階の内容を実施している場合は2点、第1段階から第3段階までの内容を実施している場合は3点として、点数の合計が全ての項目（事業内容、事業所の形態等から判断して該当しないと認められる項目を除く。）の数に3点を乗じて得た点数の6割以上であること。</u></p>							
項 目	内 容			項 目	内 容		
	第1段階	第2段階	第3段階		第1段階	第2段階	第3段階
<u>環境の保全</u> <u>のための基</u> <u>本方針</u>	<u>基本方針の作成</u>	<u>定期的な点検</u>	<u>点検結果の見直し</u>				
	<u>環境の保全の取組</u> <u>に関する理念及び</u> <u>行動指針を取りま</u> <u>とめた基本方針を</u> <u>定め、公表している</u> <u>こと。</u>	<u>点検計画により、</u> <u>基本方針の点検</u> <u>を定期的</u> <u>に実施</u> <u>していること。</u>	<u>基本方針につい</u> <u>て、定期点検の結</u> <u>果に基づき、必要</u> <u>な見直しを行って</u> <u>いること。</u>				
<u>環境の保全</u> <u>のための行</u> <u>動目標</u>	<u>行動目標の設定</u>	<u>定期的な点検</u>	<u>点検結果の見直し</u>				
	<u>事業活動が及ぼす</u> <u>環境への影響の程</u> <u>度について適切に</u> <u>把握した上で、基本</u> <u>方針を達成するた</u> <u>めの具体的な行動</u> <u>目標を設定してい</u> <u>ること。</u>	<u>点検計画により、</u> <u>行動目標の点検</u> <u>を定期的</u> <u>に実施</u> <u>していること。</u>	<u>行動目標につい</u> <u>て、定期点検の結</u> <u>果に基づき、必要</u> <u>な見直しを行って</u> <u>いること。</u>				
<u>環境の保全</u> <u>のための行</u> <u>動計画</u>	<u>行動計画の作成</u>	<u>定期的な点検</u>	<u>点検結果の見直し</u>				
	<u>行動目標を達成す</u> <u>るための手段、日</u> <u>程、責任部課等を明</u>	<u>点検計画により、</u> <u>行動計画の点検</u> <u>を定期的</u> <u>に実施</u>	<u>行動計画につい</u> <u>て、定期点検の結</u> <u>果に基づき、必要</u>				

新				旧			
	<u>らかにした行動計画を定めていること。</u>	<u>していること。</u>	<u>な見直しを行っていること。</u>				
<u>環境の保全のための体制の整備</u>	<u>体制の明確化</u> <u>環境の保全に係る管理責任者、専門の部課等又は担当者を設置していること。</u>	<u>組織図の作成</u> <u>環境の保全のための体制を明示した組織図を作成していること。</u>	<u>定期的な見直し</u> <u>体制の整備について、定期点検の結果に基づき、必要な見直しを行っていること。</u>				
<u>環境会計の実施</u>	<u>算定基準の作成</u> <u>対象期間、集計範囲、環境の保全のための費用、環境保全効果、経済効果の内容及び算定基準を定めていること。</u>	<u>内部評価の実施</u> <u>環境保全対策に要した費用をその費用対効果で評価していること。</u>	<u>結果の公表</u> <u>環境の保全のための取組を定量的に測定して結果を公表していること。</u>				
<u>環境に関する法令の遵守状況の確認</u>	<u>内部の確認体制の整備</u> <u>事業活動との関係が強い法令の規制等の遵守状況を定期又は不定期に内部で確認する体制を整備していること。</u>	<u>定期的な点検</u> <u>点検計画により、環境に関する法令の遵守状況の確認を定期的に実施していること。</u>	<u>点検結果の見直し</u> <u>環境に関する法令の遵守状況について、定期点検の結果に基づき、必要な見直しを行っていること。</u>				
<u>施設等の点検管理の規準の整備</u>	<u>点検管理の規準の整備</u> <u>関係する設備、工程等の稼働状況、水、燃料、原材料等の使用量、廃棄物の発生量等を日常的に点検管理するための規準を整備していること。</u>	<u>点検管理の実施</u> <u>施設等の点検管理の規準に基づき、点検管理を実施していること。</u>	<u>点検結果の見直し</u> <u>施設等の点検管理の規準について、点検の結果に基づき、必要な見直しを行っていること。</u>				
<u>環境の保全</u>	<u>従業員教育の実施</u>	<u>研修の実施</u>	<u>社会貢献活動の奨励</u>				

新				旧			
<u>のための従業員の教育</u>	<u>基本方針、行動目標及び行動計画を周知するとともに、理解させていること。</u>	<u>必要に応じて、従業員の自己啓発のための職場内の研究会等の機会を確保していること。</u>	<u>励</u>	<u>地域で行われている環境の保全のための活動への従業員の参加を奨励していること。</u>			
<u>環境に係る情報の把握及び提供の仕組みの整備</u>	<u>環境に係る情報の把握</u> <u>環境に関する取組状況の記録、事業活動又は製品等が環境に与える負荷の程度その他の環境に係る情報を把握していること。</u>	<u>体制の明確化</u> <u>情報の提供の要請に対応するための窓口となる部課等又は担当者を定めていること。</u>	<u>情報の提供</u> <u>環境情報を積極的に提供していること。</u>				
<u>事故時及び非常時における対応の仕組みの整備</u>	<u>日常点検の徹底</u> <u>公害が生じ、又は生じるおそれがないよう事故等の可能性を予測し、防災に係る設備を整備し、日常からの点検を徹底していること。</u>	<u>対応手順の作成</u> <u>事故等の発生時の通報、必要な措置等の対応手順を定めていること。</u>	<u>訓練の実施</u> <u>過去における事故等の記録、他の事業所における事故等の事例等に基づき、事故等を想定した訓練を実施していること。</u>				
<u>2 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。</u> <u>(1) 近隣住民等と生活環境の保全に係る協定を締結していること。</u> <u>(2) 環境情報を提供するための説明会を毎年1回以上定期的に開催していること。</u>							
別表第2 <u>(第30条、第32条関係)</u> 排煙の規制基準(硫黄酸化物) 事業所において排出する硫黄酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。				別表第2 <u>(第14条、第30条、第32条関係)</u> 排煙の規制基準(硫黄酸化物) 事業所において排出する硫黄酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。			

新	旧								
<p>1 横浜市、川崎市及び横須賀市の区域</p> <p>(1) 一の事業所に設置されている<u>硫黄酸化物を発生する全て</u>の排煙発生施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を次の表の備考6に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が1時間当たり1.0キロリットル以上である指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所（以下この表において「硫黄酸化物に係る特定事業所」という。）</p>	<p>1 横浜市、川崎市及び横須賀市の区域</p> <p>(1) 一の事業所に設置されている<u>すべて</u>の排煙発生施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を次の表の備考6に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が1時間当たり1.0キロリットル以上である指定事業所（以下この表において「硫黄酸化物に係る特定事業所」という。）</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 432 629 544">横浜市鶴見区、神奈川区、西区及び中区並びに川崎市川崎区及び幸区の区域（以下「甲地域」という。）</td> <td data-bbox="629 432 1093 544">横浜市及び川崎市の区域のうち甲地域を除く区域並びに横須賀市の区域（以下「乙地域」という。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 544 629 625">$Q = 1.5W^{0.865} + 0.5 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$</td> <td data-bbox="629 544 1093 625">$Q = 2.5W^{0.865} + 0.8 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$</td> </tr> </table>	横浜市鶴見区、神奈川区、西区及び中区並びに川崎市川崎区及び幸区の区域（以下「甲地域」という。）	横浜市及び川崎市の区域のうち甲地域を除く区域並びに横須賀市の区域（以下「乙地域」という。）	$Q = 1.5W^{0.865} + 0.5 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$	$Q = 2.5W^{0.865} + 0.8 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1151 432 1610 544">横浜市鶴見区、神奈川区、西区及び中区並びに川崎市川崎区及び幸区の区域（以下「甲地域」という。）</td> <td data-bbox="1610 432 2074 544">横浜市及び川崎市の区域のうち甲地域を除く区域並びに横須賀市の区域（以下「乙地域」という。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 544 1610 625">$Q = 1.5W^{0.865} + 0.5 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$</td> <td data-bbox="1610 544 2074 625">$Q = 2.5W^{0.865} + 0.8 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$</td> </tr> </table>	横浜市鶴見区、神奈川区、西区及び中区並びに川崎市川崎区及び幸区の区域（以下「甲地域」という。）	横浜市及び川崎市の区域のうち甲地域を除く区域並びに横須賀市の区域（以下「乙地域」という。）	$Q = 1.5W^{0.865} + 0.5 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$	$Q = 2.5W^{0.865} + 0.8 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$
横浜市鶴見区、神奈川区、西区及び中区並びに川崎市川崎区及び幸区の区域（以下「甲地域」という。）	横浜市及び川崎市の区域のうち甲地域を除く区域並びに横須賀市の区域（以下「乙地域」という。）								
$Q = 1.5W^{0.865} + 0.5 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$	$Q = 2.5W^{0.865} + 0.8 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$								
横浜市鶴見区、神奈川区、西区及び中区並びに川崎市川崎区及び幸区の区域（以下「甲地域」という。）	横浜市及び川崎市の区域のうち甲地域を除く区域並びに横須賀市の区域（以下「乙地域」という。）								
$Q = 1.5W^{0.865} + 0.5 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$	$Q = 2.5W^{0.865} + 0.8 \{ (W + W_i) \cdot 0.865 - W \cdot 0.865 \}$								
<p>備考 1 「Q」とは、硫黄酸化物に係る特定事業所において排出することができる硫黄酸化物の量（単位Nm³/h）をいう。</p> <p>2 「W」とは、硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日（小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）前から設置されている<u>全て</u>の排煙発生施設（大気汚染防止法第6条第1項の規定に相当する電気事業法（昭和39年法律第170号）又はガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定による許可若しくは認可の申請又は届出がされた電気工作物又はガス工作物である硫黄酸化物に係る施設を含む。以下同じ。）において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位k_t/h）の合計量をいう。</p> <p>3 「W_i」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量をいう。</p> <p>(1) 硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日（小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）以後新たに設置された<u>全て</u>の排煙発生施設（昭和51年4月1日前に大気汚染防止法第6条第1項の規定による届出がされた施設を除く。）において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位k_t/h）の合計量</p>	<p>備考 1 「Q」とは、硫黄酸化物に係る特定事業所において排出することができる硫黄酸化物の量（単位Nm³/h）をいう。</p> <p>2 「W」とは、硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日（小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）前から設置されている<u>すべて</u>の排煙発生施設（大気汚染防止法第6条第1項の規定に相当する電気事業法（昭和39年法律第170号）又はガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定による許可若しくは認可の申請又は届出がされた電気工作物又はガス工作物である硫黄酸化物に係る施設を含む。以下同じ。）において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位k_t/h）の合計量をいう。</p> <p>3 「W_i」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量をいう。</p> <p>(1) 硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日（小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）以後新たに設置された<u>すべて</u>の排煙発生施設（昭和51年4月1日前に大気汚染防止法第6条第1項の規定による届出がされた施設を除く。）において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位k_t/h）の合計量</p>								

新	旧
<p>(2) 硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日（小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日）前から設置されている<u>全て</u>の排煙発生施設のうち、昭和51年4月1日（小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日）以後に構造等の変更がされた排煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量（昭和51年4月1日前に大気汚染防止法第8条第1項の規定による届出がされた硫黄酸化物に係る施設（<u>同項</u>の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による許可若しくは認可の申請又は届出がされた電気工作物又はガス工作物である硫黄酸化物に係る施設を含む。）のうち、同日以後に当該届出に係る構造等の変更がされた排煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により加した部分の原料及び燃料の量を除く。）を重油の量に換算した量（単位k_t/h）の合計量</p> <p>4 <u>硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる方法により算定される硫黄酸化物の量とする。</u></p> <p><u>(1) 規格K0103に定める方法により排出ガス中の硫黄酸化物の濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定する方法</u></p> <p><u>(2) 規格K2541-1から2541-7までに定める方法により液体燃料中の硫黄含有率を、規格M8813に定める方法により固体燃料中の硫黄含有率を、規格Z8762-1から8762-4までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法</u></p> <p><u>(3) 硫黄酸化物の量の測定法(昭和57年環境庁告示第76号)に定める方法</u></p> <p>5 「W」及び「W_i」に係る原料及び燃料の使用量は、発煙発生施設（使用を廃止された施設、予備として設置される施設（専ら他の施設が停止されている間使用されるものに限る。）及び使用</p>	<p>(2) 硫黄酸化物に係る特定事業所に昭和51年4月1日（小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日）前から設置されている<u>すべて</u>の排煙発生施設のうち、昭和51年4月1日（小型ボイラーにあっては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあっては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあっては平成3年2月1日）以後に構造等の変更がされた排煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量（昭和51年4月1日前に大気汚染防止法第8条第1項の規定による届出がされた硫黄酸化物に係る施設（<u>大気汚染防止法第8条第1項</u>の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による許可若しくは認可の申請又は届出がされた電気工作物又はガス工作物である硫黄酸化物に係る施設を含む。）のうち、同日以後に当該届出に係る構造等の変更がされた排煙発生施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により加した部分の原料及び燃料の量を除く。）を重油の量に換算した量（単位k_t/h）の合計量</p> <p>4 <u>硫黄酸化物の量は、規格K0103に定める方法により排出ガス中の硫黄酸化物の濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定し、若しくは規格K2541に定める方法により燃料の硫黄含有率を測定して、算定される硫黄酸化物の量又は硫黄酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第76号）に定める方法により算定される硫黄酸化物の量とする。</u></p> <p>5 「W」及び「W_i」に係る原料及び燃料の使用量は、発煙発生施設（使用を廃止された施設、予備として設置される施設（専ら他の施設が停止されている間使用されるものに限る。）及び使用</p>

新	旧				
<p>使用を休止されている施設を除く。)を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量により認定する。</p> <p>6 原料及び燃料の量の重油の量への換算は、硫酸化物に係る特定事業所等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法(昭和50年環境庁告示第13号)別表の1、2、4及び5に定めるところによるもののほか、次に定めるところとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(2) 排煙発生施設が設置されている指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所で硫酸化物に係る特定事業所以外のものの</p> <p>(略)</p> <p>備考 硫酸化物の含有率の測定方法は、石油系液体燃料中のものについては規格K2541-1から2541-7までに定める方法により、固体燃料中のものについては規格M8813に定める全硫黄の定量方法によること。</p>	<p>を休止されている施設を除く。)を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量により認定する。</p> <p>6 原料及び燃料の量の重油の量への換算は、硫酸化物に係る特定事業所等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法(昭和50年環境庁告示第13号)別表の1、2、4及び5に定めるところによるもののほか、次に定めるところとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(2) 排煙発生施設が設置されている指定事業所で硫酸化物に係る特定事業所以外のもの</p> <p>(略)</p> <p>備考 硫酸化物の含有率の測定方法は、規格K2541に定める方法によること。</p>				
<p>2 横浜市、川崎市及び横須賀市の区域以外の区域</p> <p><u>指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所</u></p>	<p>2 横浜市、川崎市及び横須賀市の区域以外の区域</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 874 622 1200"> <p>1 一の事業所に設置されている硫酸化物を発生する全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考5に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が1時間当たり1.0キロリットル以上である場合</p> </td> <td data-bbox="622 874 1070 1200"> $Q = 4.0W^{0.926} + 2.0 \{ (W + W_i) 0.926 - W^{0.926} \}$ </td> </tr> </table>	<p>1 一の事業所に設置されている硫酸化物を発生する全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考5に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が1時間当たり1.0キロリットル以上である場合</p>	$Q = 4.0W^{0.926} + 2.0 \{ (W + W_i) 0.926 - W^{0.926} \}$	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1155 874 1603 1200"> <p>1 一の事業所に設置されている硫酸化物に係るすべての指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考5に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が1時間当たり1.0キロリットル以上である指定事業所</p> </td> <td data-bbox="1603 874 2074 1200"> $Q = 4.0W^{0.926} + 2.0 \{ (W + W_i) 0.926 - W^{0.926} \}$ </td> </tr> </table>	<p>1 一の事業所に設置されている硫酸化物に係るすべての指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考5に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が1時間当たり1.0キロリットル以上である指定事業所</p>	$Q = 4.0W^{0.926} + 2.0 \{ (W + W_i) 0.926 - W^{0.926} \}$
<p>1 一の事業所に設置されている硫酸化物を発生する全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考5に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が1時間当たり1.0キロリットル以上である場合</p>	$Q = 4.0W^{0.926} + 2.0 \{ (W + W_i) 0.926 - W^{0.926} \}$				
<p>1 一の事業所に設置されている硫酸化物に係るすべての指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考5に定めるところにより重油の量に換算した量の合計量が1時間当たり1.0キロリットル以上である指定事業所</p>	$Q = 4.0W^{0.926} + 2.0 \{ (W + W_i) 0.926 - W^{0.926} \}$				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1206 622 1385"> <p>2 硫酸化物を発生する指定施設を設置する指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所であって、1に掲げる場合以外の場合</p> </td> <td data-bbox="622 1206 1070 1385"> $Q = 4.5W + 3.2W_i$ </td> </tr> </table>	<p>2 硫酸化物を発生する指定施設を設置する指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所であって、1に掲げる場合以外の場合</p>	$Q = 4.5W + 3.2W_i$	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1155 1206 1603 1385"> <p>2 硫酸化物に係る指定施設が設置されている指定事業所であって、1に掲げる指定事業所以外の指定事業所</p> </td> <td data-bbox="1603 1206 2074 1385"> $Q = 4.5W + 3.2W_i$ </td> </tr> </table>	<p>2 硫酸化物に係る指定施設が設置されている指定事業所であって、1に掲げる指定事業所以外の指定事業所</p>	$Q = 4.5W + 3.2W_i$
<p>2 硫酸化物を発生する指定施設を設置する指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する指定外事業所であって、1に掲げる場合以外の場合</p>	$Q = 4.5W + 3.2W_i$				
<p>2 硫酸化物に係る指定施設が設置されている指定事業所であって、1に掲げる指定事業所以外の指定事業所</p>	$Q = 4.5W + 3.2W_i$				
<p>備考 1 「Q」とは、指定事業所及び法許可浄化等処理施設を設置する</p>	<p>備考 1 「Q」とは、指定事業所において排出することができる硫酸化物</p>				

新	旧										
<p>指定外事業所において排出することができる硫黄酸化物の量（単位Nm³/h）をいう。</p> <p>2 「W」とは、<u>事業所</u>に昭和62年9月10日（ガスエンジンにあっては、平成3年2月1日）前から設置されている<u>全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設</u>（昭和62年9月10日前から設置の工事がされているものを含む。）において使用される原料及び燃料の量（同日前から構造等の変更の工事がされている指定施設にあっては、当該変更後に使用される原料及び燃料の量をいう。）を重油の量に換算した量（単位kl/h）の合計量をいう。</p> <p>3 「Wi」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量をいう。</p> <p>(1) <u>事業所</u>に昭和62年9月10日（ガスエンジンにあっては、平成3年2月1日）以後新たに設置された<u>全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設</u>（昭和62年9月10日前から設置の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量を重油に換算した量（単位 kl/h）の合計量</p> <p>(2) <u>事業所</u>に設置されている<u>全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設</u>のうち、昭和62年9月10日以後に構造等の変更がされた<u>全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設</u>（同日前から構造等の変更の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位 kl/h）の合計量</p> <p>4 「W」及び「Wi」に係る原料及び燃料の使用量は、<u>指定施設及び法許可浄化等処理施設</u>（使用を廃止された施設、予備として設置される施設（専ら他の施設が停止されている間使用されるものに限る。）及び使用を休止されている施設を除く。）を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量により認定する。</p> <p>5 <u>重油以外の燃料、原料及び廃棄物（廃棄物焼却炉において焼却されるものに限る。）の重油の量への換算は、次の表により算定する。</u></p>	<p>の量（単位Nm³/h）をいう。</p> <p>2 「W」とは、<u>指定事業所</u>に昭和62年9月10日（ガスエンジンにあっては、平成3年2月1日）前から設置されている<u>すべての指定施設</u>（昭和62年9月10日前から設置の工事がされているものを含む。）において使用される原料及び燃料の量（同日前から構造等の変更の工事がされている指定施設にあっては、当該変更後に使用される原料及び燃料の量をいう。）を重油の量に換算した量（単位kl/h）の合計量をいう。</p> <p>3 「Wi」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量をいう。</p> <p>(1) <u>指定事業所</u>に昭和62年9月10日（ガスエンジンにあっては、平成3年2月1日）以後新たに設置された<u>すべての指定施設</u>（昭和62年9月10日前から設置の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量を重油に換算した量（単位 kl/h）の合計量</p> <p>(2) <u>指定事業所</u>に設置されている指定施設のうち、昭和62年9月10日以後に構造等の変更がされた<u>すべての指定施設</u>（同日前から構造等の変更の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位 kl/h）の合計量</p> <p>4 「W」及び「Wi」に係る原料及び燃料の使用量は、指定施設（使用を廃止された施設、予備として設置される施設（専ら他の施設が停止されている間使用されるものに限る。）及び使用を休止されている施設を除く。）を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量により認定する。</p> <p>5 <u>重油以外の燃料、原料及び廃棄物（廃棄物焼却炉において焼却されるものに限る。）の重油の量への換算は、液体燃料10リットル、ガス燃料16ノルマル立方メートル（液化石油ガスにあっては、16キログラム）、固体燃料16キログラム、軽量骨材原料36キログラム、ガラス原料の芒硝（無水）0.83キログラム、炭素製品原料（粘結剤及び銅粉を除く。）36キログラム、キューボラ用コークス</u></p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>重油10リットルに相当する量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">燃料</td> <td>液体燃料</td> <td>10ℓ</td> </tr> <tr> <td>ガス燃料</td> <td>16Nm³</td> </tr> <tr> <td>（液化石油ガ</td> <td>(16kg)</td> </tr> </tbody> </table>	種類		重油10リットルに相当する量	燃料	液体燃料	10ℓ	ガス燃料	16Nm ³	（液化石油ガ	(16kg)	
種類		重油10リットルに相当する量									
燃料	液体燃料	10ℓ									
	ガス燃料	16Nm ³									
	（液化石油ガ	(16kg)									

新			旧
	<u>ス)</u>		<u>50キログラム、廃棄物60キログラムがそれぞれ重油10リットルに相当するものとして算定する。</u>
	<u>固体燃料</u>	<u>16kg</u>	
<u>原料</u>	<u>軽量骨材原料</u>	<u>36kg</u>	
	<u>ガラス原料の</u> <u>硝酸（無水）</u>	<u>0.83kg</u>	
	<u>炭素製品原料</u> <u>（粘結剤及び</u> <u>銅粉を除く。）</u>	<u>36kg</u>	
	<u>キューボラ用</u> <u>コークス</u>	<u>50kg</u>	
<u>廃棄物</u>	<u>60kg</u>		
<p><u>6 排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫黄酸化物の量は、次の式により算出された硫黄酸化物の量(単位 Nm³/h)とする。</u></p> $q = q' \times w / w'$ <p><u>(1) 「q」とは、排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫黄酸化物の量(単位 Nm³/h)をいう。</u></p> <p><u>(2) 「q'」とは、規格K0103に定める方法により排出ガス中の硫黄酸化物の濃度、規格Z8808に定める方法により排出ガスの量をそれぞれ測定し、算定される硫黄酸化物の量(単位 Nm³/h)をいう。</u></p> <p><u>(3) 「w」とは、当該指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をいう。</u></p> <p><u>(4) 「w'」とは、当該測定時において使用される原料及び燃料の量をいう。</u></p> <p><u>7 備考6の規定にかかわらず、燃料の燃焼による場合であって、排煙脱硫装置を設置していないときの指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫黄酸化物の量は、次の算式により求めることができる。</u></p> $q = w \times d \times s \times 0.007$ <p><u>(1) 「q」とは、排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設から排出される硫黄酸化物の量(単位 Nm³/h)をいう。</u></p>			<p><u>6 排煙を発生する指定施設から排出される硫黄酸化物の量は、規格K0103に定める方法により排出ガス中の硫黄酸化物の濃度、規格Z8808に定める方法により排出ガスの量をそれぞれ測定し、算定される硫黄酸化物の量に、当該指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を当該測定時において使用される原料及び燃料の量で除して得た値を乗じて得た量とする。</u></p> <p><u>ただし、燃料の燃焼による場合であって、排煙脱硫装置を設置していないときは、次の算式により求めることができる。</u></p> $q = w \times d \times s \times 0.007$ <p><u>(1) 「q」とは、排煙を発生する指定施設から排出される硫黄酸化物の量(単位 Nm³/h)をいう。</u></p>

新	旧				
<p>(2) 「w」とは、排煙を発生する指定施設及び法許可浄化等処理施設を定格能力で運転する場合に使用される1稼働時間当たりの燃料の使用量(単位 液体燃料にあつてはℓ、固体燃料にあつてはkg)をいう。</p> <p>(3) 「d」とは、燃料の比重をいい、石油系の液体燃料にあつては0.9、固体燃料にあつては1とする。</p> <p>(4) 「s」とは、燃料中の硫黄含有率(単位 重量%)をいい、sの測定に当たっては、石油系の液体燃料については規格K2541-1から2541-7までに定める方法により、固体燃料については規格M8813に定める全硫黄の定量方法により測定するものとする。ただし、他の方法によりsを確認することができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) 「w」とは、排煙を発生する指定施設を定格能力で運転する場合に使用される1稼働時間当たりの燃料の使用量(単位 液体燃料にあつてはℓ、固体燃料にあつてはkg)をいう。</p> <p>(3) 「d」とは、燃料の比重をいい、石油系の液体燃料にあつては0.9、固体燃料にあつては1とする。</p> <p>(4) 「s」とは、燃料中の硫黄含有率(単位 重量%)をいい、sの測定に当たっては、石油系の液体燃料については規格K2541に定める方法により、固体燃料については規格M8813に定める全硫黄の定量方法により測定するものとする。ただし、他の方法によりsを確認することができる場合は、この限りでない。</p>				
<p>別表第3(第30条、第32条関係) 排煙の規制基準(窒素酸化物)</p> <p>1 特定事業所に係る総量規制 窒素酸化物に係る特定事業所において排出する窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p>	<p>別表第3(第30条、第32条関係) 排煙の規制基準(窒素酸化物)</p> <p>1 特定事業所に係る総量規制 窒素酸化物に係る特定事業所において排出する窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="152 834 622 896">(略)</td> <td data-bbox="622 834 1093 896">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 834 1603 896">(略)</td> <td data-bbox="1603 834 2074 896">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<p>備考 1 (略)</p> <p>2 「W」とは、窒素酸化物に係る特定事業所に昭和57年4月1日(小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン(発電用のガスタービンを除く。)及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日)前から設置されている排煙発生施設(昭和57年4月1日(小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン(発電用のガスタービンを除く。)及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日)前から設置の工事がされているものを含む。)において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量(単位 ℓ/h)の合計量をいう。</p> <p>3 「Wi」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量の常用最大の量(単位 ℓ/h)をいう。 (1) 窒素酸化物に係る特定事業所に昭和57年4月1日(小型ボイ</p>	<p>備考 1 (略)</p> <p>2 「W」とは、窒素酸化物に係る特定事業所に昭和57年4月1日(小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン(発電用のガスタービンを除く。)及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日)前から設置されている排煙発生施設(昭和57年4月1日(小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン(発電用のガスタービンを除く。)及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日)前から設置の工事がされているものを含む。)において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量(単位 ℓ/h)をいう。</p> <p>3 「Wi」とは、次の(1)に掲げる量と(2)に掲げる量とを合計した量の常用最大の量(単位 ℓ/h)をいう。 (1) 窒素酸化物に係る特定事業所に昭和57年4月1日(小型ボイラ</p>				

新	旧
<p>ラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）以後新たに設置された<u>全ての</u>排煙発生施設（昭和57年4月1日（小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日前から設置の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位 kl/h）<u>の合計量</u></p> <p>(2) 窒素酸化物に係る特定事業所に設置されている<u>全ての</u>排煙発生施設のうち、昭和57年4月1日（小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）以後に構造等の変更がされた<u>全ての</u>排煙発生施設（昭和57年4月1日（小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）前から構造等の変更の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位 kl/h）<u>の合計量</u></p> <p>4 窒素酸化物の量は、規格K0104に定める方法により排出ガス中の窒素酸化物の濃度を規格Z8808又は窒素酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第48号）に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定して算定される窒素酸化物の量とする。</p> <p>5 重油以外の原料及び燃料の量の重油の量への換算方法は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ボイラー（別表第1の61の項に掲げるボイラー又は冷暖房施設をいう。以下この表において同じ。）（固体燃料を燃焼させるものを除く。）に係る排出量規制 (略)</p>	<p>ーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）以後新たに設置された排煙発生施設（昭和57年4月1日（小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）前から設置の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位 kl/h）</p> <p>(2) 窒素酸化物に係る特定事業所に設置されている排煙発生施設のうち、昭和57年4月1日（小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）以後に構造等の変更がされた排煙発生施設（昭和57年4月1日（小型ボイラーにあつては昭和60年9月10日、ガスタービン（発電用のガスタービンを除く。）及びディーゼルエンジンにあつては昭和63年2月1日、ガスエンジンにあつては平成3年2月1日）前から構造等の変更の工事がされているものを除く。）において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量（単位 kl/h）</p> <p>4 窒素酸化物の量は、規格K0104に定める方法により排出ガス中の窒素酸化物の濃度を規格Z8808又は窒素酸化物の量の測定法（昭和57年環境庁告示第48号）に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定して算定される窒素酸化物の量とする。</p> <p>5 重油以外の原料及び燃料の量の重油の量への換算方法は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ボイラー（別表第1の61の項に掲げるボイラー又は冷暖房施設をいう。以下この表において同じ。）（固体燃料を燃焼させるものを除く。）に係る排出量規制 (略)</p>

新

備考 1 ～ 5 (略)

6 燃料の燃焼能力の重油換算については、重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。

種類	重油10リットルに相当する量
液体燃料	10ℓ
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)
固体燃料	16kg

3 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに係る排出量規制(略)

備考 1 (略)

2 (略)

3 「V」とは、次の式により換算した乾き排出ガス量(単位Nm³/h)をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{21 - O_n} \times V_i$$

(1) 「O_n」とは、次の表の左欄に掲げる施設について同表の右欄に掲げる数値とする。

施設	O _n
ガスタービン	16
ディーゼルエンジン	13
ガスエンジン	0

(2) (略)

(3) (略)

4 各施設から排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量(単位Nm³/h)とする。

$$Q = \frac{C}{10^4} \times V$$

(1) 「Q」とは、各施設から排出される窒素酸化物の量(単位Nm³/h)をいう。

(2) 「C」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度(単位ppm)をいう。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_R}{21 - O_S} \times C_S$$

旧

備考 1 ～ 5 (略)

6 燃料の燃焼能力の重油換算については、重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料10リットル又はガス燃料16ノルマル立方メートル(液化石油ガスにあっては、16キログラム)がそれぞれ重油10リットルに相当するものとして算定する。

3 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに係る排出量規制(略)

備考 1 (略)

2 (略)

3 「V」とは、次の式により換算した乾き排出ガス量(単位Nm³/h)をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{21 - O_n} \times V_i$$

(1) 「O_n」とは、ガスタービンにあっては16、ディーゼルエンジンにあっては13、ガスエンジンにあっては0とする。

(2) (略)

(3) (略)

4 各施設から排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量(単位Nm³/h)とする。

$$Q = \frac{C}{10^4} \times V$$

(1) 「Q」とは、各施設から排出される窒素酸化物の量(単位Nm³/h)をいう。

(2) 「C」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度(単位ppm)をいう。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_R}{21 - O_S} \times C_S$$

新	旧																
<p><u>ア 「On」とは、次の表の左欄に掲げる施設について同表の右欄に掲げる数値とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="353 247 795 402"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>On</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>ガスエンジン</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) ウ (略)</p> <p>5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるガスタービン又はディーゼルエンジンにあっては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上の施設及びガスエンジンにあっては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上の施設とする。ただし、平成元年2月1日前に設置されたもの(同日前に設置の工事がされていたものを含む。)及び専ら非常用に用いられるものを除く。</p> <p>6 燃料の燃焼能力の重油換算については、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) ガスタービン又はディーゼルエンジンにあっては、重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。</u></p> <table border="1" data-bbox="318 837 965 1066"> <thead> <tr> <th>燃料</th> <th>重油10リットルに相当する量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体燃料</td> <td>10ℓ</td> </tr> <tr> <td>ガス燃料 (液化石油ガス)</td> <td>16Nm³ (16kg)</td> </tr> <tr> <td>固体燃料</td> <td>16kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p>	施設	On	ガスタービン	16	ディーゼルエンジン	13	ガスエンジン	0	燃料	重油10リットルに相当する量	液体燃料	10ℓ	ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)	固体燃料	16kg	<p><u>ア 「On」とは、ガスタービンにあっては16、ディーゼルエンジンにあっては13、ガスエンジンにあっては0とする。</u></p> <p>イ (略) ウ (略)</p> <p>5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるガスタービン又はディーゼルエンジンにあっては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上の施設及びガスエンジンにあっては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上の施設とする。ただし、平成元年2月1日前に設置されたもの(同日前に設置の工事がされていたものを含む。)及び専ら非常用に用いられるものを除く。</p> <p>6 燃料の燃焼能力の重油換算については、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) ガスタービン又はディーゼルエンジンにあっては、重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料10リットル、ガス燃料16ノルマル立方メートル(液化石油ガスにあっては、16キログラム)又は固体燃料16キログラムがそれぞれ重油10リットルに相当するものとして算出する。</u></p> <p>(2) (略)</p>
施設	On																
ガスタービン	16																
ディーゼルエンジン	13																
ガスエンジン	0																
燃料	重油10リットルに相当する量																
液体燃料	10ℓ																
ガス燃料 (液化石油ガス)	16Nm ³ (16kg)																
固体燃料	16kg																
<p>別表第4 <u>(第30条、第32条、第40条の4関係)</u> 排煙の規制基準(炭化水素系物質)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設並びに<u>法許可汚染土壌処理施設(汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設を除く。)</u>に係る基準</p> <p>(1) 濃度</p>	<p>別表第4 <u>(第11条、第30条、第32条関係)</u> 排煙の規制基準(炭化水素系物質)</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設に係る基準</p> <p>(1) 濃度</p>																

新				旧							
(略)				(略)							
備考 1 (略)				備考 1 (略)							
2 (略)				2 (略)							
(1) ~ (3) (略)				(1) ~ (3) (略)							
(4) トリクロロエチレン <u>規格K0305に定める方法又は知事</u> が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法				(4) トリクロロエチレン <u>知事</u> が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法							
(5) テトラクロロエチレン <u>規格K0305に定める方法又は知事</u> が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法				(5) テトラクロロエチレン <u>知事</u> が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法							
(6) ~ (8) (略)				(6) ~ (8) (略)							
(2) 排出の方法 (略)				(2) 排出の方法 (略)							
別表第5 (第30条、第32条、第41条関係) 排煙の規制基準 (ばいじん)				別表第5 (第30条、第32条、第41条関係) 排煙の規制基準 (ばいじん)							
事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び排出ガス処理施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。				事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び排出ガス処理施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。							
1 ボイラー (固体燃料を燃焼させるものを除く。)に係る排出量 (略)				1 ボイラー (固体燃料を燃焼させるものを除く。)に係る排出量 (略)							
備考 1 ~ 4 (略)				備考 1 ~ 4 (略)							
<u>5 重油以外の燃料の重油の量への換算は、次の表により算定する。</u>				<u>5 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料10リットル又はガス燃料16ノルマル立方メートル (液化石油ガス16キログラム) がそれぞれ重油10リットルに相当するものとして算定する。</u>							
<u>種類</u>		<u>重油10リットルに相当する量</u>									
<u>液体燃料</u>		<u>10ℓ</u>									
<u>ガス燃料</u>		<u>16Nm³</u>									
<u>(液化石油ガス)</u>		<u>(16kg)</u>									
<u>固体燃料</u>		<u>16kg</u>									
6 (略)				6 (略)							
2 (略)				2 (略)							
3 ボイラー (固体燃料を燃焼させるものを除く。) 及び廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準				3 ボイラー (固体燃料を燃焼させるものを除く。) 及び廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準							
番号	施設の種類	施設の規模	排出することができるばいじんの濃度 (単位 g/Nm ³)			番号	施設の種類	施設の規模	排出することができるばいじんの濃度 (単位 g/Nm ³)		
			一般甲	一般乙	特別				一般甲	一般乙	特別

新					
1～59 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
59の2	条例別表1の51の2の項に掲げる作業に係る浄化等処理施設		0.20	0.10	0.10
60～68 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 1～6 (略)

7 排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げるばいじんの濃度は、次のとおりとする。

(1) 熱源として電気を使用する施設、6の項から14の項まで、16の項から39の項まで、45の項、48の項から51の項まで、57の項から61の項まで、64の項及び66の項に掲げる施設、40の項及び68の項に掲げる施設のうち直接熱風乾燥炉並びに67の項に掲げる施設のうち直接熱風焼付け炉にあっては規格Z8808に定める方法により測定されるばいじんの濃度とする。

(2) (1)に掲げる施設以外の施設にあっては、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「C」とは、ばいじんの濃度(単位 g/Nm³)をいう。

イ 「O_n」とは、次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる数値をいう。

53の項	0
65の項	5
1の項、2の項、4の項、5の項、62の項、63の項	6
15の項、54の項、55の項、56の項	7

旧					
1～59 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)					
60～68 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 1～6 (略)

7 排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げるばいじんの濃度は、熱源として電気を使用する施設、6の項から14の項まで、16の項から39の項まで、45の項、48の項から51の項まで、57の項から61の項まで、64の項及び66の項に掲げる施設、40の項及び68の項に掲げる施設のうち直接熱風乾燥炉並びに67の項に掲げる施設のうち直接熱風焼付け炉にあっては規格Z8808に定める方法により測定されるばいじんの濃度とし、その他の施設にあっては次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

(1) 「C」とは、ばいじんの濃度(単位 g/Nm³)をいう。

(2) 「O_n」とは、次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる数値をいう。

53の項	0
65の項	5
1の項、2の項、4の項、5の項、63の項	6
15の項、54の項、55の項、56の項	7

新		旧	
3の項	8	3の項	8
41の項	10	41の項	10
52の項	13	52の項	13
42の項、44の項、47の項	15	42の項、44の項、47の項	15
40の項、43の項、51の項、67の項、68の項	16	40の項、43の項、51の項、67の項、68の項	16
46の項	18	46の項	18
<p><u>ウ 「O s」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度(単位百分率)をいう。ただし、当該酸素の濃度が20パーセントを超える場合にあつては、20パーセントとする。</u></p> <p><u>エ 「C s」とは、規格Z 8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度(単位 g/Nm³)をいう。</u></p>		<p><u>(3) 「O s」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度(単位百分率)をいう。ただし、当該酸素の濃度が20パーセントを超える場合にあつては、20パーセントとする。</u></p> <p><u>(4) 「C s」とは、規格Z 8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度(単位 g/Nm³)をいう。</u></p>	
<p>別表第6(第30条、第32条関係) 排煙の規制基準(排煙指定物質) 事業所において排出する<u>1施設当たりの</u>排煙指定物質の濃度の許容限度及び排出の方法は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 この規制基準は、条例<u>第2条第3号ア</u>に定める硫黄酸化物及び同号イに定める窒素酸化物については、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 塩化水素の<u>濃度</u>(廃棄物焼却炉に係るものに限る。)は、次の式により算出されたものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>別表第6(第30条、第32条関係) 排煙の規制基準(排煙指定物質) 事業所において排出する排煙指定物質の濃度の許容限度及び排出の方法は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 この規制基準は、条例<u>第2条第2号ア</u>に定める硫黄酸化物及び同号イに定める窒素酸化物については、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 塩化水素の<u>規制基準値</u>(廃棄物焼却炉に係るものに限る。)は、次の式により算出されたものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>別表第7(第30条関係) 粉じんに関する規制基準 <u>事業所等</u>において排出する粉じんに関する規制基準は、次に掲げる措置のうちい</p>		<p>別表第7(第30条関係) 粉じんに関する規制基準 <u>事業所</u>において排出する粉じんに関する規制基準は、次に掲げる措置のうちい</p>	

新							旧								
<p>ちいずれかの措置を1又は2以上講ずることによるものとする。</p> <p>1 ～ 5 (略)</p> <p>別表第8 (第30条関係)</p> <p>悪臭に関する規制基準</p> <p>事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。</p> <p>1 <u>悪臭を発生する作業は、周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内で行うこと。</u></p> <p>2 <u>悪臭を発生する作業を行う建物は、悪臭の漏れにくい構造とすること。</u></p> <p>3 <u>悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。</u></p> <p>4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。</p> <p>5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに、<u>周囲の状況等から支障がないと認められる場合を除き、建物内に保管すること。</u></p> <p>別表第9 (第33条、第37条関係)</p> <p>公共用水域に排出される排水の規制基準(1)</p> <p>(略)</p>							<p>ずれかの措置を1又は2以上講ずることによるものとする。</p> <p>1 ～ 5 (略)</p> <p>別表第8 (第30条関係)</p> <p>悪臭に関する規制基準</p> <p>事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。</p> <p>1 <u>事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。</u></p> <p>2 <u>悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。</u></p> <p>3 <u>悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。</p> <p>5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。</p> <p>別表第9 (第33条、第37条関係)</p> <p>公共用水域に排出される排水の規制基準(1)</p> <p>(略)</p>								
区分		甲水域				乙水域及び海域		区分		甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域						水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
物質の種類	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	物質の種類	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
(略)							(略)								
1, 1-ジクロロエチレン	—	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	1, 1-ジクロロエチレン	—	<u>0.2</u>	<u>0.2</u>	<u>0.2</u>	<u>0.2</u>	<u>0.2</u>		
(略)							(略)								

新	旧
<p>備考 1 ～ 4 (略)</p> <p><u>5 「検出されないこと」とは、備考12に定める方法により排水の汚染状態を測定した場合において、次の各号に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める値を下回することをいう。</u></p> <p><u>(1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.001ミリグラム</u></p> <p><u>(2) 有機^{りん}化合物 1リットルにつき0.1ミリグラム</u></p> <p><u>(3) アルキル水銀化合物 1リットルにつきアルキル水銀0.0005ミリグラム</u></p> <p>6 ～ 10 (略)</p> <p>11 ^ひ砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物及びクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に^ひ湧出している温泉を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。</p> <p>12 (略)</p> <p><u>13 新設の事業所以外の事業所（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）附則第2条第1項（同条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける特定事業場を除く。）に限る。）から乙水域及び海域に排出される排水に係るこの表の適用については、亜鉛及びその化合物の項中「3」とあるのは「2」とする。</u></p>	<p>備考 1 ～ 4 (略)</p> <p><u>5 「検出されないこと」とは、備考12に定める方法により排出の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回することをいう。</u></p> <p>6 ～ 10 (略)</p> <p>11 ^ひ砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物及びクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に^ひ湧出している温泉を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。</p> <p>12 (略)</p>
<p>別表第10（第33条、第37条関係）</p> <p>公共用水域に排出される排水の規制基準（2）</p> <p>事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度</p> <p>(1) 事業所（(2)から(4)までに掲げるものを除く。）に係る排水についての基準</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 ～ 6 (略)</p> <p>7 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p>	<p>別表第10（第33条、第37条関係）</p> <p>公共用水域に排出される排水の規制基準（2）</p> <p>事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度</p> <p>(1) 事業所（(2)から(4)までに掲げるものを除く。）に係る排水についての基準</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 ～ 6 (略)</p> <p>7 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p>

新	旧
<p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</p> <p>(2) (略)</p> <p>備考 1 ~ 2 (略)</p> <p>3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</p> <p>(3) (略)</p> <p>備考 1 ~ 2 (略)</p> <p>3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア 一般基準 (略)</p> <p>備考 1 ~ 6 (略)</p> <p>2 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</p> <p>イ (略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法</p>	<p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表8に掲げる方法</p> <p>(2) (略)</p> <p>備考 1 ~ 2 (略)</p> <p>3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表8に掲げる方法</p> <p>(3) (略)</p> <p>備考 1 ~ 2 (略)</p> <p>3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表8に掲げる方法</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア 一般基準 (略)</p> <p>備考 1 ~ 6 (略)</p> <p>2 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表8に掲げる方法</p> <p>イ (略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。</p> <p>(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法 (2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法 (3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表8に掲げる方法</p>

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>備考 1 ~ 6 (略)</p> <p>7 水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に<u>湧出</u>している温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。)</p> <p>8 (略)</p> <p>別表第11 <u>(第38条、第46条関係)</u> 騒音の規制基準 事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。 (単位 デジベル)</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 「デジベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 騒音の測定の方法は、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1) ~ (3) (略) (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の<u>最大値の90パーセントレンジの上端の数値</u></p> <p>5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって知事が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。</p> <p><u>6 備考5の規定にかかわらず、複数の事業所が立地する一団の土地であって、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、当該一団の土地の境界線上の地点を騒音の測定の地点とすることができる。</u></p> <p><u>7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値(以下この表において「S」という。)が、当該隣接する地域の基準値(以下この表において「S'」という。)より大きいときの当該事業所<u>の他の地域に隣接する敷地の境界線</u>に適用される</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>備考 1 ~ 6 (略)</p> <p>7 水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に<u>ゆう出</u>している温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。)</p> <p>8 (略)</p> <p>別表第11 <u>(第14条、第38条、第46条関係)</u> 騒音の規制基準 事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。 (単位 デジベル)</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>2 「デジベル」とは、計量法 <u>(平成4年法律第51号)</u> 別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 騒音の測定の方法は、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1) ~ (3) (略) (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値</p> <p>5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって知事が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。</p> <p><u>6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値(以下この表において「S」という。)が、当該隣接する地域の基準値(以下この表において「S'」という。)より大きいときの当該事業所に適用される基準値は、$1/2(S + S')$とする。</u></p>

新	旧														
<p>基準値は、$1/2 (S + S')$ とする。 <u>8</u> ～ <u>9</u> (略)</p> <p>別表第12 (<u>第38条関係</u>) 振動の規制基準 事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。 (単位 デシベル)</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 ～ 6 (略)</p> <p>7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値が当該隣接する地域の基準値より大きいときの当該事業所 <u>他の地域に隣接する敷地の境界線</u> に適用される基準値は、当該事業所の属する地域の基準値から5デシベルを減じたものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p><u>7</u> ～ <u>8</u> (略)</p> <p>別表第12 (<u>第14条、第38条関係</u>) 振動の規制基準 事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。 (単位 デシベル)</p> <p>(略)</p> <p>備考 1 ～ 6 (略)</p> <p>7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値が当該隣接する地域の基準値より大きいときの当該事業所に適用される基準値は、当該事業所の属する地域の基準値から5デシベルを減じたものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p>														
<p><u>別表第12の2 (第48条の4関係)</u> <u>土壌の汚染状態の基準</u> <u>土壌の汚染状態の基準は、次に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>1 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準</u></p> <table border="1" data-bbox="170 906 1075 1445"> <thead> <tr> <th>特定有害物質の種類</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>カドミウム及びその化合物</u></td> <td><u>検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>シアン化合物</u></td> <td><u>検液中にシアンが検出されないこと。</u></td> </tr> <tr> <td><u>有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)</u></td> <td><u>検液中に検出されないこと。</u></td> </tr> <tr> <td><u>鉛及びその化合物</u></td> <td><u>検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>六価クロム化合物</u></td> <td><u>検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>砒素及びその化合物</u></td> <td><u>検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	特定有害物質の種類	基準値	<u>カドミウム及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。</u>	<u>シアン化合物</u>	<u>検液中にシアンが検出されないこと。</u>	<u>有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)</u>	<u>検液中に検出されないこと。</u>	<u>鉛及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。</u>	<u>六価クロム化合物</u>	<u>検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。</u>	<u>砒素及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。</u>	<p>(新設)</p>
特定有害物質の種類	基準値														
<u>カドミウム及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。</u>														
<u>シアン化合物</u>	<u>検液中にシアンが検出されないこと。</u>														
<u>有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)</u>	<u>検液中に検出されないこと。</u>														
<u>鉛及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。</u>														
<u>六価クロム化合物</u>	<u>検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。</u>														
<u>砒素及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。</u>														

新		旧
<u>水銀及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であること。</u>	
<u>アルキル水銀化合物</u>	<u>検液中に検出されないこと。</u>	
<u>ポリ塩化ビフェニル</u>	<u>検液中に検出されないこと。</u>	
<u>トリクロロエチレン</u>	<u>検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。</u>	
<u>テトラクロロエチレン</u>	<u>検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</u>	
<u>ジクロロメタン</u>	<u>検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。</u>	
<u>四塩化炭素</u>	<u>検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。</u>	
<u>1, 2-ジクロロエタン</u>	<u>検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。</u>	
<u>1, 1-ジクロロエチレン</u>	<u>検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。</u>	
<u>1, 2-ジクロロエチレン (シス体に限る。)</u>	<u>検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。</u>	
<u>1, 1, 1-トリクロロエタン</u>	<u>検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。</u>	
<u>1, 1, 2-トリクロロエタン</u>	<u>検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。</u>	
<u>1, 3-ジクロロプロペン</u>	<u>検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。</u>	
<u>チウラム</u>	<u>検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。</u>	
<u>シマジン</u>	<u>検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。</u>	
<u>チオベンカルブ</u>	<u>検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。</u>	
<u>ベンゼン</u>	<u>検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</u>	
<u>セレン及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。</u>	

新		旧
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	
備考 1 「検出されないこと」とは、備考2に定める方法により土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。		
2 土壌の測定の方法は、土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）に定める方法による。		
3 1の基準にかかわらず、当該基準に適合しない土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して当該基準に適合する土壌としたものについては、当該基準に適合しない土壌とみなす。		
2 土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準		
特定有害物質の種類	基準値	
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下であること。	
シアン化合物	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。	
鉛及びその化合物	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。	
六価クロム化合物	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。	
砒素及びその化合物	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。	
水銀及びその化合物	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。	
セレン及びその化合物	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。	
ほう素及びその化合物	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。	
ふっ素及びその化合物	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。	
備考 土壌の測定の方法は、土壌含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省		

新	旧
<p><u>告示第19号) に定める方法による。</u></p> <p><u>3 土壤に含まれるダイオキシン類の量に関する基準</u> <u>土壤1グラム当たりダイオキシン類の換算量が1,000ピコグラム以下であること。</u></p> <p><u>備考 土壤の測定の方法は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壤汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)別表に定める方法による。</u></p>	
<p>別表第13 (略)</p>	<p>別表第13 (略)</p>
<p><u>別表第14 削除</u></p>	<p><u>別表第14 (第81条関係)</u> <u>特定低公害車の導入率の算定方法</u> <u>特定低公害車の導入率は、次に定めるとおりとする。</u></p> $A = \frac{(tn_1 + tn_2 \times 2.5 + tn_3 \times 5 + tn_4 \times 10 + tn_5 \times 10 + tn_6 \times 15) + (ln_1 + ln_2 \times 2.5 + ln_3 \times 5 + ln_4 \times 10 + ln_5 \times 10 + ln_6 \times 15) \times 1.5 + (un_1 + un_2 \times 2.5 + un_3 \times 5 + un_4 \times 10 + un_5 \times 10 + un_6 \times 15) \times 3}{n_1 + n_2 \times 2.5 + n_3 \times 5 + n_4 \times 10 + n_5 \times 10 + n_6 \times 15} \times 100$ <p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 「A」とは、特定低公害車の導入率(単位 パーセント)をいう。</u> <u>2 「n₁」とは、事業の用に供する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車であって、乗車定員が10人以下のもの(当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。)の台数をいう。</u> <u>3 「n₂」とは、事業の用に供する自動車のうち貨物の運送の用に供する小型自動車(当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。)の台数をいう。</u> <u>4 「n₃」とは、事業の用に供する自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン未満のもの(当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。)の台数をいう。</u> <u>5 「n₄」とは、事業の用に供する自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上のもの(当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。)の台数をいう。</u>

新	旧
	<p>6 「<u>n₅</u>」とは、事業の用に供する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車であって、乗車定員が11人以上30人未満のもの（当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。</p> <p>7 「<u>n₆</u>」とは、事業の用に供する自動車のうち人の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車であって、乗車定員が30人以上のもの（当該自動車を改造した特種の用途に供する自動車を含む。）の台数をいう。</p> <p>8 「<u>tn₁</u>」とは、<u>n₁</u>のうち、良低公害車（第78条の2第1項第4号の規定により良低公害車に相当するものとして指定された自動車を含む。以下この表において同じ。）の台数をいう。</p> <p>9 「<u>tn₂</u>」とは、<u>n₂</u>のうち、良低公害車の台数をいう。</p> <p>10 「<u>tn₃</u>」とは、<u>n₃</u>のうち、良低公害車の台数をいう。</p> <p>11 「<u>tn₄</u>」とは、<u>n₄</u>のうち、良低公害車の台数をいう。</p> <p>12 「<u>tn₅</u>」とは、<u>n₅</u>のうち、良低公害車の台数をいう。</p> <p>13 「<u>tn₆</u>」とは、<u>n₆</u>のうち、良低公害車の台数をいう。</p> <p>14 「<u>ln₁</u>」とは、<u>n₁</u>のうち、優低公害車（第78条の2第1項第4号の規定により優低公害車に相当するものとして指定された自動車を含む。以下この表において同じ。）の台数をいう。</p> <p>15 「<u>ln₂</u>」とは、<u>n₂</u>のうち、優低公害車の台数をいう。</p> <p>16 「<u>ln₃</u>」とは、<u>n₃</u>のうち、優低公害車の台数をいう。</p> <p>17 「<u>ln₄</u>」とは、<u>n₄</u>のうち、優低公害車の台数をいう。</p> <p>18 「<u>ln₅</u>」とは、<u>n₅</u>のうち、優低公害車の台数をいう。</p> <p>19 「<u>ln₆</u>」とは、<u>n₆</u>のうち、優低公害車の台数をいう。</p> <p>20 「<u>un₁</u>」とは、<u>n₁</u>のうち、超低公害車（第78条の2第1項第4号の規定により超低公害車に相当するものとして指定された自動車を含む。以下この表において同じ。）の台数をいう。</p> <p>21 「<u>un₂</u>」とは、<u>n₂</u>のうち、超低公害車の台数をいう。</p> <p>22 「<u>un₃</u>」とは、<u>n₃</u>のうち、超低公害車の台数をいう。</p> <p>23 「<u>un₄</u>」とは、<u>n₄</u>のうち、超低公害車の台数をいう。</p> <p>24 「<u>un₅</u>」とは、<u>n₅</u>のうち、超低公害車の台数をいう。</p> <p>25 「<u>un₆</u>」とは、<u>n₆</u>のうち、超低公害車の台数をいう。</p>

新	旧																																														
別表第15 (略)	別表第15 (略)																																														
別表第16 (略)	別表第16 (略)																																														
<u>別表第16の2 (第92条関係)</u> <u>事故時における物質</u> <u>1 大気の汚染及び悪臭に係る物質</u>	<u>26 この表に定めるもののほか、知事が特別な事情があるものとして認められた自動車については、別に定めるところにより取り扱うものとする。</u> (新設)																																														
<table border="1"> <tbody> <tr><td><u>1</u></td><td><u>アクロレイン</u></td></tr> <tr><td><u>2</u></td><td><u>アンモニア</u></td></tr> <tr><td><u>3</u></td><td><u>一酸化炭素</u></td></tr> <tr><td><u>4</u></td><td><u>塩素及び塩化水素</u></td></tr> <tr><td><u>5</u></td><td><u>黄燐</u></td></tr> <tr><td><u>6</u></td><td><u>カドミウム及びその化合物</u></td></tr> <tr><td><u>7</u></td><td><u>キシレン</u></td></tr> <tr><td><u>8</u></td><td><u>クロルスルホン酸</u></td></tr> <tr><td><u>9</u></td><td><u>五塩化燐</u></td></tr> <tr><td><u>10</u></td><td><u>三塩化燐</u></td></tr> <tr><td><u>11</u></td><td><u>シアン化合物</u></td></tr> <tr><td><u>12</u></td><td><u>ジクロロメタン</u></td></tr> <tr><td><u>13</u></td><td><u>臭化メチル</u></td></tr> <tr><td><u>14</u></td><td><u>臭素</u></td></tr> <tr><td><u>15</u></td><td><u>硝酸</u></td></tr> <tr><td><u>16</u></td><td><u>窒素酸化物</u></td></tr> <tr><td><u>17</u></td><td><u>テトラクロロエチレン</u></td></tr> <tr><td><u>18</u></td><td><u>トリクロロエチレン</u></td></tr> <tr><td><u>19</u></td><td><u>トルエン</u></td></tr> <tr><td><u>20</u></td><td><u>鉛及びその化合物</u></td></tr> <tr><td><u>21</u></td><td><u>二酸化硫黄</u></td></tr> <tr><td><u>22</u></td><td><u>二酸化セレン</u></td></tr> <tr><td><u>23</u></td><td><u>ニッケルカルボニル</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>1</u>	<u>アクロレイン</u>	<u>2</u>	<u>アンモニア</u>	<u>3</u>	<u>一酸化炭素</u>	<u>4</u>	<u>塩素及び塩化水素</u>	<u>5</u>	<u>黄燐</u>	<u>6</u>	<u>カドミウム及びその化合物</u>	<u>7</u>	<u>キシレン</u>	<u>8</u>	<u>クロルスルホン酸</u>	<u>9</u>	<u>五塩化燐</u>	<u>10</u>	<u>三塩化燐</u>	<u>11</u>	<u>シアン化合物</u>	<u>12</u>	<u>ジクロロメタン</u>	<u>13</u>	<u>臭化メチル</u>	<u>14</u>	<u>臭素</u>	<u>15</u>	<u>硝酸</u>	<u>16</u>	<u>窒素酸化物</u>	<u>17</u>	<u>テトラクロロエチレン</u>	<u>18</u>	<u>トリクロロエチレン</u>	<u>19</u>	<u>トルエン</u>	<u>20</u>	<u>鉛及びその化合物</u>	<u>21</u>	<u>二酸化硫黄</u>	<u>22</u>	<u>二酸化セレン</u>	<u>23</u>	<u>ニッケルカルボニル</u>	
<u>1</u>	<u>アクロレイン</u>																																														
<u>2</u>	<u>アンモニア</u>																																														
<u>3</u>	<u>一酸化炭素</u>																																														
<u>4</u>	<u>塩素及び塩化水素</u>																																														
<u>5</u>	<u>黄燐</u>																																														
<u>6</u>	<u>カドミウム及びその化合物</u>																																														
<u>7</u>	<u>キシレン</u>																																														
<u>8</u>	<u>クロルスルホン酸</u>																																														
<u>9</u>	<u>五塩化燐</u>																																														
<u>10</u>	<u>三塩化燐</u>																																														
<u>11</u>	<u>シアン化合物</u>																																														
<u>12</u>	<u>ジクロロメタン</u>																																														
<u>13</u>	<u>臭化メチル</u>																																														
<u>14</u>	<u>臭素</u>																																														
<u>15</u>	<u>硝酸</u>																																														
<u>16</u>	<u>窒素酸化物</u>																																														
<u>17</u>	<u>テトラクロロエチレン</u>																																														
<u>18</u>	<u>トリクロロエチレン</u>																																														
<u>19</u>	<u>トルエン</u>																																														
<u>20</u>	<u>鉛及びその化合物</u>																																														
<u>21</u>	<u>二酸化硫黄</u>																																														
<u>22</u>	<u>二酸化セレン</u>																																														
<u>23</u>	<u>ニッケルカルボニル</u>																																														

新		旧
<u>24</u>	<u>二硫化炭素</u>	
<u>25</u>	<u>ピリジン</u>	
<u>26</u>	<u>フェノール類</u>	
<u>27</u>	<u>氟化水素及び^{ふつ}氟化珪素^{ふつ けい}</u>	
<u>28</u>	<u>ベンゼン</u>	
<u>29</u>	<u>ホスゲン</u>	
<u>30</u>	<u>ホルムアルデヒド</u>	
<u>31</u>	<u>メタノール</u>	
<u>32</u>	<u>メルカプタン</u>	
<u>33</u>	<u>硫化水素</u>	
<u>34</u>	<u>硫酸（三酸化硫黄を含む。）</u>	
<u>35</u>	<u>^{りん}燐化水素</u>	
<u>2 水質の汚濁に係る物質</u>		
<u>1</u>	<u>アクリルアミド</u>	
<u>2</u>	<u>アルミニウム及びその化合物</u>	
<u>3</u>	<u>アンチモン及びその化合物</u>	
<u>4</u>	<u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u>	
<u>5</u>	<u>エチル = (Z) - 3 = [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)</u>	
<u>6</u>	<u>塩化チオニル</u>	
<u>7</u>	<u>塩化ビニルモノマー</u>	
<u>8</u>	<u>塩素酸塩</u>	
<u>9</u>	<u>1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)</u>	
<u>10</u>	<u>過酸化水素</u>	
<u>11</u>	<u>カドミウム及びその化合物</u>	
<u>12</u>	<u>クロム及びその化合物</u>	
<u>13</u>	<u>クロルピクリン</u>	
<u>14</u>	<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>	

新		旧
15	<u>シアン化合物</u>	
16	<u>3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)</u>	
17	<u>1, 3-ジクロロプロペン</u>	
18	<u>1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)</u>	
19	<u>シマジン</u>	
20	<u>ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)</u>	
21	<u>臭素</u>	
22	<u>臭素酸塩</u>	
23	<u>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</u>	
24	<u>セレン及びその化合物</u>	
25	<u>チウラム</u>	
26	<u>チオベンカルブ</u>	
27	<u>チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)</u>	
28	<u>チオりん酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)</u>	
29	<u>チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)</u>	
30	<u>チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)</u>	
31	<u>チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)</u>	
32	<u>テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)</u>	
33	<u>鉛及びその化合物</u>	
34	<u>ニッケル及びその化合物</u>	
35	<u>4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)</u>	
36	<u>パラ-ジクロロベンゼン</u>	
37	<u>砒素及びその化合物</u>	

新		旧	
38	<u>ヒドラジン</u>		
39	<u>ヒドロキシルアミン</u>		
40	<u>フェノール類</u>		
41	<u>ふっ素及びその化合物</u>		
42	<u>ほう素及びその化合物</u>		
43	<u>ホスゲン</u>		
44	<u>ポリ塩化ビフェニル</u>		
45	<u>ホルムアルデヒド</u>		
46	<u>N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)</u>		
47	<u>モリブデン及びその化合物</u>		
48	<u>有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメ トン及びE P Nに限る。)</u>		
49	<u>油脂類 (鉱物油及び有機溶剤を含む。)</u>		
50	<u>りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル (別名ジクロロボ ス又はDDVP)</u>		
51	<u>アルカリ性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が 8.6 を超え るものに限る。)</u>		
52	<u>酸性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が 5.8 未満のものに 限る。)</u>		

別表第17 (第93条の2、第93条の3関係)
環境汚染の原因物質及び基準値

1 媒体別分類

- (1) (略)
(2) 水質

物質	基準値	測定方法
カドミウム	<u>0.003mg/ℓ</u> 以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定 める方法 (準備操作は規格K0102の55 に定める方法によるほか、環境庁告示 第59号付表8に掲げる方法によるこ とができる。)
(略)	(略)	(略)
1, 1-ジクロロ	<u>0.1mg/ℓ</u> 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定

別表第17 (第93条の2、第93条の3関係)
環境汚染の原因物質及び基準値

1 媒体別分類

- (1) (略)
(2) 水質

物質	基準値	測定方法
カドミウム	<u>0.01mg/ℓ</u> 以下	規格K0102の55に定める方法
(略)	(略)	(略)
1, 1-ジクロロ	<u>0.02mg/ℓ</u> 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定

新		
エチレン		める方法
(略)	(略)	(略)
<u>1, 4-ジオキサ</u>	<u>0.05mg/ℓ以下</u>	<u>環境庁告示第59号付表7に掲げる方</u>
<u>ン</u>		<u>法</u>

(3) 地下水

物質	基準値	測定方法
カドミウム	<u>0.003mg/ℓ以下</u>	<u>規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、環境庁告示第59号付表8に掲げる方法によることができる。）</u>
(略)	(略)	(略)
1, 1-ジクロロエチレン	<u>0.1mg/ℓ以下</u>	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>	<u>0.04mg/ℓ以下</u>	<u>シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体については規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</u>
(略)	(略)	(略)
<u>塩化ビニルモノマー</u>	<u>0.002mg/ℓ以下</u>	<u>地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法</u>
<u>1, 4-ジオキサ</u>	<u>0.05mg/ℓ以下</u>	<u>環境庁告示第59号付表7に掲げる方</u>
<u>ン</u>		<u>法</u>

2 物質別分類

物質	媒体	基準値	測定方法
ダイオキシン類	(略)	(略)	(略)
	水質 (<u>地下水を含む。</u>)	<u>1 pg-TEQ/ℓ以下</u>	規格K0312に定める方法
	(略)	(略)	(略)
全亜鉛	水質	0.03mg/ℓ以下	規格K0102の53に定める方法

旧		
エチレン		める方法
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

(3) 地下水

物質	基準値	測定方法
カドミウム	<u>0.01mg/ℓ以下</u>	<u>規格K0102の55に定める方法</u>
(略)	(略)	(略)
1, 1-ジクロロエチレン	<u>0.02mg/ℓ以下</u>	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	<u>0.04mg/ℓ以下</u>	<u>同</u>
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

2 物質別分類

物質	媒体	基準値	測定方法
ダイオキシン類	(略)	(略)	(略)
	水質	1 pg-TEQ/ℓ以下	規格K0312に定める方法
	(略)	(略)	(略)
全亜鉛	水質	0.03mg/ℓ以下	規格K0102の53に定める方法

新				旧			
			(準備操作は規格K0102の53に定める方法によるほか、環境庁告示第59号付表10に掲げる方法によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については同表10の1(1)による。)				(準備操作は規格K0102の53に定める方法によるほか、環境庁告示第59号付表9に掲げる方法によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については同表9の1(1)による。)
別表第18 (第93条の5 関係) 地下水の水質の浄化基準				別表第18 (第93条の5 関係) 地下水の水質の浄化基準			
特定有害物質の種類		基準値		特定有害物質の種類		基準値	
カドミウム及びその化合物		1 リットルにつきカドミウム <u>0.003</u> <u>ミリグラム</u>		カドミウム及びその化合物		1 リットルにつきカドミウム <u>0.01</u> <u>ミリグラム</u>	
(略)		(略)		(略)		(略)	
1, 1-ジクロロエチレン		1 リットルにつき <u>0.1</u> <u>ミリグラム</u>		1, 1-ジクロロエチレン		1 リットルにつき <u>0.02</u> <u>ミリグラム</u>	
<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>		1 リットルにつき0.04ミリグラム		<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>		1 リットルにつき <u>0.04</u> <u>ミリグラム</u>	
(略)		(略)		(略)		(略)	
<u>塩化ビニルモノマー</u>		1 リットルにつき0.002ミリグラム					
<u>1, 4-ジオキサン</u>		1 リットルにつき0.05ミリグラム					
備考 (略)				備考 (略)			